

徳島県災害ケースマネジメント手引書

令和5年3月

徳 島 県

目 次

1 はじめに	1
1.1 災害ケースマネジメントの定義と必要性	
(1) 災害ケースマネジメントの定義	
(2) 災害ケースマネジメントの必要性・効果	
1.2 事前復興の中核となる災害ケースマネジメント	2
(1) 事前復興の取組	
(2) 事前復興の取組による「地域の早期復興」の実現	
1.3 県手引書の目的	3
1.4 県手引書の位置づけ	3
(1) 作成根拠	
(2) 国手引きとの関係	
(3) 関連する部局・所属の連携	
1.5 県手引書のPDCA	4
2 官民連携による被災者支援体制の構築	5
2.1 被災者支援実施の準備（平時）	5
(1) 県における被災者支援体制の構築（平時）	
(2) 市町村における被災者支援体制の構築（平時）	10
(3) 災害中間支援組織及び支援関係機関の役割（平時）	13
2.2 被災者支援実施体制の整備（発災時）	18
(1) 県における被災者支援体制の構築（発災時）	21
(2) 市町村における被災者支援体制の構築（発災時）	
(3) 災害中間支援組織及び支援関係機関の役割（発災時）	
3 災害ケースマネジメントの基本的な考え方と手法	22
3.1 災害ケースマネジメントの基本的な考え方	
(1) 従来の被災者支援との違い ～4つの特徴	
(2) 災害ケースマネジメント実施体制の確保	
3.2 災害ケースマネジメントの実施	23
4 人材育成	25
4.1 研修・訓練等による人材育成の実施	
(1) 研修	
(2) 訓練	
4.2 災害中間支援組織の育成	

参考資料

- 1 徳島県「南海トラフ巨大地震」、「中央構造線・活断層地震」の……27
被害想定及び広域避難について
- 2 市町村における被災者支援体制構築のための確認シート ……37
- 3 災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報の取扱いについて ……50
- 4 平時からの福祉の体制 ……70
 - (1) 重層的支援体制整備事業
 - (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)について
 - (3) 災害時コーディネーター
 - (4) 地域支え合いセンター
 - (5) 地域の見守り事業
- 5 県・市町村の被災者支援制度窓口一覧 ……77
- 6 徳島県被災者支援推進ネットワーク会議 ……102
 - (1) 設置要綱
 - (2) 部会設置要綱
- 7 徳島県災害ケースマネジメント推進協議会 ……105
 - (1) 構成員
 - (2) 活動内容

1 はじめに

1.1 災害ケースマネジメントの定義と必要性

(1) 災害ケースマネジメントの定義

災害ケースマネジメントとは、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携をしながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組」である。

(2) 災害ケースマネジメントの必要性・効果

徳島県（以下「県」という。）においては、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの甚大な被害が想定される大規模自然災害の発生が懸念されており、「誰一人取り残さない被災者の早期の生活再建」を図るためには、避難所運営や物資確保などとともに、被災者一人一人の被災状況や生活などの実情に即した支援を講ずることが重要である。

そのため、発災後のきめ細やかな被災者支援や、アウトリーチによる被災者に寄り添った災害ケースマネジメントを実施することができるよう、平時からの官民連携による被災者支援の体制構築が急務となっている。

こうした災害ケースマネジメントを含めた被災者支援体制の構築により、

- ①災害関連死の防止
- ②避難所以外への避難者への対応
- ③支援漏れの防止
- ④被災者の自立・生活再建の早期実現
- ⑤地域社会の活力維持への貢献

等の効果が期待される。

1.2 事前復興の中核となる災害ケースマネジメント

(1) 事前復興の取組

「徳島県復興指針」（令和元年12月）では、事前復興の取組として災害ケースマネジメントを位置づけている。

◇徳島県復興指針（抜粋）

災害ケースマネジメントによる支援

- 大規模災害からの生活再建に当たっては、県及び市町村は、社会福祉協議会、士業ネットワーク、関連団体等と各フェーズにおいて緊密に連携し、個々の被災者からのニーズに対応した、平時と災害時を組み合わせた支援策（災害ケースマネジメント）を実施することが効果的である。

【準備する事前復興】

- 県及び市町村は、先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集し、その導入等について事前に検討しておく。
- 県及び市町村は、社会福祉協議会、専門職団体、ボランティア等と連携し、平時から福祉を中心とした災害ケースマネジメントに係るネットワークを構築するとともに、社会的孤立防止を図る居場所づくりや、住民相互の地域づくりを進めておく。
- 県及び市町村は、住民、社会福祉協議会等と連携し、「支え合いマップ」を作成するなど、平時からの様々な取組を通じて、事前に地域の情報を可視化、共有化しておく。

(2) 事前復興の取組による「地域の早期復興」の実現

被災地における地域の存続のためには、インフラなどのハード整備による復興と合わせ、被災者が住み慣れた場所で早期に生活再建を実現し、生き生きと生活できる復興まちづくりを進める必要がある。

そのため、災害ケースマネジメントをはじめとする官民連携による被災者支援体制の構築は、「地域社会の維持・再生・育成」に向けた事前復興の中核となる取組であり「地域の早期復興」を実現することを目的としている。

また、地域の早期復興のための事前復興としては、次の取組も重要となる。

- 応急仮設の確保や住宅の供給・再建、雇用の維持・確保や福祉対策・要配慮者支援等の「すまい」、「しごと」、「暮らし」など被災者の生活再建に向けた事前復興を進めることにより、「地域社会の維持・再生・育成」へとつなげていくこと。

- 県や市町村は地区住民、事業者等が自発的な防災活動に関する「地区防災計画」を作成、実践するための支援を行い、あらかじめ、地域防災計画に盛り込み、地域の特性に応じた共助に平時から取り組んでおくこと。

1.3 県手引書の目的

「徳島県災害ケースマネジメント手引書」（以下「県手引書」という。）は、県及び市町村が民間団体と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、官民連携による被災者支援体制構築に向けた取組指針を示したものである。

1.4 県手引書の位置づけ

(1) 作成根拠

県手引書は、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」、「徳島県地域防災計画」及び「徳島県復興指針」に基づき作成したものである。

◇徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 震災対策は、事前防災、減災（震災を最小化することをいう。）及び事前復興を基本として、県民の生命が失われないことを最も重視するとともに、県民生活、県民経済及び地域社会を守り、並びに再度災害防止の観点により、被災後の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図ることを目指して、誰一人取り残さないよう実施されなければならない。

第83条

5 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとする。

◇徳島県地域防災計画（抜粋）

第4章 災害復旧・復興

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1 方針

県及び市町村は、被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、土業団体、NPO等）と連携し、平時から災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

(2) 国手引きとの関係

県手引書は、国の「災害ケースマネジメント実施の手引き」（令和5年3月 内閣府（防災担当）。以下「国手引き」という。）の内容に準拠して作成している。

そのため、県手引書は、本県独自の取組を中心に記述しており、活用際には、国手引きと併せて参照されることを想定している。

(3) 関連する部局・所属の連携

災害ケースマネジメントをはじめとする被災者支援は、防災・福祉・住宅・企画をはじめとする様々な関係部局・所属が連携して実施することが求められる。

このため、県手引書は、県及び市町村において、関連する部局が連携して体制構築に取り組むことを前提に作成している。

1.5 県手引書のPDCA

県手引書は、新たなノウハウや事例を反映するなど、継続的に改定の検討を行うことを前提としている。

災害が頻発化・激甚化していることを鑑み、被災した自治体が再び被災することも想定されることから、災害ケースマネジメントを実施した市町村において、取り組みの振り返りを行い、明らかになった改善点を平時からの取り組みに反映させ、次の災害に備えたPDCA循環の継続を図る。

2 官民連携による被災者支援体制の構築

県手引書では、官民連携による被災者支援体制の構築は、次の点を前提として記述している。

- ① 官民連携による被災者支援体制は、災害ケースマネジメントに限定したものではなく、避難所運営や支援物資輸送などの被災者支援全般の対応を実施する体制として想定している。
したがって、発災直後から体制確保を図ることが必要だと考えている。

- ② 災害が発生し、被害が大規模・広域的なものとなるほど、県や市町村が行うべき業務量は膨大なものとなり、市町村が単独で災害対応・被災者支援・さまざまな支援活動の調整を行うことは困難となることが予想される。

そのため、災害時における地域の被災者支援を担う支援関係機関との連携体制が必要であり、各地域の行政、社協、NPO、士業、研究者等有識者、民生委員等の関係性、地域性等に基づき、互いを尊重し相互に意思疎通を図り、それぞれの役割と責任の分担を認識した上で連携・協働することにより、被災者支援活動の効果を最大化することを目指す。

2.1 被災者支援実施の準備（平時）

県及び市町村は、平時から、防災部局のみならず、関係部局が一体となって、官民連携による被災者支援体制の構築に向けた準備・検討を進める。その概略は、「図2-1 被災者支援実施の準備（平時）」のとおりである。

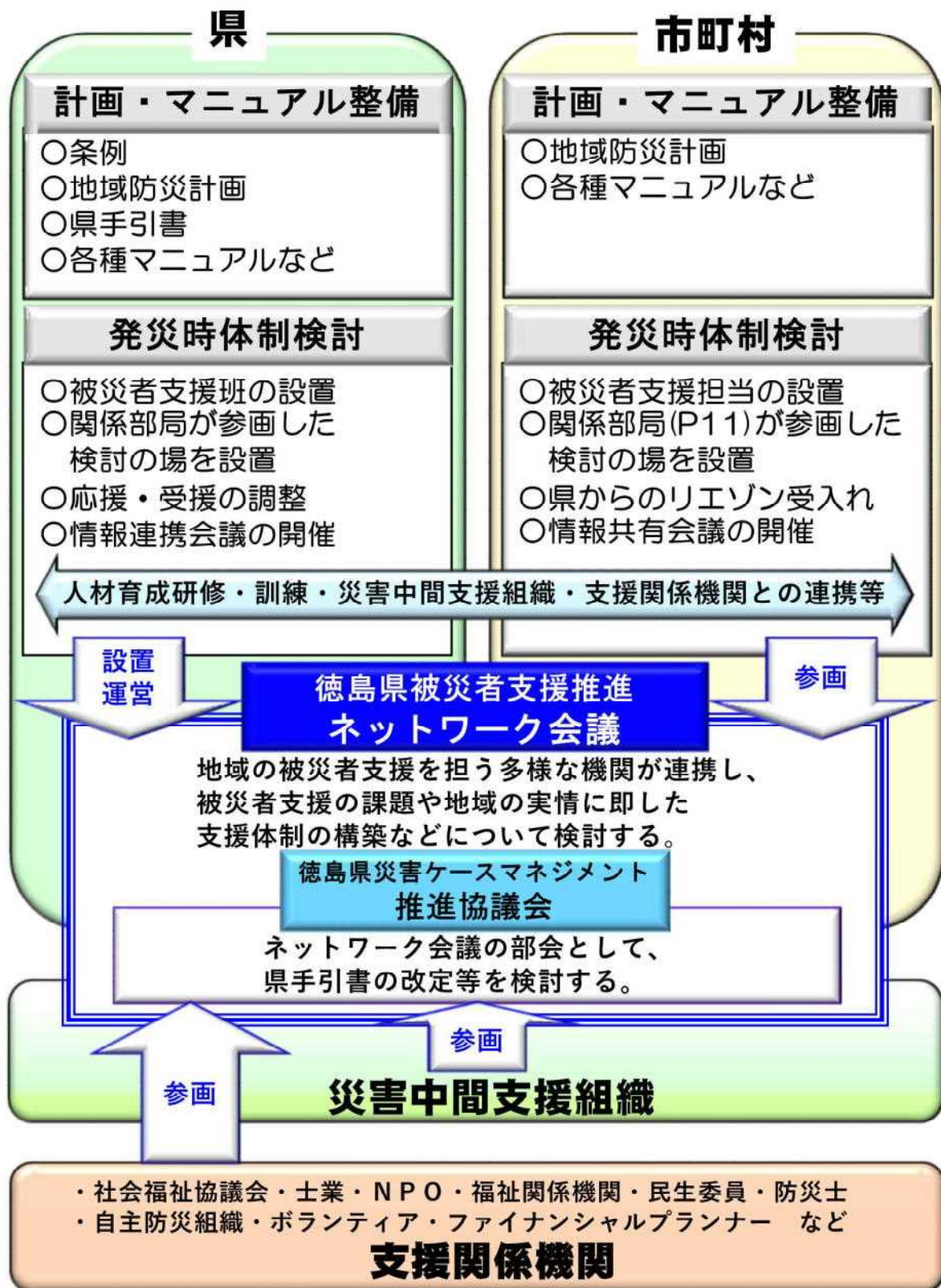


図2-1 被災者支援実施の準備（平時）

(1) 県における被災者支援体制の構築（平時）

ア 計画・マニュアルの整備

県は、被災者支援の活動の根拠となる条例、地域防災計画、県手引書及び各種マニュアルを整備し、必要に応じ改定する。

イ 発災時の被災者支援体制の検討

県は、被災者支援に関係する部局や支援関係機関が参画した検討の場として「災害ケースマネジメント・ワーキング・グループ」を設け、災害ケースマネジメントをはじめとする発災時における被災者支援体制の確保に向けた調整を進める。

発災時に被災者の健康観察を行う保健師や平時の市町村における「重層的支援体制整備事業」の実施機関等、また、「地域の見守り事業」等を実施している市町村社会福祉協議会等、平時の福祉的な支援を実施している機関との連携体制も構築しておく。

アウトリーチによるアセスメントにより、支援が必要な被災者を発見し、共通のアセスメントシートを活用するなど聞き取り項目の共有化を図る。

県社会福祉協議会や災害中間支援組織等の参画や役割分担などについても調整を図る。

◇災害ケースマネジメントWG（ワーキンググループ）

- ・ 構成員 防災、保健福祉、住宅、雇用などの担当課、県民局、支援関係機関
- ・ 役割 県の災害ケースマネジメント関係部局が参加し、災害時の支援体制や役割分担について検討する。

ウ ネットワーク会議の設置・運営

県は、平時から市町村及び社会福祉協議会・士業・研究者等有識者・NPO法人等の支援関係機関と連携し、災害ケースマネジメントをはじめとする被災者支援の体制構築に向けた検討を進めるため「徳島県被災者支援推進ネットワーク会議」を設置・運営する。

◇徳島県被災者支援推進ネットワーク会議の概要

- ・ 構成員 県、市町村、学識経験者、社会福祉協議会、士業、自主防災組織、福祉団体、民生・児童委員、NPO法人等
- ・ 役割 地域の被災者支援を担う多様な機関が連携し、被災者支援の課題や地域の実情に即した支援体制の構築などについて検討する。

◇災害ケースマネジメント部会の概要

- ・ 構成員 県、学識経験者、社会福祉協議会、士業、NPO法人等
- ・ 役割 徳島県被災者支援推進ネットワーク会議の部会として、県手引書の改定等を検討する。

※徳島県被災者支援推進ネットワーク会議及び災害ケースマネジメント部会の詳細は、「参考資料6 徳島県被災者支援推進ネットワーク会議」を参照。

エ 官民連携による体制の確保

県は、被災者の生活再建の相談窓口対応や災害ケースマネジメントの実施を円滑に行うため、社会福祉協議会や士業、研究者等有識者、NPO等の支援関係機関と被災者支援実施にあたって、個人情報保護の観点から委託契約を締結するなど適切な手続きを行うとともに、双方が十分協議等を行ったうえで互いの役割を果たす必要がある。なお、平時から円滑に実施できるよう協定を締結しておく。

オ 市町村の行う被災者支援体制構築のバックアップ体制確保

県は、複数の市町村が被災者支援の一元的な相談窓口を設置する場合に備え、被災者支援に関する専門知識を有する団体と連携し、市町村からの問い合わせに対応できる体制（オンラインによる市町村からの相談対応や、市町村への専門家の派遣など）を確保する。

カ 応援・受援体制の整備

県は、大規模災害により広域的な災害が発生した場合の被災者支援にあたる人員の不足を想定し、全国知事会や関西広域連合、遠隔地の都道府県とのカウンターパート等の協定に基づく行政職員の受援体制について計画の作成などの環境を整備するとともに、被災市町村のニーズを把握し、円滑な支援が図られるよう体制の検討を行う。

また、県内外の士業団体やNPO、ボランティアの等の受入れを想定し、情報共有等の連携方法を検討しておく。

被災者支援に関して、市町村を強力にバックアップするため、市町村の災害対策本部に被災者支援のリエゾンを派遣する体制を整備する。その際には、市町村の様々なニーズを迅速かつ的確な支援につなげるため、あらかじめ派遣するリエゾンの担当部局の割り振りについても検討する。

キ 災害中間支援組織の育成

県は、県内外からNPOやボランティア等の支援を受け入れるため、その活動調整を行う災害中間支援組織を育成し、地域内のNPOやボランティア団体や全国の被災地で活動実績のある民間団体とのネットワークを構築し、市町村との情報連携を図る。

ク 研修・訓練等による人材育成の実施

県は、発災直後の被災者の生活再建の相談対応や個別訪問等のアウトリーチによる災害ケースマネジメントを円滑に実施することができるよう、市町村職員、社会福祉協議会、士業、NPO、民生委員、自主防災組織、災害ボランティア、福祉関係機関等、地域の被災者支援の担い手に対し、研修を行う。

また、県は市町村や支援関係機関と連携し、災害ケースマネジメントを含む被災者支援を盛り込んだ訓練を実施する。
※「4 人材育成」を参照

ケ 県民向けの啓発の実施

県は、県民向けの啓発として、被災者支援制度の概要の説明、被災者支援制度の研修用のツールを活用したセミナー開催などの県民向けの啓発活動を実施する。

その際には、例えば、住宅が被災した場合には、まず被災状況を写真に残してから復旧作業に着手することなど、罹災証明や支援制度を活用する際に必要となる具体的な事項についても周知するよう留意する。

(2) 市町村における被災者支援体制の構築（平時）

ア 計画・マニュアルの整備

市町村は、被災者支援の活動の根拠となる地域防災計画や各種マニュアルを整備し、必要に応じ改定する。

災害ケースマネジメントの実施に向けた検討を開始し、又は体制や業務分担を整理した場合には、地域防災計画に位置づけるとともに、各種対応マニュアル等に明文化し、関係者に周知する

被災者支援業務の執行に支障が生じないよう、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時の職員の安否確認や参集、対応職員の確保、災害対応業務を行うための職務の代行や代替庁舎、執務環境の確保などについて、あらかじめ業務継続計画により確認し、必要に応じ改定しておく。

イ 発災時の被災者支援体制の検討

市町村は、平時から、災害ケースマネジメントをはじめとする被災者支援の実施について検討を行い、地域の実情に即した被災者支援体制の構築を進める。

発災時の被災者の生活再建の一元的な窓口の設置や官民連携の被災者支援体制構築の検討を進める。

ウ ネットワーク会議への参画

市町村は、被災者支援の体制構築に向けた検討を進めるため、県が設置・運営する「徳島県被災者支援推進ネットワーク会議」に参画する。

エ 官民連携による体制の確保

災害ケースマネジメントは、社会福祉協議会、士業、研究者等有識者、NPO等、行政機関以外との連携が必要となる。

国の手引書の取組事例を参考に、平時より地域の被災者支援の担い手となる民間団体等との連携体制については、協定、委託、ボランティア等体制について整理し、検討を進めておくとともに双方が十分協議等を行ったうえで互いの役割を果たす必要がある。

また、災害時の支援協定の締結についても合わせて検討しておく。

オ 被災者支援体制構築のための確認項目

市町村は、災害ケースマネジメントを含む被災者支援について、次の項目を整理・検討しておく。

- ①被害想定（南海トラフ巨大地震、中央構造線・活断層地震）
- ②代替庁舎
- ③応急仮設住宅用地、みなし仮設の確保
- ④避難所の運営
- ⑤行政によるアウトリーチ
- ⑥アセスメントシート（聞き取り項目）
- ⑦被災者台帳の作成
- ⑧一元的な総合窓口の設置・運営
- ⑨情報共有会議の開催
- ⑩災害ケースマネジメントの実施

なお、検討のための様式例を「参考資料2 市町村における被災者支援体制構築のための確認シート」に掲載している。

カ 情報共有の準備

災害ケースマネジメントなどの被災者支援のための情報の共有化を図るため、情報共有会議の開催方法について検討しておく。

発災後、在宅避難者等の状況を把握するため、支援の漏れがないよう行政職員や委託によるアウトリーチの範囲や方法について、検討しておくとともに、共通のアセスメントシートを使うなどし、本人同意の確認を行う。

個人情報保護法に基づき、被災者台帳や避難行動要支援者名簿についての情報共有の手続きについて整理しておく。

なお、個人情報の取扱いについては、「参考資料3 災害ケースマネジメント実施に係る個人情報の取扱いについて」を参照のこと。

キ 全庁的な業務分担の検討

市町村は、災害ケースマネジメントをはじめとする関係する部局が

参画した検討の場を設け、発災時における被災者支援体制の確保に向けた調整を進める。

なお、ひとつの部局だけで被災者支援全体を担うことは極めて困難であり、各部局ごとの業務分担することが必要である。

また、全体を統括する部署を明確化することも重要である。

〈連携が想定される関係部局の例〉

防災担当部局	○災害対策本部の設置・運営 ○災害救助の実施 ○避難所の設置・運営、 ボランティアセンターの開設等など
医療・保健・福祉 担当部局	○災害時の医療・保健・福祉サービスの 提供 ○在宅の要介護者要支援者の安否確認 ○避難所の設置・運営、 ボランティアセンターの開設等など
総務・企画担当	○庁内関係部局の総合調整 ○被災者支援に係る新しい制度の提案
市民担当部局 税務担当部局	○罹災証明の発行 など
住宅担当部局	○仮設住宅設置 ○住宅再建支援 など
農林水産担当部局 商工担当部局	○生業支援
教育担当部局	○就学支援等 など

ク 平時の福祉施策の支援機関等との連携体制の確保

災害ケースマネジメントによる支援とは、災害時に被災者へのアウトリーチ、アセスメント等を通じて被災者の抱える課題にあわせ、支援機関等が連携して包括的な支援体制を構築し、寄り添った支援を実施するものである。

この点は、社会福祉法第106条の3に基づく包括的な支援体制によって行われる支援と、その目的を一にするものである。

このことから、重層的支援体制整備事業をはじめとする平時からの包括的な支援体制の枠組みを活用して、支援機関等と連携し、災害ケースマネジメントに取り組むことで、平時と災害時の支援をシームレスに実施することが可能となる。

(3) 災害中間支援組織及び支援関係機関の役割（平時）

◇災害中間支援組織とは

国手引きの付属資料1「用語集」では、「災害中間支援組織」について、次のように記載されている。

中間支援組織とは、「市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援の資源の仲介、政策提言等を行う組織」と定義されている。中間支援組織自らが NPO 等である場合もある。

特に、被災地では、被災者支援に係る主体が多様化したことで、その活動の支援や組織間の調整を行う役割（＝中間支援機能）が重要であり、災害中間支援組織は、「活動基盤の整備」「支援者・団体のコーディネート」等を担っている。

【現在活動中の災害中間支援組織】

令和4年2月現在

（出典：JVOAD作成 被災者支援コーディネーションガイドライン）

北海道	北の国災害サポートチーム
岩手県	いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）
埼玉県	埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
千葉県	災害支援ネットワークちば（CVOAD）
東京都	東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
長野県	長野県災害時支援ネットワーク（N-net）
静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク 委員会／静岡県災害ボランティア本部・情報センター
三重県	みえ災害ボランティア支援センター
京都府	京都府災害ボランティアセンター、 災害時連携NPO等ネットワーク
大阪府	おおさか災害支援ネットワーク
兵庫県	災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
奈良県	奈良防災プラットフォーム連絡会
岡山県	災害支援ネットワークおかやま／NPO法人岡山NPOセンター
広島県	災害支援ひろしまネットワーク会議

福岡県	災害支援ふくおか広域ネットワーク（Fネット）
佐賀県	佐賀災害支援プラットフォーム
熊本県	NPO法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
宮崎県	NPO法人宮崎文化本舗

◇支援関係機関の例示

支援関係機関としては、次のような団体・個人を想定している。

【連携が想定される支援関係機関】

(参考)・内閣府 災害ケースマネジメント実施の手引き 一部改変

連絡先	有する専門性
社会福祉協議会	自治会・町内会等の地縁組織と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、地域との幅広いネットワークを有するほか、地域が抱える福祉的課題についても詳しい。
災害ボランティアセンター	近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に被災者の支援を実施している。災害ボランティア活動のニーズ把握の際、ボランティアニーズ以外の情報収集も可能。
NPO等	それぞれの団体が支援の対象としている生活困窮者や外国人等と日頃の事業・活動を通じてつながりを持っており、それぞれの対象者に対する専門性を有し、抱える課題についても詳しい。また、災害時の被災者支援を専門とするNPOもあり、公的な支援との連携により隙間ない被災者支援に資する。
保健師	健康相談や家庭訪問などの個人の支援から、地域・企業単位の健康指導を行っていることから、日頃の事業・活動を通じて地域との幅広いネットワークを有するほか、地域の医療的支援を必要としている者の課題を把握している。また、発災直後から個別訪問を行っている。
民生委員・児童委員	住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ」を実施しており、地域の支援を必要としている者の抱える課題を把握している。

地域包括支援センター	高齢者の総合的な支援を実施するための拠点であり、被災者が高齢者の場合に介護、介護予防、保健医療、生活支援等について相談する際の連携先として想定される。
社会福祉士	高齢者、障害者（児）等に対する相談事業を通じ、各種福祉制度について知見を持っており、日常生活の自立に向けて支援が必要な被災者の支援の方向性について知見を有している
社会福祉法人・社会福祉施設	特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の社会福祉事業を行っており、災害時には定員を超過しての高齢者や障害者の受け入れや、福祉避難所の開設・運営など福祉サービスによる支援が必要な被災者の支援が想定される。
ケアマネジャー	要介護者や要支援者に対し、訪問介護やデイサービス等のサービスに係るケアプランの作成等を実施しており、要介護者や要支援者の自立的な生活に必要な支援に関する知識と技術を有している。被災者が要介護者や要支援者である場合の連携先として想定される。
相談支援専門員	障害福祉サービスなどの利用計画の作成、日常生活や社会生活を営む上での諸般の相談支援を実施しており、障害のある者の自立した生活の支援に関する知識と技術を有している。被災者が障害のある者である場合の連携先として想定される。
生活困窮者自立相談支援機関	生活困窮者の生活の困りごとや不安について、支援員が相談を受けて、支援の方向性を相談者と一緒に検討、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施しており、被災者が生活困窮者である場合の連携先として想定される。
その他福祉サービス事業者	高齢者、障害者（児）、子ども子育てなどそれぞれの分野において相談支援・日常生活支援等の業務を行っており、当該事業の利用者の状況を把握しているほか、支援が必要な者のアセスメントなど支援のノウハウを有している。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定。住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなど要配慮者への生活支援

	を行っており、入居支援の観点から連携先として想定される。
法律関係（弁護士・司法書士等）	法律知識を基に、法的な課題に関する各種相談に応じる。契約関係、債務整理、登記等権利義務関係等の場面や、各種支援制度の利用についての整理、助言（被災者、行政の両方が想定される。）の場面での連携先として想定される。また、法テラスの法律相談は、一定の大規模災害の場合には資力要件なしに無料法律相談を受けられる場合がある（該当しない災害の場合は収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である者が対象。）。
税関係（税理士・公認会計士）	税知識を基に、法人や事業を営む個人が支出する費用などの主な税務上の各種相談に応じる。
行政書士	被災者の生活再建に必要となる行政機関に提出する各種手続き業務の支援を行うことが想定される。
社会保険労務士	被災者に対し、雇用労働問題、労働社会保険と中小企業支援に関する相談支援を行うことが想定される。
ファイナンシャルプランナー	資産に関する専門性を有しており、税の減免等の各種制度の情報提供や相談、すまいの再建にあたっての資金繰りの相談等での連携先として想定される。
建築士	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が被害を受けた場合において、危険度の判定、損壊の程度の判定、修繕の可能性の判断等での連携先として想定される。 ・被災者が住まいを再建する場合において、相談支援を行うことが想定される。
不動産関係（宅建業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、大家等の団体等）	不動産流通業者において被災者に対する賃貸住宅等の斡旋の協力や土地の売買、不動産の評価等での連携先として想定される。
建設関係（地域の工務店、UR等）	住宅の応急的な修理や再建等の場面での支援が想定される。また、URは、被災者向けUR賃貸住宅の提供や建設型応急仮設住宅建設支援等を実施している。

研究者等有識者	災害に関する研究等を通じ、復旧・復興等について専門的な知見を有している。
---------	--------------------------------------

ア ネットワーク会議への参画

災害中間支援組織及び支援関係機関は、被災者支援の体制構築に向けた検討を進めるため、県が設置・運営する「徳島県被災者支援推進ネットワーク会議」に参画する。

イ 活動調整のための準備

災害中間支援組織及び支援関係機関は、県内外からの民間団体の支援を受入れるための準備として、支援者の活動拠点や必要な資機材の調達、支援者向けの情報発信や情報共有、県と市町村との連携の方法など、あらかじめ検討しておく。

ウ 県内外の支援団体とのネットワーク構築

災害中間支援組織及び支援関係機関は、平時から被災地等で活動実績のあるNPO・NGO等とのネットワークを構築し、ノウハウの蓄積や支援方法についての情報収集を行う。

エ 支援体制の共有

災害中間支援組織及び支援関係機関は、県や市町村、その他全国組織等と連携した支援体制について、活動拠点、資機材の状況、人員、連絡先等、あらかじめ、計画、マニュアル等を作成し、県や市町村と情報共有しておく。

オ 協定の締結

県及び市町村は災害中間支援組織及び支援関係機関と連携する内容について、あらかじめ、協定を締結しておく。

2.2 被災者支援実施体制の整備（発災時）

「平時の体制」→「発災時の被災者支援体制の確立」→「継続的な災害ケースマネジメントの実施」→「平時の福祉の制度への引継」までの流れについては、「図2-2 被災者支援体制の構築から災害ケースマネジメント実施の流れ」のとおりである。

県及び市町村は、発災時における災害対策本部体制において、官民連携による被災者支援担当を明確化し、平時のネットワークから発災直後からのきめ細やかな被災者支援、災害ケースマネジメントなどの支援策を円滑に実施できるよう準備・検討を進めるものとする。その概略は、「図2-3 被災者支援実施体制の整備（発災時）」のとおりである。

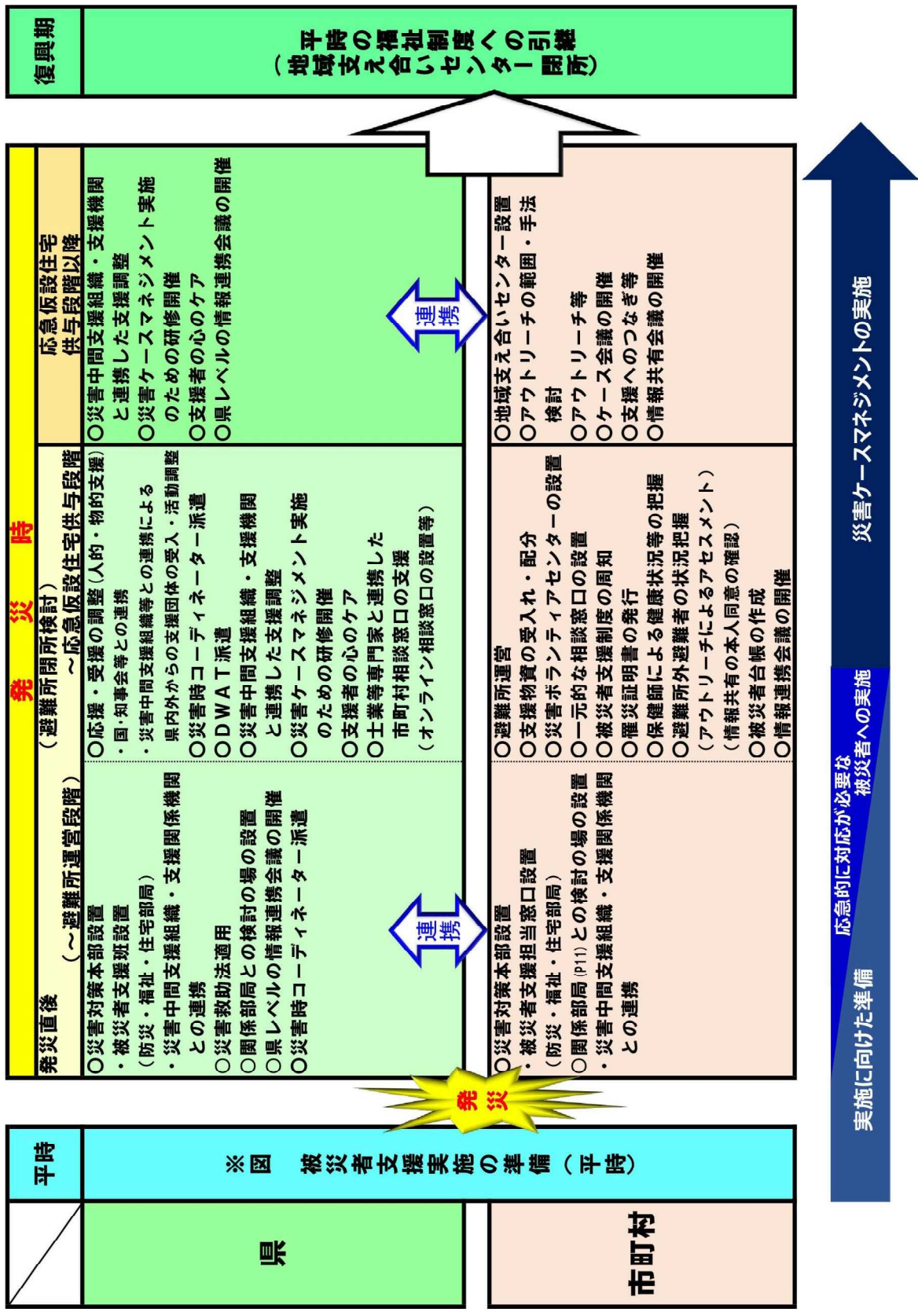


図2-2 被災者支援体制の構築から災害ケースマネジメント実施の流れ

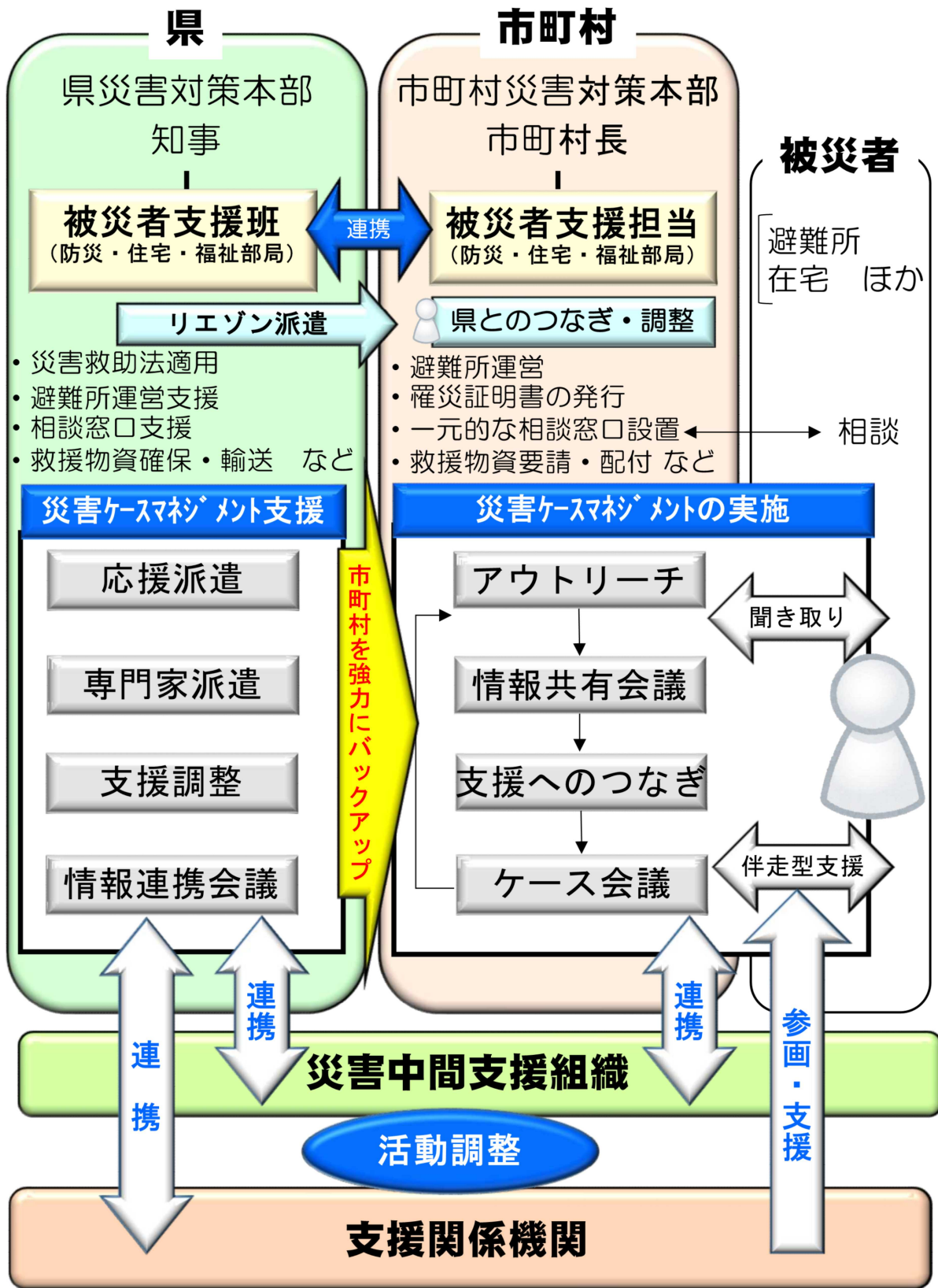


図2-3 被災者支援実施体制の整備（発災時）

(1) 県における被災者支援体制の構築（発災時）

ア 県災害対策本部での「被災者支援班」の設置

県は、県災害対策本部内に災害ケースマネジメントを含めた被災者支援の総合調整を行う被災者支援班を設置し、災害救助法の適用や市町村へのリエゾン派遣、避難所運営支援、救援物資確保などとともに、一元的な相談窓口の設置や災害ケースマネジメント支援を行うこととともに、県レベルでの情報共有会議を開催する。

被災者支援班には、県社会福祉協議会や士業、災害中間支援組織も参画し、官民連携の体制により、市町村を強力にバックアップする。

(2) 市町村における被災者支援体制の構築（発災時）

ア 市町村災害対策本部での被災者支援担当の明確化

市町村は、市町村災害対策本部内に災害ケースマネジメントを含めた被災者支援の総合調整を行うための被災者支援の担当を明確化するとともに、県からのリエゾン派遣の受入体制を整備する。

被災者支援の担当は、県や社会福祉協議会等と連携し、被災者からの一元的な相談窓口の設置や、避難所運営、救援物資の調整などとともに、避難所外避難者の状況把握のためのアウトリーチや情報共有会議、災害ケースマネジメントの実施に向けた調整を行う。

(3) 災害中間支援組織及び支援関係機関の役割（発災時）

ア 県・市町村との連携

災害中間支援組織は、県及び市町村の災害対策本部に設置された被災者支援担当との連携を図る。

イ 応援の受入れ調整

災害中間支援組織は、県内外の支援関係機関からの支援要望があった場合には、県や市町村と連携し、その活動調整を行う。

3 災害ケースマネジメントの基本的な考え方と手法

3.1 災害ケースマネジメントの基本的な考え方

(1) 従来の被災者支援との違い ～4つの特徴

災害ケースマネジメントは、被災者の主体的な生活再建のプロセスを支援するものである（定義は前述1.1参照）。

例えば、行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対して当該支援を提供するなどの従来の被災者支援とは異なるものであることについては、十分に留意する必要がある。

災害ケースマネジメントは、従来の被災者支援と異なる次の4つの特徴を持っている。

① アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

被災者（避難所の被災者だけでなく、在宅での被災者なども含む）の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいる。

そのため、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人一人の抱える課題を把握する。

② 官民連携による被災者支援

災害ケースマネジメントなどの被災者支援の実施に際しては、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、県や市町村が単独で行うことには困難が伴うことが予想される。

そのため、地域の被災者支援の担い手となる社会福祉協議会・NPO法人・士業（弁護士・建築士等）・研究者等有識者、民生委員・自主防災組織などとの官民連携による体制の構築が重要である。

③ 被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、情報共有を図り（情報共有会議）、支援方針を検討し（ケース会議）、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合わせることで総合的な支援を実施する。

④ 支援の継続的な実施

被災者の生活再建のプロセスに寄り添い、継続的に支援するため、「アウトリーチによる課題の把握→情報共有会議→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施」を繰り返し行う「伴走型支援」が求められる。

この繰り返しの中で、生活再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行う。

(2) 災害ケースマネジメント実施体制の確保

被災者支援体制の構築に際しては、これらの特徴を活かすうる実施体制とすることが望まれる。

具体的には、災害ケースマネジメント実施には、少なくとも、

- ・アウトリーチ
- ・ケース会議
- ・支援へのつなぎ等
- ・情報連携会議

を実施できる体制を確保する必要がある。

なお、災害ケースマネジメント実施の流れは「図3 災害ケースマネジメント実施の流れ（国手引き抜粋）」を参照。

3.2 災害ケースマネジメントの実施

災害ケースマネジメントの実施にあたっては、被災者の意思を最大限に尊重し、被災者自身が自立再建の主体となることを支援するとともに、支援がなければ生活が困難な被災者に対しては、継続的に支援を行い、生活再建をマネジメントしていく。

なお、災害ケースマネジメントは、被災の状況や地域の実情に応じた形で実施していく。

災害ケースマネジメントの実施の方法については、国手引き「第4章 災害ケースマネジメントの実施」を参照。

※災害ケースマネジメントを開始する段階については自治体の実情に応じて検討する

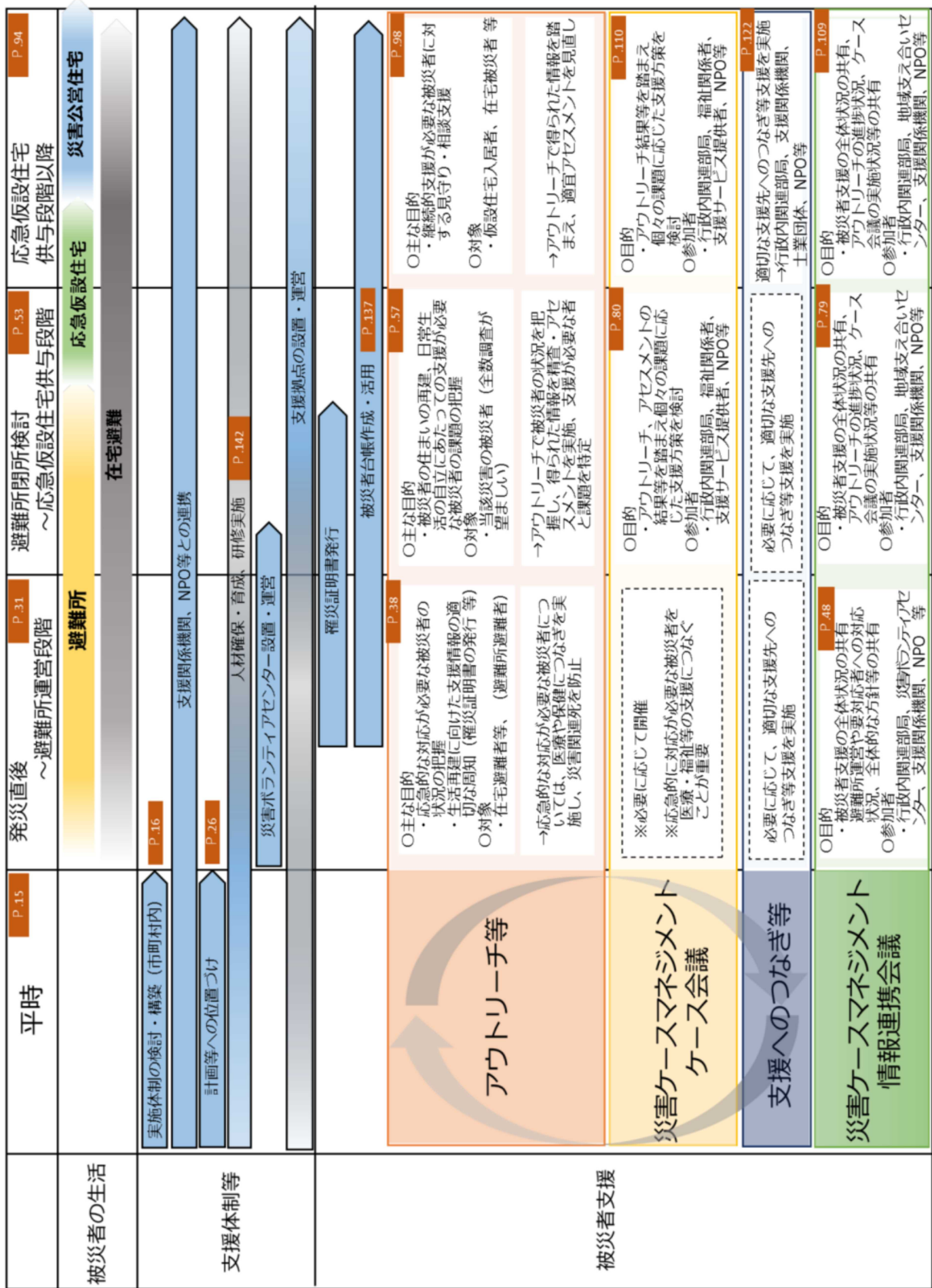


図3 災害ケースマネジメント実施の流れ (国手引き抜粋)

4 人材育成

4.1 研修・訓練等による人材育成の実施

(1) 研修

県は、発災直後には、被災者の被災状況の発見及び把握や要配慮者への支援を行うとともに、市町村が設置する一元的な相談窓口での対応を円滑に行うため、さらに、災害ケースマネジメントを継続的に実施することができるよう、市町村職員、社会福祉協議会、士業、NPO、民生委員、自主防災組織、災害ボランティア、福祉専門職・関係機関等、地域の被災者支援の担い手に対し、研修を実施する。

具体的な研修内容は、

- ・災害ケースマネジメント全体を統括する者
- ・個別訪問等のアウトリーチの担い手
- ・長期的な相談・見守り支援等を行う相談員
- ・災害ケースマネジメントケース会議の運営者

等、各段階において必要とされるスキルに加え、避難所運営や避難所のQOL向上のための研修、心のケアについても、合わせて実施する。

また、研修の際に活用する教材（支援ツール）についても、全国的な事例を集めるとともに、必要に応じて、開発を進めることとする。

(2) 訓練

県及び市町村は、災害中間支援組織や支援関係機関、地域の被災者支援の担い手とも連携し、災害ケースマネジメントを含む被災者支援を盛り込んだ訓練を実施する。

4.2 災害中間支援組織の育成

県は、県内外の支援関係機関が被災地での活動を行う際の調整を行う災害中間支援組織を育成し、被災者と支援者をつなぐハブとなる「活動を展開できる人材の確保」や活動調整を行うためのマニュアル作成を進めておく。

徳島県災害ケースマネジメント手引書 参考資料

1 徳島県「南海トラフ巨大地震」、「中央構造線・活断層地震」の被害想定及び広域避難について

(1) 徳島県「南海トラフ巨大地震」、「中央構造線・活断層地震」の被害想定

徳島県では、切迫する「南海トラフ巨大地震」に加え、「中央構造線・活断層地震」という2つの地震リスクに備える必要があることから、平成25年度には「南海トラフ巨大地震」の被害想定を、平成29年度には「中央構造線・活断層地震」の被害想定をそれぞれ公表している。

<南海トラフ巨大地震の被害想定>

県全体の被害想定は、最大のケースで、

- ・死者数31,300人
- ・全壊棟数116,400棟
- ・避難者数362,600人

また、被災直後の上水道や電力のライフライン被害が9割を超えるなど、甚大な被害が想定される。

<中央構造線・活断層地震の被害想定>

「揺れ」と「火災」により、最大のケースで、

- ・死者：県全体で 3,440人
- ・建物の全壊数：63,700棟
- ・停電：87%
- ・断水：75%
- ・被災1週間後の避難者：25万人超

復興に向け、膨大な量の「廃棄物処理」や「応急仮設住宅」の必要があるなど、その被害は「南海トラフ巨大地震」にも匹敵する。

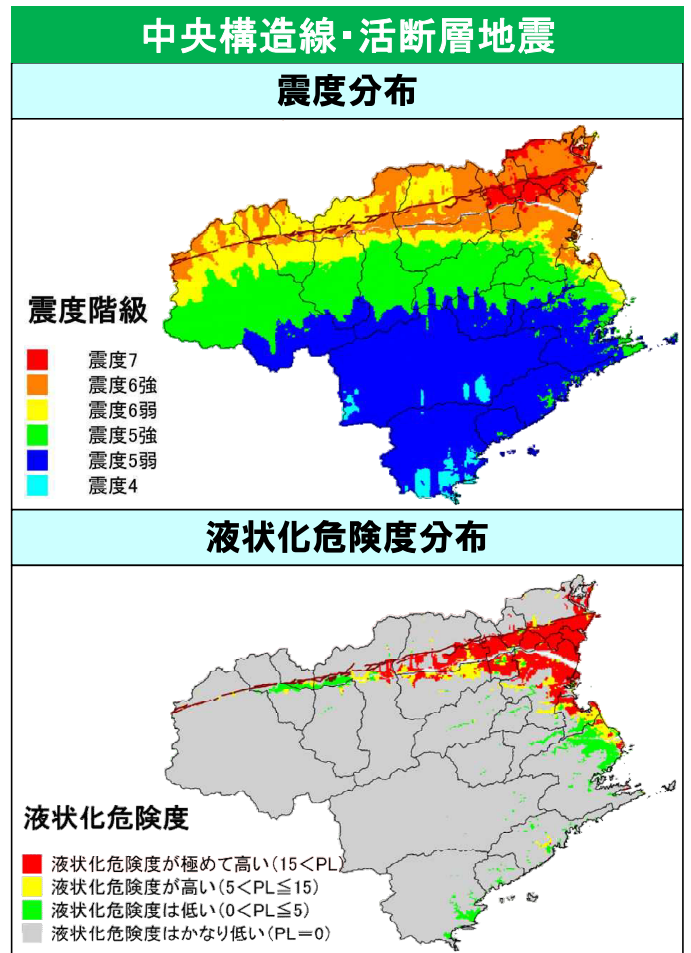
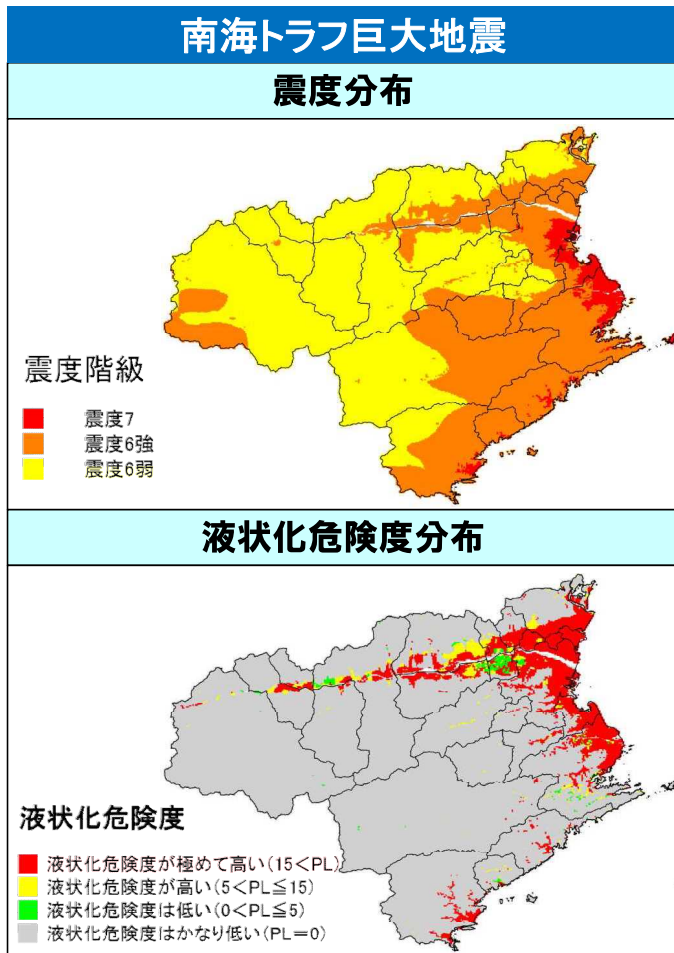
(2) 大規模災害における広域避難について

徳島県では、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害が発生し、各市町村の圏域において避難者を収容する避難所が不足する場合に備え、徳島県及び市町村の災害時相互応援協定（平成25年4月5日締結）に基づき、平成30年3月に「徳島県広域避難ガイドライン」を策定している。

徳島県広域避難ガイドラインは、市町村の圏域を越えた広域避難を円滑に実施するための基本的な考え方を示すとともに、長期避難も視野に入れた避難所における良好な生活環境の確保を目指すものである。

また、大規模災害時には、徳島県が「全国知事会」や「中国・四国9県」並びに「鳥取県」等と締結する相互応援協定や市町村が県外市町村と締結する相互応援協定等に基づく県外への広域避難についても実施することとなるが、徳島県広域避難ガイドラインに定める市町村の圏域を越えた広域避難を基本に、柔軟に対応する。

① 徳島県の地震被害想定



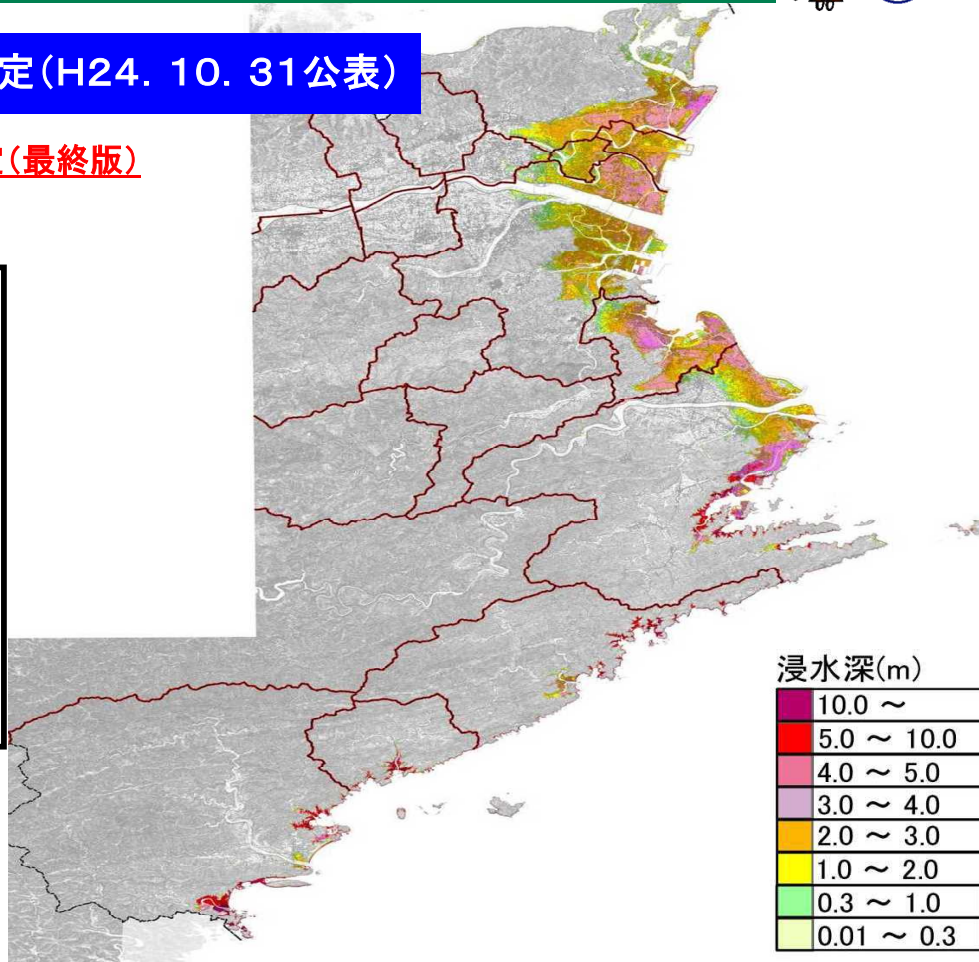
② 徳島県津波浸水想定

徳島県津波浸水想定 (H24. 10. 31公表)

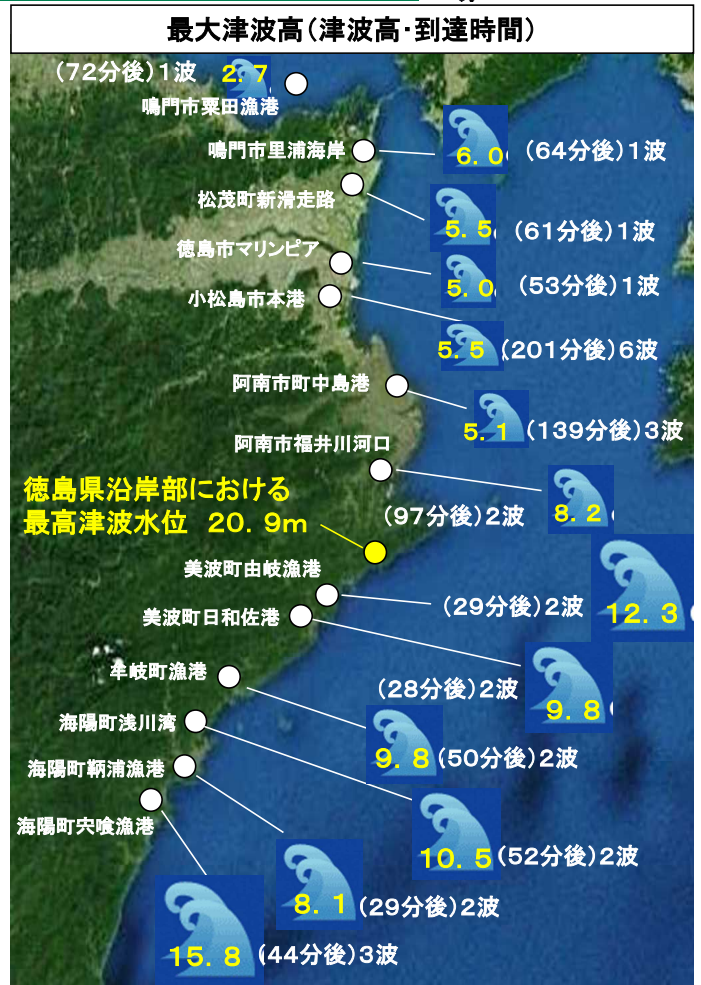
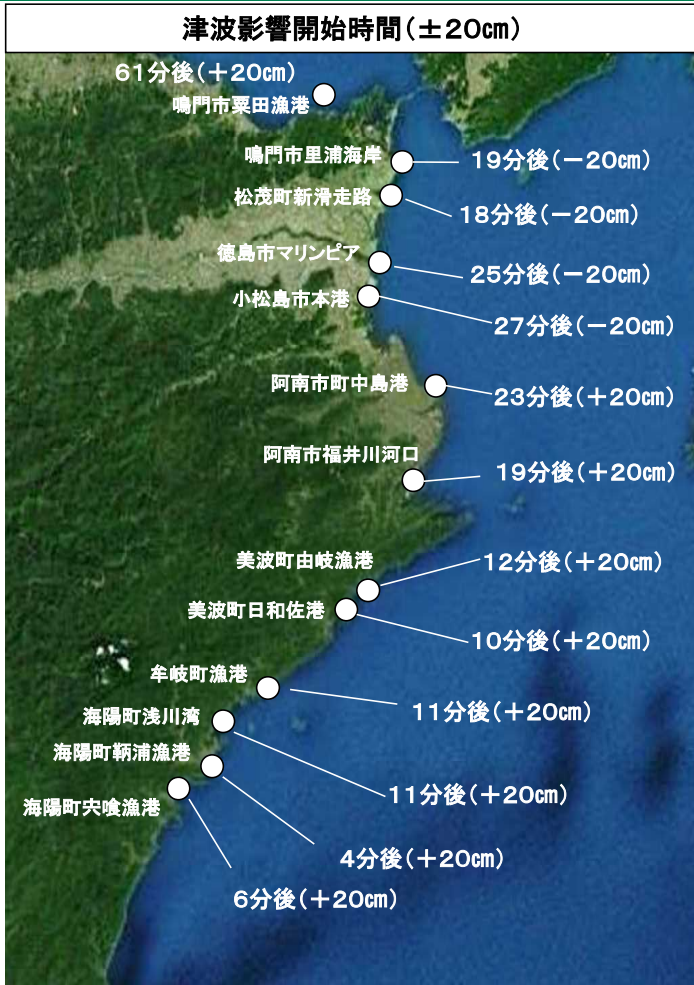
徳島県津波浸水想定(最終版)

浸水面積(単位:km²)

鳴門市	35.3
松茂町	11.4
徳島市	57.5
小松島市	28.8
阿南市	45.0
美波町	5.6
牟岐町	2.7
海陽町	5.0
北島町	8.0
藍住町	2.1
県全体	201.4



③ 津波影響開始時間と最大津波高



④ 徳島県地震被害想定 <被害の比較1>



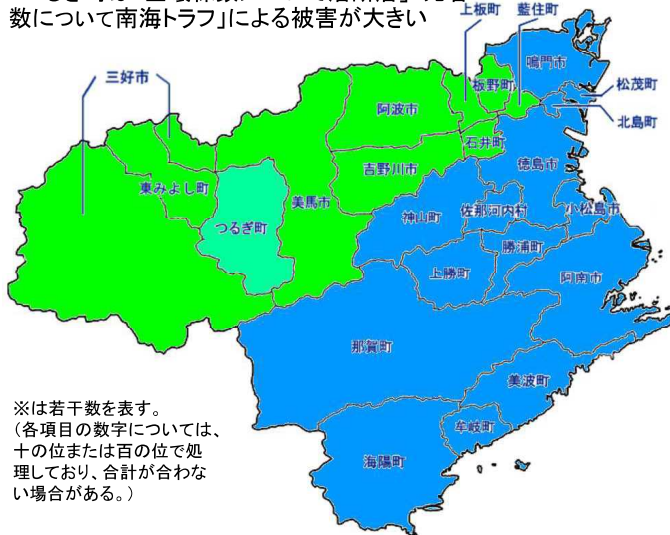
■市町村別全壊棟数

	南海トラフ	活断層
徳島市	48,300	25,600
鳴門市	11,900	11,100
小松島市	12,400	2,400
阿南市	16,000	40
吉野川市	2,200	2,900
阿波市	1,600	2,800
美馬市	1,200	1,600
三好市	510	910
勝浦町	420	※
上勝町	200	※
佐那河内村	40	※
石井町	2,100	2,400
神山町	210	10
那賀町	890	※
牟岐町	2,300	※
美波町	3,300	※
海陽町	3,700	※
松茂町	2,600	1,500
北島町	2,900	2,700
藍住町	2,100	4,500
板野町	860	2,600
上板町	460	1,900
つるぎ町	160	210
東みよし町	200	540
合計	116,400	63,700

県内のどこでも、大きな被害の可能性

■建物全壊棟数、死者数とも
中央構造線・活断層地震の方が大きい
吉野川沿いの9市町

・つるぎ町は「全壊棟数について活断層」「死者数について南海トラフ」による被害が大きい



※は若干数を表す。
(各項目の数字については、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。)

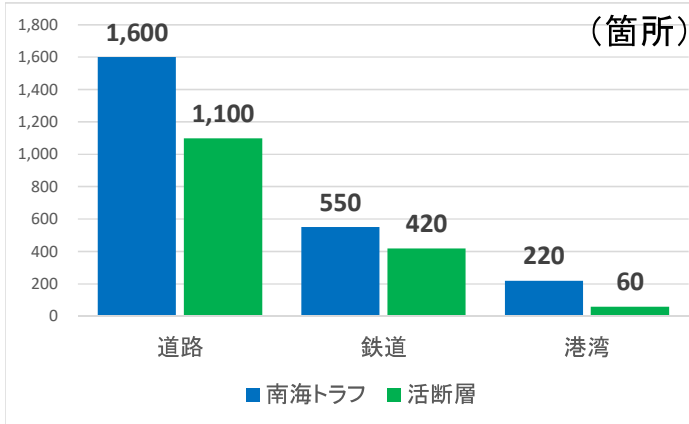
■市町村別死者数

	南海トラフ	活断層
徳島市	10,400	1,160
鳴門市	2,700	690
小松島市	5,000	80
阿南市	4,600	※
吉野川市	140	170
阿波市	100	180
美馬市	80	110
三好市	30	60
勝浦町	30	※
上勝町	10	※
佐那河内村	※	※
石井町	130	150
神山町	10	※
那賀町	60	※
牟岐町	1,000	※
美波町	2,400	※
海陽町	2,600	※
松茂町	1,400	80
北島町	370	140
藍住町	140	270
板野町	50	170
上板町	30	120
つるぎ町	10	10
東みよし町	10	40
合計	31,300	3,440

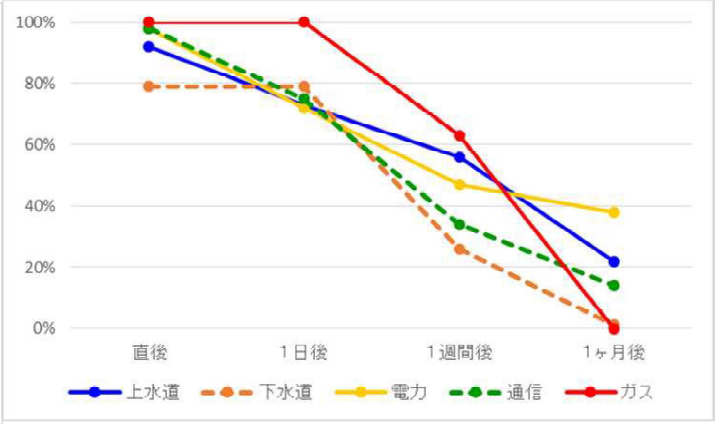
⑤ 徳島県地震被害想定 <被害の比較2>



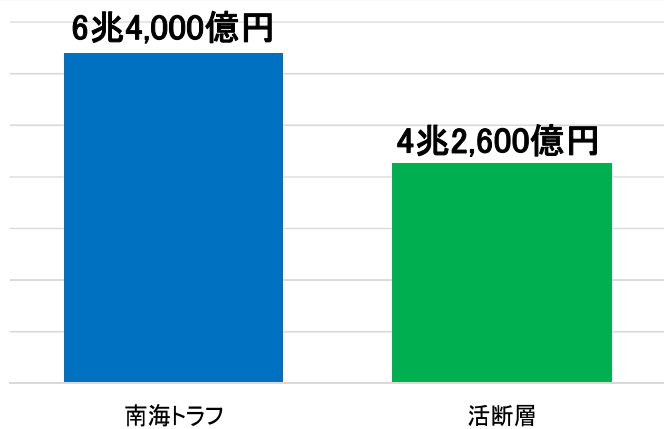
交通施設被害



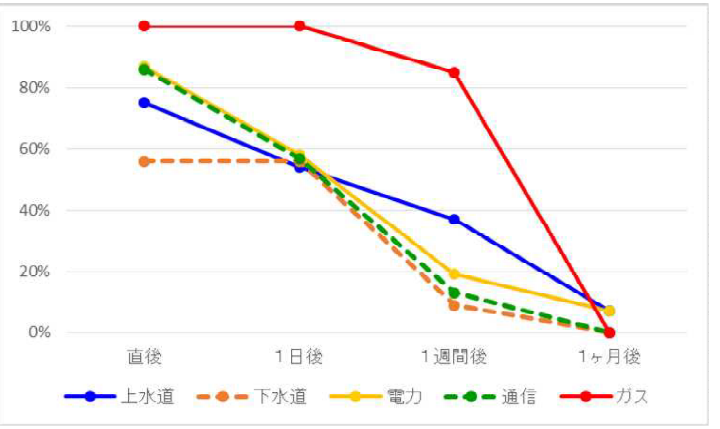
ライフライン被害 : 南海トラフ巨大地震



直接経済被害



ライフライン被害 : 中央構造線・活断層地震



⑥ 徳島県地震被害想定 <被害の比較3>



建物被害・人的被害・生活支障等

	南海トラフ	活断層
全壊棟数	116,400 棟	63,700 棟
揺れ	60,900 棟	44,400 棟
液状化	540 棟	430 棟
急傾斜地	360 棟	180 棟
津波	42,300 棟	- 棟
火災	12,300 棟	18,700 棟
死者数	31,300 人	3,440 人
揺れ	3,900 人	2,860 人
急傾斜地	30 人	20 人
津波	26,900 人	- 人
火災	470 人	560 人
生活支障等(最大)		
避難者	362,600 人	254,100 人
入院需要	9,300 人	5,200 人
廃棄物	1,600~2,200万 トン	1,200万 トン
仮設住宅	70,200 戸	35,300 戸
孤立集落	140 集落	77 集落

ライフライン被害

ライフライン	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
○上水道:断水率				
南海トラフ	92%	73%	56%	22%
活断層	75%	54%	37%	7%
○下水道:支障率				
南海トラフ	79%	79%	26%	1%
活断層	56%	56%	9%	0%
○電力:停電率				
南海トラフ	98%	72%	47%	38%
活断層	87%	58%	19%	7%
○通信:固定電話不通率				
南海トラフ	98%	75%	34%	14%
活断層	86%	57%	13%	0%
○ガス:都市ガス停止率				
南海トラフ	100%	100%	63%	0%
活断層	100%	100%	85%	0%

交通施設障害

	南海トラフ	活断層
道路	1,600 箇所	1,100 箇所
鉄道	550 箇所	420 箇所
港湾	220 箇所	60 箇所
防波堤被災延長	6,000 m	- m

経済被害

・直接経済被害		
南海トラフ	6兆4,000億円	※津波被害含む
活断層	4兆2,600億円	

※各項目の数字については、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

生活支障等の結果

避難者(冬18時)

市町村名	人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
徳島市	264,548	93,300	48,600	141,900	99,300	53,600	152,800	44,100	102,900	146,900
鳴門市	61,513	20,000	10,100	30,200	21,500	10,600	32,100	9,400	21,800	31,200
小松島市	40,614	18,800	9,400	28,200	19,800	9,700	29,500	8,700	20,300	29,100
阿南市	76,063	25,900	14,000	39,900	28,100	16,800	44,900	13,000	30,300	43,300
吉野川市	44,020	3,900	2,600	6,500	6,100	6,100	12,300	3,100	7,300	10,400
阿波市	39,247	3,000	2,000	5,100	4,700	4,700	9,500	2,300	5,500	7,800
美馬市	32,484	2,100	1,400	3,500	3,400	3,400	6,900	1,600	3,700	5,300
三好市	29,951	910	610	1,500	1,500	1,500	3,000	670	1,600	2,200
勝浦町	5,765	720	480	1,200	950	950	1,900	500	1,200	1,700
上勝町	1,783	230	150	380	240	240	470	130	300	430
佐那河内	2,588	100	70	170	180	180	360	80	180	260
石井町	25,954	3,700	2,400	6,100	4,700	4,700	9,300	2,500	5,900	8,500
神山町	6,038	320	220	540	370	370	750	160	380	540
那賀町	9,318	1,200	800	2,000	1,200	1,200	2,500	670	1,600	2,200
牟岐町	4,826	2,000	1,000	3,000	2,100	1,100	3,100	930	2,200	3,100
美波町	7,765	3,000	1,600	4,600	3,100	1,700	4,900	1,400	3,400	4,800
海陽町	10,446	3,600	2,000	5,600	3,800	2,400	6,200	1,800	4,200	6,000
松茂町	15,070	4,900	2,400	7,300	5,500	2,500	8,000	2,300	5,400	7,700
北島町	21,658	6,500	3,200	9,700	7,900	3,400	11,300	3,200	7,500	10,700
藍住町	33,338	4,700	2,900	7,600	6,200	5,100	11,400	3,000	7,000	10,000
板野町	14,241	1,700	1,100	2,800	2,300	2,300	4,600	1,200	2,900	4,100
上板町	12,727	920	610	1,500	1,600	1,600	3,200	800	1,900	2,700
つるぎ町	10,490	320	210	530	640	640	1,300	270	620	890
東みよし町	15,044	500	330	830	1,300	1,300	2,500	540	1,200	1,800
合計	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700

1)数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

生活支障等の想定結果

避難者（冬18時）

市町村名	夜間人口	1日後			1週間後			1か月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
徳島市	264,548	52,900	35,200	88,100	50,700	50,700	101,300	28,400	66,400	94,800
鳴門市	61,513	18,300	12,200	30,500	17,000	17,000	34,000	9,700	22,700	32,500
小松島市	40,614	4,300	2,900	7,200	5,000	5,000	9,900	2,500	5,900	8,500
阿南市	76,063	240	160	400	580	580	1,200	120	280	400
吉野川市	44,020	5,300	3,600	8,900	7,200	7,200	14,400	3,900	9,100	13,000
阿波市	39,247	5,200	3,500	8,700	6,700	6,700	13,300	3,600	8,400	12,000
美馬市	32,484	3,000	2,000	5,000	4,100	4,100	8,100	2,000	4,700	6,800
三好市	29,951	1,600	1,100	2,600	2,200	2,200	4,400	1,100	2,500	3,500
勝浦町	5,765	※	※	※	20	20	50	※	※	※
上勝町	1,783	※	※	※	※	※	※	※	※	※
佐那河内村	2,588	※	※	※	※	※	※	※	※	※
石井町	25,954	4,600	3,100	7,700	5,500	5,500	10,900	3,100	7,200	10,400
神山町	6,038	40	30	70	30	30	70	20	50	70
那賀町	9,318	※	※	※	※	※	※	※	※	※
牟岐町	4,826	※	※	※	※	※	※	※	※	※
美波町	7,765	※	※	※	※	※	※	※	※	※
海陽町	10,446	※	※	※	※	※	※	※	※	※
松茂町	15,070	3,100	2,100	5,200	3,300	3,300	6,600	1,800	4,300	6,100
北島町	21,658	5,300	3,500	8,800	5,400	5,400	10,900	3,100	7,100	10,200
藍住町	33,338	9,400	6,300	15,700	9,400	9,400	18,800	5,500	12,700	18,200
板野町	14,241	4,500	3,000	7,600	4,400	4,400	8,800	2,600	6,100	8,800
上板町	12,727	3,300	2,200	5,500	3,400	3,400	6,900	2,000	4,800	6,800
つるぎ町	10,490	430	290	720	700	700	1,400	310	730	1,000
東みよし町	15,044	1,100	710	1,800	1,500	1,500	3,100	710	1,700	2,400
合計	785,491	122,800	81,900	204,700	127,100	127,100	254,100	70,600	164,800	235,500

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

建物全壊・焼失棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
徳島市	22,300	190	70	16,200	4,700	7,500	9,600	43,500	46,200	48,300
鳴門市	2,900	60	30	8,600	80	230	350	11,600	11,800	11,900
小松島市	6,400	30	※	5,600	170	270	370	12,200	12,300	12,400
阿南市	11,100	50	40	4,100	210	530	720	15,500	15,800	16,000
吉野川市	2,100	30	20	0	※	※	70	2,100	2,100	2,200
阿波市	1,500	20	※	0	※	※	※	1,600	1,600	1,600
美馬市	1,200	20	30	0	※	※	10	1,200	1,200	1,200
三好市	450	※	50	0	※	※	※	510	510	510
勝浦町	410	※	※	0	※	※	※	420	420	420
上勝町	200	※	※	0	※	※	※	200	200	200
佐那河内村	40	※	※	0	※	※	※	40	40	40
石井町	2,000	10	※	0	10	※	70	2,000	2,000	2,100
神山町	200	※	10	0	※	※	※	210	210	210
那賀町	870	※	20	0	※	※	※	890	890	890
牟岐町	1,100	※	※	1,200	※	※	※	2,300	2,300	2,300
美波町	2,000	※	※	1,200	※	10	10	3,300	3,300	3,300
海陽町	2,200	※	※	1,500	10	20	10	3,700	3,700	3,700
松茂町	410	20	0	2,200	10	30	40	2,600	2,600	2,600
北島町	840	20	0	1,700	80	160	250	2,700	2,800	2,900
藍住町	1,300	30	0	100	180	460	660	1,600	1,900	2,100
板野町	740	10	※	0	※	50	100	760	810	860
上板町	440	10	※	0	※	※	10	450	460	460
つるぎ町	130	※	20	0	※	※	※	160	160	160
東みよし町	180	※	10	0	※	※	※	200	200	200
合計	60,900	540	360	42,300	5,500	9,300	12,300	109,600	113,400	116,400

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

建物半壊棟数 一覧表

単位：棟

市町村名	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
徳島市	12,500	3,100	110	9,700	-	25,500
鳴門市	3,900	1,000	50	3,800	-	8,700
小松島市	1,400	310	10	1,000	-	2,700
阿南市	4,700	850	60	2,100	-	7,700
吉野川市	4,300	760	30	0	-	5,100
阿波市	3,700	630	※	0	-	4,300
美馬市	2,800	390	50	0	-	3,300
三好市	2,600	140	100	0	-	2,800
勝浦町	710	50	※	0	-	760
上勝町	350	※	※	0	-	360
佐那河内村	140	20	10	0	-	180
石井町	2,100	280	10	0	-	2,400
神山町	860	10	20	0	-	900
那賀町	1,400	20	30	0	-	1,400
牟岐町	220	※	※	80	-	320
美波町	380	30	※	110	-	530
海陽町	770	120	10	250	-	1,100
松茂町	600	320	0	1,000	-	1,900
北島町	1,200	560	0	2,400	-	4,200
藍住町	2,100	910	0	720	-	3,800
板野町	1,200	360	※	0	-	1,600
上板町	1,000	300	※	0	-	1,300
つるぎ町	960	90	50	0	-	1,100
東みよし町	1,000	240	20	0	-	1,300
合計	51,000	10,500	590	21,200	-	83,300

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

揺れによる建物被害 一覧表

市町村名	全建物数	全壊数	半壊数
	[棟]	[棟]	[棟]
徳島市	84,397	22,300	12,500
鳴門市	23,515	2,900	3,900
小松島市	15,511	6,400	1,400
阿南市	28,208	11,100	4,700
吉野川市	17,500	2,100	4,300
阿波市	15,353	1,500	3,700
美馬市	13,952	1,200	2,800
三好市	15,155	450	2,600
勝浦町	2,365	410	710
上勝町	1,068	200	350
佐那河内村	1,034	40	140
石井町	9,038	2,000	2,100
神山町	3,355	200	860
那賀町	5,078	870	1,400
牟岐町	2,758	1,100	220
美波町	4,087	2,000	380
海陽町	5,792	2,200	770
松茂町	4,556	410	600
北島町	7,160	840	1,200
藍住町	10,284	1,300	2,100
板野町	5,143	740	1,200
上板町	4,670	440	1,000
つるぎ町	5,677	130	960
東みよし町	6,334	180	1,000
合計	291,990	60,900	51,000

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

液状化による建物被害 一覧表

市町村名	全建物数	全壊数	大規模半壊数	半壊数
	[棟]	[棟]	[棟]	[棟]
徳島市	84,397	190	1,100	2,000
鳴門市	23,515	60	360	650
小松島市	15,511	30	110	200
阿南市	28,208	50	300	550
吉野川市	17,500	30	270	490
阿波市	15,353	20	230	410
美馬市	13,952	20	140	250
三好市	15,155	※	50	90
勝浦町	2,365	※	20	30
上勝町	1,068	※	※	※
佐那河内村	1,034	※	※	10
石井町	9,038	10	100	180
神山町	3,355	※	※	※
那賀町	5,078	※	※	10
牟岐町	2,758	※	※	※
美波町	4,087	※	10	20
海陽町	5,792	※	40	80
松茂町	4,556	20	110	200
北島町	7,160	20	200	360
藍住町	10,284	30	320	580
板野町	5,143	10	130	230
上板町	4,670	10	110	190
つるぎ町	5,677	※	30	60
東みよし町	6,334	※	90	160
合計	291,990	540	3,800	6,800

急傾斜地崩壊による建物被害 一覧表

市町村名	全建物数	全壊数	半壊数
	[棟]	[棟]	[棟]
徳島市	84,397	70	110
鳴門市	23,515	30	50
小松島市	15,511	※	10
阿南市	28,208	40	60
吉野川市	17,500	20	30
阿波市	15,353	※	※
美馬市	13,952	30	50
三好市	15,155	50	100
勝浦町	2,365	※	※
上勝町	1,068	※	※
佐那河内村	1,034	※	10
石井町	9,038	※	10
神山町	3,355	10	20
那賀町	5,078	20	30
牟岐町	2,758	※	※
美波町	4,087	※	※
海陽町	5,792	※	10
松茂町	4,556	0	0
北島町	7,160	0	0
藍住町	10,284	0	0
板野町	5,143	※	※
上板町	4,670	※	※
つるぎ町	5,677	20	50
東みよし町	6,334	10	20
合計	291,990	360	590

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

津波による建物被害 一覧表

市町村名	全建物数	全壊数	半壊数
	[棟]	[棟]	[棟]
徳島市	84,397	16,200	9,700
鳴門市	23,515	8,600	3,800
小松島市	15,511	5,600	1,000
阿南市	28,208	4,100	2,100
吉野川市	17,500	0	0
阿波市	15,353	0	0
美馬市	13,952	0	0
三好市	15,155	0	0
勝浦町	2,365	0	0
上勝町	1,068	0	0
佐那河内村	1,034	0	0
石井町	9,038	0	0
神山町	3,355	0	0
那賀町	5,078	0	0
牟岐町	2,758	1,200	80
美波町	4,087	1,200	110
海陽町	5,792	1,500	250
松茂町	4,556	2,200	1,000
北島町	7,160	1,700	2,400
藍住町	10,284	100	720
板野町	5,143	0	0
上板町	4,670	0	0
つるぎ町	5,677	0	0
東みよし町	6,334	0	0
合計	291,990	42,300	21,200

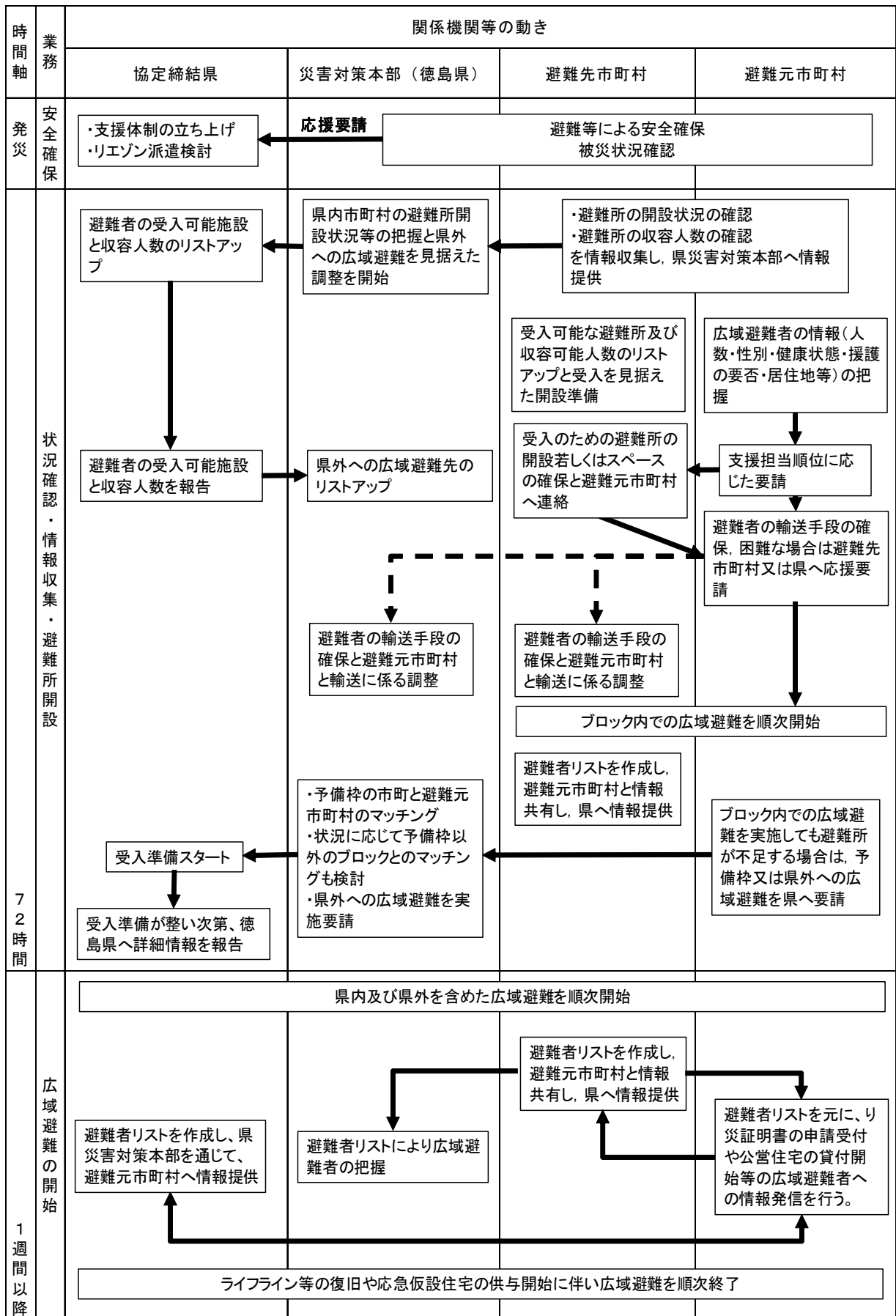
火災による建物被害 一覧表

市町村名	全建物数 [棟]	焼失数 [棟]		
		冬深夜	夏12時	冬18時
徳島市	84,397	4,700	7,500	9,600
鳴門市	23,515	80	230	350
小松島市	15,511	170	270	370
阿南市	28,208	210	530	720
吉野川市	17,500	※	※	70
阿波市	15,353	※	※	※
美馬市	13,952	※	※	10
三好市	15,155	※	※	※
勝浦町	2,365	※	※	※
上勝町	1,068	※	※	※
佐那河内村	1,034	※	※	※
石井町	9,038	10	※	70
神山町	3,355	※	※	※
那賀町	5,078	※	※	※
牟岐町	2,758	※	※	※
美波町	4,087	※	10	10
海陽町	5,792	10	20	10
松茂町	4,556	10	30	40
北島町	7,160	80	160	250
藍住町	10,284	180	460	660
板野町	5,143	※	50	100
上板町	4,670	※	※	10
つるぎ町	5,677	※	※	※
東みよし町	6,334	※	※	※
合計	291,990	5,500	9,300	12,300

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

<広域避難のフロー図>



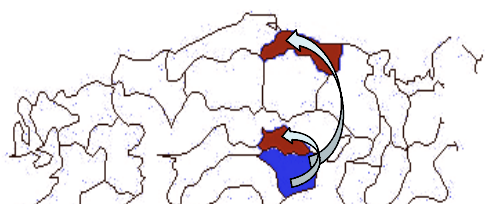
○広域避難のブロック制

別表 1

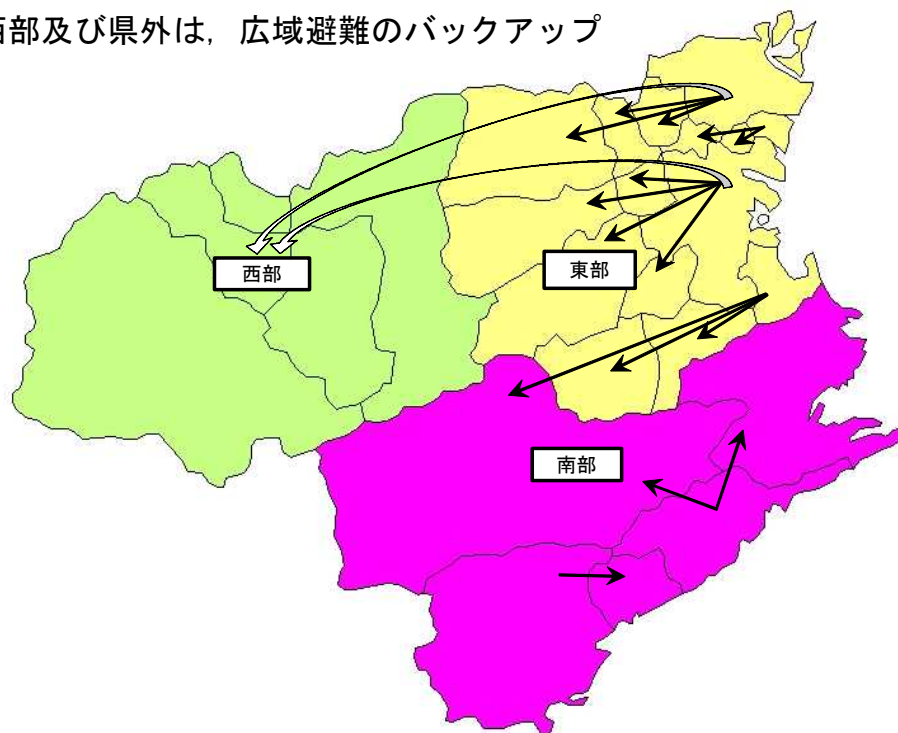
ブロック	構成市町村
東 部	徳島市，吉野川市，佐那河内村，石井町，神山町
	鳴門市，阿波市，板野町，上板町
	松茂町，北島町，藍住町
	小松島市，勝浦町，上勝町，那賀町※
南 部	阿南市，那賀町※，牟岐町，美波町，海陽町
西 部	美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町

※那賀町は，南部ブロックだが，小松島市の避難先として一部設定

○広域避難のブロック制とイメージ



県西部及び県外は，広域避難のバックアップ



2 市町村における被災者支援体制構築のための 確認シート

①被害想定（南海トラフ巨大地震、中央構造線・活断層地震）

被害 想定	人 口	警報解除当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難所外 生活者数
南海トラフ 巨大地震										
中央構造線・ 活断層地震										

②庁舎の代替施設

○災害対策本部の設置順位

①

②

③

③応急仮設の用地

○応急仮設用地の箇所数

箇所

応急仮設用地の場所

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

④避難所の運営

○避難所の箇所数

箇所

○避難所の運営主体

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑳

■事前の準備等

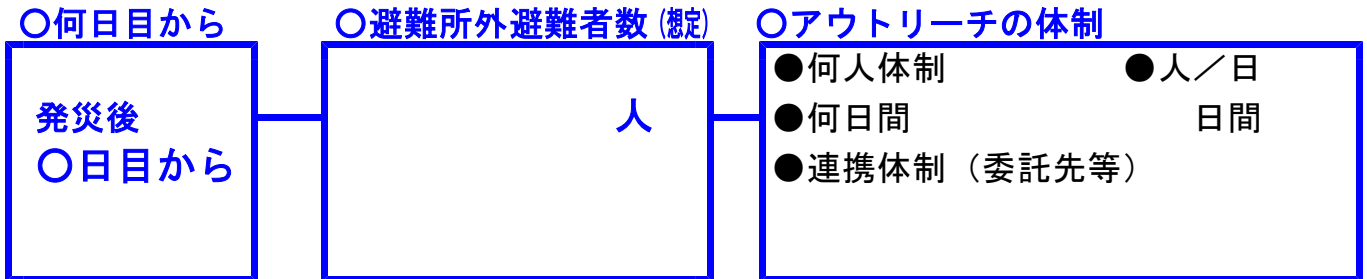
- 災害対策本部を設置予定の庁舎が被災して使用できなくなった場合に備え、事前に代替施設を決めておくとともに、災害対策本部の機能の維持するための設備を整えておく。
- 想定必要戸数に応じた応急仮設住宅を建設するため、建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくとともに、候補地について、土地の状況や周囲の環境等を把握しておく。
- 「避難所運営マニュアル作成指針（徳島県）H23.3月策定」を参考として、市町村において、地域の実情に合った避難所運営マニュアルを策定しておく。
- 避難所運営のための事前対策（避難所運営マニュアル作成指針より抜粋）
 - ・市町村は、避難所ごとに災害時に派遣する避難所担当職員をあらかじめ決めておき、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた

場所に自発的に参集できる体制を整備します。

- ・市町村の防災関係部局、福祉関係部局、保健衛生関係部局などが中心となり、関係部局等が協力して、避難所の開設、運営が円滑にできる体制をあらかじめ整備しておきます。
 - ・避難者名簿の集計や避難所から市町村災害対策本部への避難者名簿等の渡し方についての仕組みをあらかじめ決めておきます。
 - ・市町村は他の地方公共団体等からの応援職員の受入調整等をする体制をあらかじめ整備し、応援職員に依頼することが可能な業務内容を決めておきます。
 - ・自主防災組織等や施設管理者の協力を得て、避難所ごとに避難所運営のため、個別のマニュアルを作成するなど、災害時の円滑な避難所運営を目指した取組を進めます。
 - ・各避難所で避難所運営組織を編成し、施設管理者、自主防災組織（自治会、町内会等）、周辺事業所などと、避難所運営に係る事項を事前に協議しておきます。また、避難所開設・運営に必要な班構成を決定し、それぞれの役割を確認しておきます。
 - ・避難所は、生活に支障を生じているすべての被災者にサービスを提供する機能をもった「地域の防災拠点」として位置づけ、在宅避難者や避難所外避難者への食料の配給方法、ルール、必要な情報の提供方法等を決めておきます。
- 市町村が作成した避難行動要支援者名簿等と避難者名簿を照合し、所在が確認できない場合は、市町村災害対策本部や在宅避難者組織と連携して、所在を確認します。
- ボランティアの受入
- ・避難所の運営は、避難者による自主運営が基本ですが、必要に応じてボランティアの支援を要請します。
 - ・要請に当たっては、支援を受けたいボランティアの分野、必要な人員数、期間等を見積り、運営本部会議で決定したうえで、要請します。
 - ・ボランティアの派遣要請は、原則、ボランティアセンターへ行います
 - ・不特定多数の出入りによる混乱を避け、避難所内の安全・安心を確保する観点から、原則としてボランティアはボランティアセンターを経由して派遣された人のみを受け入れます。

⑤行政によるアウトリーチ

- ・在宅避難者等、避難所外避難者の被害の状況や応急的な支援が必要な被災者の把握
- ・被災者支援制度の周知・啓発
- ・個人情報の利用・提供に関する同意確認 など



■事前の準備等

- 発災直後のアウトリーチは在宅避難者等を中心に、被害の状況や応急的な支援が必要な被災者を把握することを目的とする。
- 罹災証明の申請手続きや被災者支援制度の周知・啓発など被災者の早期の生活再建に必要な情報提供も合わせて行う。
- 今後、社会福祉協議会や士業、NPO法人等と連携し、災害ケースマネジメントを実施するため、個人情報の利用・提供に関する本人の同意確認を合わせて行う。
- 個別訪問に当たっては、要配慮者等を訪問する保健師等とも連携し、共通のアセスメントシートを使用するなど、被災者の負担を考慮し効率的な手法を検討する。
- 行政のマンパワーには限界があることから、平時より、支援相談員、ケアマネジャー、民生委員、自主防災組織、町内会役員、防災士、ボランティア、シルバー人材等、被災者との信頼関係が構築できる様々な連携主体を検討しておく。
- 個別訪問に当たっては、個人情報保護条例等に基づく整理を行い、個人情報には十分留意して対応を行う。

⑥アセスメントシート（聞き取り項目）

別紙（例）のとおり

記入者名:	記入日時: 日 時 分	ブロック番号
聞いた場所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 避難所() <input type="checkbox"/> 仮設() <input type="checkbox"/> みなし仮設()		

調査対象者に会えなかった場合 → 不在 居住しているかどうか不明

※ 外観から確認出来る範囲で、「2. 家屋の状況」を記入して下さい。

1. 世帯情報

現住所:	前住所と同じ <input type="checkbox"/>	前住所:
------	------------------------------------	------

※ 聞いた人の名前に○を付ける ※ 世帯主は、続柄に「世」

(ふりがな) 名前	生年月日	性別	続柄	要援護者該当・特記事項			同居別居	現在の居所 No.
				該当 No.	手帳等・備考	要援護者処置 No.		
()	明/大/昭/平	男・女 その他					同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女 その他					同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女 その他					同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女 その他					同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女 その他					同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女 その他					同居/別居	
()	明/大/昭/平	男・女 その他					同居/別居	

家族の被災状況	<input type="checkbox"/> 全員無事 <input type="checkbox"/> ケガ人あり <input type="checkbox"/> 連絡が取れない
---------	---

要援護者該当 No. ① 高齢者(65歳以上であれば該当) ② 要介護者 介護認定なし ③ 要介護者 介護認定あり 災害後介護サービス量変化なし ④ 要介護者 介護認定あり 災害後介護サービス量減少した ⑤ 要介護者 介護認定あり 災害後介護サービス量増加した ⑥ 要介護者 介護認定あり 元々介護サービス利用なし ⑦ 障害者 障害者手帳なし ⑧ 障害者 障害者手帳あり 災害後サービス量変化なし ⑨ 障害者 障害者手帳あり 災害後サービス量減少した ⑩ 障害者 障害者手帳あり 災害後サービス量増加した ⑪ 障害者 障害者手帳あり 元々サービスの利用なし ⑫ 乳幼児 ⑬ 妊産婦 ⑭ 難病・傷病者 ⑮ 外国人 ⑯ アレルギー等 ⑰ その他	要援護者処置 No. ① 人口呼吸器 ② 在宅酸素 ③ 透析 ④ インシュリン注射 ⑤ その他	現在の居所 No. ① 仮設住宅 ② みなし仮設 ③ 自宅 ④ 親族・知人宅 ⑤ その他
--	---	--

調査員記入

世帯人数	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7
世帯状況	<input type="checkbox"/> 母子・父子家庭 <input type="checkbox"/> 高齢・障害者がいる世帯
高齢者のみ世帯	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 高齢者のみ1人 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ2人 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ3人

・ 調査員から必要十分な説明を受けました。
 ・ 調査に同意・協力します。
 ・ お答えいただいた情報は、個人情報保護条例等の範囲で、被災者の生活再建支援等を行う団体(社会福祉協議会等)と共有する場合があります。

ご署名

2. 家屋の状況

家屋の種類	<input type="checkbox"/> 持ち家 一戸建て (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明) <input type="checkbox"/> 持ち家 集合住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸 一戸建て <input type="checkbox"/> 賃貸 集合住宅		<input type="checkbox"/> 住宅ローン有 <input type="checkbox"/> 住宅ローン無
築年数	築()年 <input type="checkbox"/> 築37年より古い (昭和56年以前の建物) <input type="checkbox"/> 築36年より新しい(昭和57年以降の建物) <input type="checkbox"/> 不明		
浸水被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害なし <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
土砂被害	<input type="checkbox"/> 土砂被害なし <input type="checkbox"/> 床上の土砂被害 <input type="checkbox"/> 床下の土砂被害		調査員記入 <input type="checkbox"/> 床下土砂残りの可能性あり 床下土砂残りの可能性(例) ・専門性のある人に見せていない ・床上だけ掃除をした ・床を剥がし床下を確認していない ・十分に乾燥したかわからない ・専門家に見て欲しい
	土砂撤去	<input type="checkbox"/> 完了 () 頃に終了) <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 未着手 <input type="checkbox"/> 今後、撤去の予定あり <input type="checkbox"/> 今後の撤去の予定が立っていない <input type="checkbox"/> 撤去しない	
支援者	<input type="checkbox"/> 行政による撤去 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 知人・家族等 <input type="checkbox"/> 業者へ依頼 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災証明	<input type="checkbox"/> 取得済み(<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊) <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 今後、申請する予定あり <input type="checkbox"/> 申請せず		
	申請しない理由	<input type="checkbox"/> 該当するかどうかわからないから <input type="checkbox"/> 申請に行く時間や手段がない <input type="checkbox"/> 罹災証明のことがわからない <input type="checkbox"/> 不要だから(家屋の被害がないから) <input type="checkbox"/> その他 ()	
家屋の被害箇所	<input type="checkbox"/> 土台・基礎 <input type="checkbox"/> 梁・柱等 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁等 <input type="checkbox"/> 壁・内装・窓等 <input type="checkbox"/> 設備(電気・ガス・水道等ライフライン設備) <input type="checkbox"/> 設備(台所・トイレ・お風呂等の生活設備) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	未復旧のライフライン <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電気		
建て替え・補修等	<input type="checkbox"/> 建て替えや補修をしたいと考えており、すでに着手している・予定がある・実施が可能である <input type="checkbox"/> 建て替えや補修をしたいが課題がある		
	建て替えや補修の課題	<input type="checkbox"/> 費用の工面に不安がある・いくらかかるかわからない <input type="checkbox"/> 住宅として使えるかどうかわからない <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 建て替えや補修はしない		
	立替や補修をしない理由	<input type="checkbox"/> 費用が工面できない <input type="checkbox"/> 仮設・みなし仮設に入居するから <input type="checkbox"/> 公営住宅に入居するから <input type="checkbox"/> 他に住宅が見つかっているから <input type="checkbox"/> 親族等と同居するから <input type="checkbox"/> その他 ()	

3. 避難行動について

避難の有無	<input type="checkbox"/> 避難した					
	避難先	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> その他 ()				
	いつ	<input type="checkbox"/> 直後	<input type="checkbox"/> 一日後	<input type="checkbox"/> 二日後	<input type="checkbox"/> 三日後	<input type="checkbox"/> 三日以上
避難の有無	<input type="checkbox"/> 避難しなかった					
	避難しなかった理由	<input type="checkbox"/> 移動が危険だと思ったから <input type="checkbox"/> 避難の手助けがなかったから <input type="checkbox"/> どこに避難すればよいかわからなかったから <input type="checkbox"/> 避難のタイミングがわからなかったから <input type="checkbox"/> その他 ()				
救助者	<input type="checkbox"/> 自力で避難した <input type="checkbox"/> 行政による救助 <input type="checkbox"/> 近隣住民による救助 <input type="checkbox"/> その他 ()					
避難時に困ったこと	自由記入					

4. 生活状況について ※世帯の中の誰の不調等なのかメモを入れる

発災後の健康状態	からだ (口腔含む)	<input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 不調だったが回復している <input type="checkbox"/> 不調が続いている 不調の内容・誰()		
	ころ	<input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 不調だったが回復している <input type="checkbox"/> 不調が続いている 不調の内容・誰()		
移動困難度	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり			
	困難理由	<input type="checkbox"/> 外出に手助けが必要 <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 費用がかかる <input type="checkbox"/> その他 ()		
現在の移動手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原付・自動二輪 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 移動支援(介護サービス等) <input type="checkbox"/> 知人・親族等による送迎 <input type="checkbox"/> その他			
買い物	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり			
	困難理由	<input type="checkbox"/> 商店等が遠くて買い物に行けない <input type="checkbox"/> 買い物ができる機会が少ない(移動販売者の頻度、場所等) <input type="checkbox"/> 商品が少ない・足りない <input type="checkbox"/> その他 ()		
食事	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり			
	困難理由	<input type="checkbox"/> 一日3食を取れていない <input type="checkbox"/> 支給される食事のみが続いている(弁当・パン) <input type="checkbox"/> 調理環境がない・自炊したくても出来ない <input type="checkbox"/> 食欲がない・食べられない(体調面から) 誰: _____ <input type="checkbox"/> 食欲がわかない(心理面) 誰: _____ <input type="checkbox"/> 要配慮食が手に入らない(糖尿病食・減塩食等)		
通院治療	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり (<input type="checkbox"/> 通院・治療の回数減 <input type="checkbox"/> 通院・治療の中断 <input type="checkbox"/> その他) 誰: _____			
服薬	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり (<input type="checkbox"/> 常用薬の入手困難 <input type="checkbox"/> 服薬の中断 <input type="checkbox"/> その他) 誰: _____			
教育保育	対象者(幼保・学齢期) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 発災以降、困っていること(記入)			
通勤	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり (<input type="checkbox"/> 通勤出来ていない <input type="checkbox"/> 通勤時間が長くなっている <input type="checkbox"/> その他)			

生活費	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 求職している <input type="checkbox"/> 年金生活 <input type="checkbox"/> 生活保護等の行政支援 <input type="checkbox"/> 仕送り等 <input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> その他()			
義援金	<input type="checkbox"/> 申請した・受け取った <input type="checkbox"/> 申請していない			
	申請しない理由	<input type="checkbox"/> 対象外だから <input type="checkbox"/> 対象かどうかわからないから <input type="checkbox"/> 義援金についてわからない <input type="checkbox"/> その他()		
その他支援金等	<input type="checkbox"/> 申請・支給済み(<input type="checkbox"/> 生活再建支援金 <input type="checkbox"/> 災害弔慰金 <input type="checkbox"/> 災害見舞金)			
	申請しない理由	<input type="checkbox"/> 対象外だから <input type="checkbox"/> 対象かどうかわからないから <input type="checkbox"/> 支援金についてわからない <input type="checkbox"/> その他()		

5. 今後の見通しなど

当面の居所	<input type="checkbox"/> 当面は現在の場所・引っ越しの予定なし (<input type="checkbox"/> 現在、仮設、みなし仮設の場合はチェックする) <input type="checkbox"/> 引っ越しの予定あり (<input type="checkbox"/> 仮設 <input type="checkbox"/> みなし仮設 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親族・知人宅 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 引っ越しの目処が立っていない			
	目処が立たない理由	<input type="checkbox"/> 費用の工面が難しい <input type="checkbox"/> 物件が見つからない <input type="checkbox"/> その他 ()		
今後の居住地希望	<input type="checkbox"/> 災害前と同じ地区 <input type="checkbox"/> 同じ町内で別の地区 <input type="checkbox"/> 町外に出たい(出る予定) <input type="checkbox"/> 考えられない <input type="checkbox"/> その他 ()			

6. 支援や情報について

情報入手	<input type="checkbox"/> 十分に情報は入手できていると感じる <input type="checkbox"/> 一定程度の情報は入手出来ていると感じる <input type="checkbox"/> 情報が入手出来ていないと感じる			
入手経路	<input type="checkbox"/> 行政のHP やメールサービス <input type="checkbox"/> その他サイト(ニュース、SNS等) <input type="checkbox"/> 避難所等の掲示板 <input type="checkbox"/> 電話で問い合わせ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 行政の配布物 <input type="checkbox"/> 口コミ・知人から <input type="checkbox"/> 地区役員等からの連絡 <input type="checkbox"/> 行政職員等からの連絡 <input type="checkbox"/> 学校・幼稚園・保育園等からの連絡 <input type="checkbox"/> 介護・障害サービス事業者からの連絡 <input type="checkbox"/> その他 ()			
支援の種類	<input type="checkbox"/> 泥かき・片付け (<input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 業者 <input type="checkbox"/> 近所 <input type="checkbox"/> 親族・知人 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 荷物運び (<input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 業者 <input type="checkbox"/> 近所 <input type="checkbox"/> 親族・知人 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 各種相談 (<input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 業者 <input type="checkbox"/> 近所 <input type="checkbox"/> 親族・知人 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> マッサージ等 (<input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 業者 <input type="checkbox"/> 近所 <input type="checkbox"/> 親族・知人 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> その他			
相談相手	<input type="checkbox"/> 相談相手はいない(相談相手が欲しい) <input type="checkbox"/> 相談相手は必要ない <input type="checkbox"/> 相談相手がいる			
	誰	<input type="checkbox"/> 介護支援員等 <input type="checkbox"/> 親族・知人 <input type="checkbox"/> 近所の人 <input type="checkbox"/> 行政職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
不安・心配事	<input type="checkbox"/> 生活用品が不足している <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 医療や介護が不足している <input type="checkbox"/> 親族やご近所と離れてしまう <input type="checkbox"/> 仕事がない <input type="checkbox"/> 再建費用や生活費が足りない <input type="checkbox"/> 解体撤去の見通しが立たない <input type="checkbox"/> 土地や家屋の権利などがわからない <input type="checkbox"/> その他 ()			

7. 調査員所感

見守りの必要性が非常に高いと感じる場合はチェック

⑦被災者台帳の作成

○被災者台帳の作成

所管課

○○課

○被災者台帳作成体制

○使用システム

○○システム

○体制

○人

○応援職員

○人

■事前の準備等

- 被災者台帳の作成に当たっては、「被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成29年3月内閣府（防災担当）」を参考とする。
- 被災者台帳は災害ケースマネジメントの実施に向け、連携する支援団体と情報共有することを考慮し、適切な手段により作成することが望ましい。
- 被災者台帳にマイナンバーを記載又は記録した場合、被災者番号は番号利用法に規定する特定個人情報ファイルとなり、番号利用法の適用を受けるため、法律上の取扱いが一部異なることに留意が必要である。
- 罹災証明の申請・発行等、被災者の早期の生活再建が進むよう、発災後、速やかに作成することが望ましい。

⑧一元的な総合窓口の設置・運営

○設置場所

〇〇町役場・〇〇センター等

○運営体制

市町村運営主体 〇〇課	連携運営団体 市町村社協 士業等
----------------	------------------------

○協定締結の状況

協定締結の相手先	協定締結の内容
社会福祉協議会	被災者相談窓口の運営に関する協定
弁護士会	被災者相談窓口の支援に関する協定
士業ネットワーク推進協議会	被災者相談窓口の支援に関する協定
NPO法人等	被災者相談窓口の支援に関する協定

○災害ボランティアセンター開設場所

〇〇センター等

○運営体制

市町村社協等

○地域支え合いセンター開設場所

〇〇センター等

○運営体制

市町村社協, NPO法人等

■事前の準備等

- 被災者の一元的な相談窓口の設置や災害ケースマネジメントを実施に向けて、平時から、上記の項目についての体制を検討しておく。
- 広域災害等により、士業等の専門家が不足する場合には、県がオンライン等の相談窓口を開設するなど、市町村のバックアップを図る。
- 平時から、連携先の民間団体の支援体制についても共有し、民間団体が持つノウハウや組織力なども円滑に活用できるよう準備をしておく。

⑨情報共有会議の開催

○いつ

朝・夕

○どこで

〇〇役場

○連携体制（例）

- ①社会福祉協議会
- ②民生委員・自主防災組織
- ③災害ボランティア・NPO法人
- ④士業 等

■事前の準備等

- 情報共有会議では個人情報を取り扱わない。
- 発災直後は県・市町村の災害対策本部と連携し、地域支え合いセンター設置後は地域支え合いセンターと連携しながら開催する。

⑩災害ケースマネジメントの実施

○いつ

（例）
応急仮設入居後

○対象範囲

（例）
別紙（災害ケースマネジメントの実施対象例）

○連携体制（例）

- ①社会福祉協議会
- ②民生委員・自主防災組織
- ③災害ボランティア・NPO法人等

■事前の準備等

- アウトリーチを行う「時期」、「対象範囲」について検討を行うとともに、災害ケースマネジメントの実施方針、スケジュール等、住宅部局・福祉部局・防災部局が連携し、中間支援組織や支援団体と協力しながら進める。
- 個々の被災者の支援方針については、ケース会議を開催し、支援方法を検討する。

⑪平時の福祉制度の活用

継続的に災害ケースマネジメントを実施し、地域支え合いセンターの閉所の段階で、平時の福祉制度へと移行する。

災害ケースマネジメントの実施対象例

災害ケースマネジメントの実施に当たっては、災害規模や被災者の状況に応じた範囲設定が必要となるため、適切に判断する必要がある。

自治体名	災害名	支援対象者の設定範囲
仙台市 (宮城県)	東日本大震災	・ 賃貸型応急住宅を含む応急仮設住宅に入居した全世帯 (12,009世帯)
盛岡市 (岩手県)	東日本大震災	・ 市が把握していた避難者名簿(全国避難者情報システム)に掲載されている避難者で個人情報の共有に同意していた方 ・ 復興支援センターに相談に来訪した方
岩泉町 (岩手県)	平成28年 台風第10号	・ 全ての岩泉町民 (4,587世帯)
鳥取県	平成28年 鳥取県中部 地震	・ 罹災証明書に基づき、住家の応急修理等の既存の支援制度を申請してこなかった250世帯以上を個別訪問し、支援対象者をリスト化
倉敷市 真備地区 (岡山県)	平成30年 7月豪雨	・ 発災直後の平成30年7月13日～11月30日にかけて、市保健師や県介護支援専門協会(ケアマネジャー等)が真備地区内全世帯に対して、個別訪問による健康面を中心とした状況把握(初動期の個別訪問支援)を実施
大洲市 (愛媛県)	平成30年 7月豪雨	・ 支え合いセンターによる個別訪問開始当初は罹災証明書発行世帯をベースに、応急仮設住宅の一時利用者や床上浸水以上の被害を受け市の見舞金を受給した世帯等 ・ 支援対象者が抱える課題が深刻な場合、追加で支援対象
厚真町 (北海道)	平成30年 北海道胆振東 部地震	・ 生活支援相談員による相談支援は、当初、応急仮設住宅入居者のみを支援対象と想定 ・ その後在宅被災者も含めた全戸訪問に切り替え
大町町 (佐賀県)	令和3年8月の 大雨	・ 発災当初段階では、保健師・医療関係者、災害VC、NPOの3つの主体が、それぞれ個別に被災者の支援ニーズの

		<p>把握を行っていたため、これらの情報を CSO 連携会議で一元的に集約して整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その後、第一弾の「ヒアリングシート」を作成し、支援交流拠点をベースに個別訪問を実施。
茅野市 (長野県)	令和3年9月豪雨・土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水以上の世帯は、平時から携わっている福祉の台帳の有無にかかわらず全世帯を対象として個別訪問を行い、困りごとの相談や支援などのニーズ調査を実施。
坂町 (広島県)	平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況から、仮設入居者のみを対象とするのでは不十分であると感じたため、ダイバーシティ研究所の協力を得て全戸調査を実施。

(参考)

- ・内閣府 災害ケースマネジメントに関する取組事例集
- ・内閣府 災害ケースマネジメント実施の手引き

3. 災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報の取扱いについて

被災者一人ひとりの状況を把握し、課題やニーズに即した支援方策を検討・実施するためには、各種被災者支援制度の利用状況のほか、既往歴・障害・介護等の健康状況や、就労や収入・資産・債務等の経済状況といった、被災者個々に関わる個人情報の適切な活用が効果的である。

また、被災者の支援にあたっては、地方公共団体等の行政機関内にとどまらず、社会福祉協議会や NPO 団体などの行政機関以外の多様な主体と連携しながら進めていくことが想定されるため、行政機関外での被災者の個人情報の取扱いが発生する。

個人情報の一般的な取扱いについては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）第51条の規定により「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日以降は、改正後の個人情報保護法（以下「個人情報保護法」という。）において規定されることとなった。

本章においては、災害ケースマネジメントの実施における個人情報の活用、取扱いを解説するほか、被災者本人から個人情報を取得する場面や、取得した個人情報を支援関係者に提供する場面における留意点等を示す。各法令の規定の解釈や具体の運用については、各法令の通知やガイドライン等を参考にされたい。

5.1 個人情報保護法制の概要

地方公共団体の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法以外の法令の規定が適用される場面を除いて、個人情報保護法の規定に従うことになるため、各市町村においては、災害ケースマネジメントを実施する際にどのような取扱い場面が生じるかを平時より想定し、発災後に混乱することがないように、その際の各種法令上の取扱いを確認しておく。

個人情報の取扱は、「保有」「利用」「提供」の場面でそれぞれ配慮が必要となる。

取得した被災者の個人情報は、漏えい、滅失、毀損の防止等の安全管理が必要であり、適切な措置を講じる必要がある。

＜個人情報保護法第61条：個人情報の保有の制限等＞

市町村が個人情報を被災者から取得し保有するにあたっては、「健康管理」「見守り活動」等のように、利用目的を出来るだけ特定しなければならない

＜個人情報保護法第61条：利用目的の明示＞

各種支援制度利用申込書のように、被災者本人から直接書面に記録された本人の

個人情報を取得するときは、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合等を除いては、予め本人に対しその利用目的を明示しなければならない

＜個人情報保護法第69条：利用及び提供の制限＞

市町村の福祉部局が、平時の介護施設提供を利用目的（＝当初の利用目的）として保有している要介護認定区分の情報を、発災後に支援方策を検討する目的（＝当初の利用目的以外の目的）のために、市町村内部で利用するときは、行政機関内部での「利用目的外の利用」となるため、原則、本人の同意が必要となる

＜個人情報保護法第69条：利用及び提供の制限＞

市町村の福祉部局が、平時の生活困窮世帯支援を利用目的（＝当初の利用目的）として保有している世帯の情報を、発災後に、見守りをする社会福祉協議会等への民間事業者へ提供する場合は、外部機関への「利用目的外への提供」となるため、原則、本人同意の取得が必要となる

5.2 個人情報の利用・提供場面と本人同意

（1）総論

○ 「利用目的」内の個人情報の内部利用・外部提供

個人情報保護法上、個人情報の取得の際に、利用及び提供を「利用目的」として特定しておくことで、その利用目的の範囲内であれば、行政機関内の利用及び民間事業者等への外部への提供が可能である。

例えば、市町村職員が、発災直後に在宅避難者宅を戸別訪問し、個人情報を取得する際に、「健康管理」のために、「市町村庁内のほか、地元の民生委員や他県から応援にきている保健師に提供する場合がある」と特定した上で取得すれば、その後、民生委員や保健師に提供する際に、本人同意は要しない。

○ 「利用目的」外の個人情報の内部利用・外部提供

個人情報保護法上、個人情報を取得した際の当初の「利用目的」以外の利用目的のために、行政機関内部で利用、又は外部へ提供する場合は、本人同意が原則である。

例えば、市町村福祉部局が、平時の介護施策提供を利用目的（＝当初の利用目的）として保有している要介護認定度合いの情報を、発災後に、「見守り支援をする社会福祉協議会に提供」する場合は、「平時の介護施策提供」以外の目的であるため、原則（注1）、本人の同意を得る必要がある。

(注1)「利用目的」外の個人情報の内部利用・外部提供を要する場面であっても、個人情報保護法上、「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」又は「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」に該当する場合は、本人同意を要しない。「相当の理由」の有無を第一次的に判断するのは行政機関の長等であるが、客観的合理性が必要である。

○ 目的・提供先を含めた「利用目的」の明示

行政機関が保有個人情報を利用目的以外の内部利用・外部提供することについて本人同意を取得する際は、その目的及び提供先を出来る限り特定し、「利用目的」を被災者本人に明示することで、その後の利用や提供を円滑かつ適切に行うことができる。

(例)

<目的>

生活相談、訪問活動、見守り活動、心のケア活動、サロン活動、避難者の健康管理、生活再建支援、情報発信 等

<提供先>

社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、地域包括支援センター等の支援関係機関、弁護士会等の士業団体 等

○ 同意の取得方法

同意の取得方法は、個人情報保護法条特段制限されていないが、同意の有無をめぐる紛争防止の観点から書面によることを原則としつつ、状況が切迫している場合にのみ口頭によることを認めるなど、同意を取得する内容や場面に応じて検討すること。

○ 同意の取得類型

同意の取得類型は「目的外の内部利用又は提供への同意」を取得する一般的な類型のほか、「同意しない」という意思表示が無い場合は、「同意した」とみなす、いわゆる消極的同意も考えられる。取得する同意の内容や対象となる被災者数など、その際の状況に応じて検討すること。

- 個人情報保護法条、利用目的外の内部利用や外部提供については、本人同意が原則であるが、例えば「本人が昏睡などの人事不省になり緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の体質、血液型や既往症等の情報を市町村から医者に提供する場合」といった「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」など、例外規定が設けられており、例外的に本人の同意なく提供できる場合がある。

(2) 具合の手法

○ 同意取得のタイミング

被災者本人の同意は、その情報を目的外の内部利用・外部提供する必要性が生じた時に取得する必要がある。円滑に被災者支援業務を遂行するためには、個人情報の取得時に、利用の目的として明示しておくことが理想であるが、それが適切でない又は難しい場合は、その情報を目的外の内部利用・外部提供する必要性が生じた際に同意を取得する。

○ 被災者の理解を得る工夫

被災者も災害により日頃とは異なる環境に慣れないことも多く、見守り活動のため等といっても、被災者の中には民間事業者等の外部に情報適用をすることに理解が得られにくい場合が考えられるため、個人情報の取得時の利用目的の明示や利用目的外の提供の同意の取得にあたっては、理解を得やすい工夫を行うことが望ましい。

(例)

- ・ 市町村職員が、初回、見守り相談活動を行う委託業者に同行し、当該業者の支援活動の趣旨や内容を丁寧に被災者に説明する。
- ・ 委託業者が戸別訪問を行う際、市からの委託だと分かるように、腕章を付けたリ、ポスティングするチラシ等にも市章を印刷する。
- ・ 初回で同意が取得できない場合も、少し落ち着いたタイミングで再度伺い、改めて趣旨等を説明する。
- ・ 被災者の理解を得る工夫等を行ったが、最終的に支援関係者への外部提供について不同意であった被災者については、行政機関が直接対応するなど、可能な限り支援が行き届くよう検討する。

情報共有会議等で、個人が特定できない形で個人情報を共有する場合もあるが、個人情報に含まれる記述等を一部削除し、支援関係者と共有する方法も考えられる。

5.3 被災者台帳の作成・活用

※ 『被災者台帳の作成等に関する実務指針（内閣府（防災担当）平成29年3月）』も併せて参照すること。

(1) 総論

市町村長は、災害対策基本法に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができる。

被災者台帳の活用は、支援漏れや手続の重複等の事態を防止し、公平な支援の効率的な実施につながり、災害ケースマネジメントの実施にも資するものである。

地方公共団体における被災者台帳制度の活用例として、以下のような取組が想定される。

- ・ 各部局が持っている支援制度の受付状況や個別訪問時の調査表の調査結果を基に、被災者台帳を作成し、被災者への支援漏れや手続の重複等がないか確認するものとして活用
- ・ 市町村庁内の関係部局から取り寄せた情報を基に予め被災者台帳を作成しておき、個別訪問調査を開始する際に、どの地区に何人の被災者がいるか、重点的に訪問する必要がある人はだれかを把握するための活用
- ・ 被災者の現在の再建状況等を記録した被災者台帳を作成し、本人の同意を得たうえで、その情報を基に一部を抜粋し、支え合いセンター等の支援拠点へ提供

被災者台帳に関する情報を集約する方法や、支援関係者に提供する方法は、被災者台帳に必ず限ったものではなく、各地方公共団体において工夫の上様々な手法が取られているが災害対策基本法上の被災者台帳を作成する場合は、下記のような個人情報取扱いが可能となる。

- ・ 被災者台帳の作成に必要な限度で、被災者に関する情報を、内部で目的外利用する。
- ・ 被災者台帳を作成するために、市町村が必要に応じて他の地方公共団体等に情報提供を求める
- ・ 被災者台帳に記載又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）の、市町村内部での利用及び市町村外部への提供については、災害対策基本法で規定しており、本人同意がある場合に可能なほか、市町村内部で援護の実施に必要な限度で利用するときや、義援金の支給等のように、被災都道府県をはじめとする他の地方公共団体が援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用する

(2) 被災者台帳の作成について

被災者台帳は災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被災状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの（災害対策基本法第90条の3）。

市町村の個人情報保護条例において、個人情報を目的外利用できる場合として「法令の定めがある場合」を規定しているのが一般的であるが、この規定に災害対策基本法が該当するため、被災者台帳の作成に必要な限度で個人情報を目的外利用できる。

(例)

〇〇市個人情報保護条例（平成〇年〇月〇日 条例第〇号）

（利用及び提供の制限）

第〇条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を該当実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当して利用し、又は提供するときはこの限りでない。

(○)

(○)

(○) 法令等に定めがあるとき

(○)

(3) 台帳情報の利用及び提供について

災害対策基本法第90条の4を根拠として、作成した被災者台帳を「利用」し、「提供」することができる。

○ 利用について

台帳情報は、被災者に対する援護の実施に必要な限度において、市町村内部で利用することができる。

○ 提供について

災害対策基本法施行規則第8条の6に定められた事項を記載した申請書の受理後、内容を確認の上、提供を認める場合には提供する。

本人及び地方公共団体以外の者から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意が必要。あらかじめ提供が想定される提供先と平時からの調整のほか、提供に係る本人の同意を取るための手段を検討しておくことが望ましい。

<台帳を提供できるケース>

- ・ 本人に対する提供
- ・ 他の地方公共団体に対する提供
- ・ 地方公共団体以外の者に対する提供（本人の同意があるときに限る）

台帳情報の提供に当たっては、災害対策基本法施行規則第8条の6に定められた事項を記載した申請書の受理後、内容を確認の上、提供を認める場合には提供する。

本人及び地方公共団体以外の者から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意が必要。あらかじめ提供が想定される提供先と平時からの調整のほか、提供に係る本人の同意を取るための手段を検討しておくことが望ましい。

- ・ 本人、他の地方公共団体に対する提供→本人同意不要
- ・ 上記以外の者に対する提供→本人同意必要

申請書の様式については『被災者台帳の作成等に関する実務指針（内閣府（防災担当）平成29年3月）』【別添3】【別添5】を使用することも可能

5.4 事例紹介（『防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（案）令和5年〇月〇日 内閣府（防災担当）』より）

事例1 都道府県と市町村間における被災者台帳の共有

【事例の概要】

都道府県が都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討のため、市町村は被災者台帳の情報の提供を行ってもよいか。

【事例の詳細】

被災者台帳の主担当部署は、被災者台帳作成に係る情報保有部署（被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署）より情報を集約し、被災者台帳を作成した。

都道府県は、市町村の被災者台帳の情報を集約し、都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討に活用した。

【事例のポイント】

災害対策基本法第90条の3第1項、第3項及び第90条の4第1項第3号に基づき、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成し、他の地方公共団体に提供、援護に必要な限度で利用することが可能である。

【解説】

本事例では、留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 災害対策基本法上の根拠

本事例において個人情報の利用及び提供に関しては、個人情報保護法だけではなく特別法である災害対策基本法が適用され、安全管理措置義務や漏えい等報告義務等については、個人情報保護法の規律が適用されることとなる。

災害対策基本法第90条の3第1項、第3項及び第90条の4第1項第3号に基づき、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成し、他の地方公共団体に提供、援護に必要な限度で利用することが可能である。

加えて、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」では、他の地方公共団体に対する提供として、例えば以下のような記載があり、被災者台帳の情報について、その取扱い方法を明示している。

- 被災者台帳作成市町村は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で、本人同意がなくとも、当該地方公共団体に台帳情報を提供することができる。
- 提供の申請対応に当たっては、申請者の利用目的を十分に確認し、目的が適切と確認できない場合には、提供を控える。

詳細は「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を参照

本事例では、災害対策基本法第90条の4第1項第3号により、被災者台帳作成市町村は他の地方公共団体に台帳情報を提供することができる。

なお、被災者台帳の提供を受けた者が、個人情報保護法第16条第2項で規定される「個人情報取扱事業者」又は同法第63条で規定される「行政機関の長等」に該当する場合には、同法に基づく安全管理措置として、それぞれ同法第23条又は第66条第1項の規定が適用される。

事例2 応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等

【事例の概要】

応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者に提供してもよいか。

【事例の詳細】

災害が発生した際に、避難所に避難している住民に対し、使用村の福祉部局は、

応急仮設住宅への入居を希望する避難者に申込書を配布し、入居希望者情報を所得した。

市町村の福祉部局は、民間事業者（NPO・社会福祉協議会・民間企業）と業務委託契約を締結した後、入居者への生活支援・見守り・心のケア支援などを実施する目的で、入居希望者の個人情報を委託業者に提供することが見込まれていた。そこで、応急仮設住宅の申込書に、被災者支援に関する具体的な利用についても利用目的として明示し、委託業者に情報提供を行った。委託業者は、入居希望者の個人情報を活用し、各世帯への支援を実施した。

なお、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

【事例のポイント】

第1 利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

地方公共団体は、個人情報を保有する際に、地方公共団体における内部利用のみならず、応急仮設住宅入居者への生活支援・見守り等のために民間事業者に情報提供する可能性がある。民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者に情報提供する旨を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では委託業者。）への提供を行うことが可能となる（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

本事例では、入居希望者本人から直接書面により個人情報を取得することとなるため、入居希望者への利用目的の明示が必要となる（個人情報保護法第62条）。

第2 民間事業者への情報提供を利用目的として特定していなかった場合

民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者への情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合、事後的に入居者への各種支援を実施するにあたり、個人情報の提供が必要となった場合は、当初の利用目的以外の目的で外部に情報提供を行うことになるため、本人の同意を取得するなどの検討が必要になる（個人情報保護法第69条第2項第1号・第4号）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

(1) 利用目的内の利用・提供の場合

本事例において、地方公共団体は、個人情報保護法第61条第1項のとおり、個人情報を保有する際に、地方公共団体における内部利用のみならず、民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者に情報提供する旨を利用目的として特定する必要がある。個人情報の取得に当たって、当該利用及び提供を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では委託事業者。）への提供を行うことが可能となる。

また、本事例では入居希望者本人から直接書面で個人情報を取得することになるので、個人情報保護法第62条のとおり、原則として入居希望者への利用目的の明示が必要となる。方法としては、仮設住宅入居希望申込書等における明示が考えられる。

（2）利用目的以外の目的による利用・提供の場合

民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者への情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合であっても、改めて本人の同意を取得する場合（個人情報保護法第69条第2項第1号）のほか、提供する情報に基づき入居者への各種支援を実施することが、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要なときなど、「明らかに本人の利益になるとき（※1）」に該当する場合（同項第4号）は、利用目的以外の目的による利用・提供として民間事業者へ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することができると考えられる。ただし、この場合であっても、同項ただし書きの規定により、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合など、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供が認められないことに留意する必要がある。例えば、DV被害を受けている者であることが確認できている被災者が、情報の提供について希望していない場合は、当該者について情報提供を行うことが、「明らかに本人の利益になるとき」に該当するかは慎重に検討する必要がある。加えて、個人情報保護法第63条の規定により、地方公共団体の機関は、違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。個人情報の適切な利活用の観点からは、個人情報を保有する際に必要な利用目的を特定しておくことが重要であるので、市町村庁内の関係部局間で平時から連携し、手戻りがないよう、個人情報の利用や提供が必要な場面を想定し、利用目的の検討をしておくことが望ましい。

（※1）もっとも、「明らかに本人の利益になるとき」の適用の判断においては、個人情報を提供することの効果等を踏まえて、提供の必要性や相当性等について十分に考慮する必要がある。

（3）その他運用上の留意点

なお、地方公共団体が入居希望者本人への利用目的の明示、情報取得、情報提供を行う際には、次の点を留意し、対応することが望ましい。

- ・ 入居希望者によっては、書面で明示された全ての利用目的及び提供先への提供を望まない場合が考えられる。このため、本人が希望する提供先の範囲を選択できる等の配慮が必要となる。例えば、希望する利用目的及び提供先を選択する欄を設けることで、提供を望まない者については、提供を望まない旨の意思を示した上で、申込書に

記載した個人情報を利用される範囲を仮設住宅への入居のためのみに限定することができる。この場合、地方公共団体は、選択されなかった利用目的及び提供先については、利用や提供を行うことはできないことに留意する。

- ・ 配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等である可能性を考慮し、個人情報の提供を希望しない場合は選択をする必要がないことを明示した上で、個人情報の提供に関する希望の範囲を入居希望者が選択できるようにする。また、情報提供に当たって、あらかじめ地方公共団体において、住民基本台帳の閲覧等制限（※2）がされていないことを事前に確認する。

（※2）「住民基本台帳事務処理要領」（総務省）に基づき、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、市町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置を講じることができる。

- ・ 被災者の個人情報の提供について、一度に、複数の利用目的又は提供先についての希望の有無を確認することは、様々な団体が何度も被災者に、同じ情報の確認を取るという手間を省くことを目的としている。よって、希望しなかった場合においても、仮設住宅への入居可否及び被災者支援の実施判断に影響を及ぼすものではないことも明記する。

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

個人情報保護法第66条第1項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。同法第66条第2項第1号において、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合等については行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないとされている。また、個人情報保護法第23条において、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている（※3）。これらの安全管理措置は、リスクに応じた必要かつ適切なものとする必要がある。

加えて、個人情報保護法第70条20（※4）において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、（中略）必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、（中略）個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。

ここで必要な措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が想定される。

地方公共団体が応急仮設住宅入居を希望する被災者の生活支援・見守り・心のケア支

援等の活動を民間事業者に委託する際に、地方公共団体側が、当該事業者の個人情報の取扱い体制を確認する又は委託契約書に入居者の個人情報を安全に管理する規定を明記することが必要である。

民間事業者が入居希望者の個人情報を安全に管理するために、地方公共団体は民間事業者に対して守秘義務を課すとともに名簿情報の提供範囲、提供形式・保存方法、及び当該情報項目の管理責任者を定めておくことが望ましい。

例えば、以下のような規定を設けることが考えられる。

- ① 名簿は、当該委託業務の管理者および支援員のみ閲覧することとする。
- ② 名簿は厳格管理を行う。
 - ・ 紙面で作成した場合は、金庫への保管、データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみとする。
 - ・ 誰でも閲覧できる場所に名簿を置かないなど、取扱いに留意する。
- ③ 管理責任者は当該委託業務の管理者とする。

詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条関係）」を参照

- (※3) 個人情報の取扱いの委託が行われる場合については、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第23条の安全管理措置に加えて、同法第66条第2項第1号のとおり、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。
- (※4) 個人情報保護法第70条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第69条第2項第3号又は第4号の場合に限られる。

事例3 外国人支援のための避難者名簿提供

【事例の概要】

外国人避難者の支援のため、地方公共団体は外国人の避難者名簿を災害多言語センターに提供してもよいか。

【事例の紹介】

A市の防災部局は、災害時の安否確認や各種支援のため、平時から災害多言語支援センターと協定(※5)を締結している。それらの団体が各種避難所へ避難する外国人避難者の支援のため事前に準備ができるよう、A市の防災部局は災害多言語

支援センター（※6）に対し、個人情報を含まない外国人居住情報（※7）を提供している。

災害発生時、A市の防災部局は避難所を開設し、避難者から集めた情報を基に、避難者名簿を作成した。その後、外国人避難者への支援を実施するため、避難者名簿から外国人避難者の情報を抽出し、災害多言語支援センターへ提供した。

災害多言語支援センターの職員は、平時に提供を受けた外国人居住情報及び避難者名簿の情報を基に避難所を訪問し、外国人避難者へのニーズ聞き取り等の各種支援を実施した。

A市職員は、災害発生後、外国人避難者の情報を災害多言語支援センターへ提供する際、外国人避難者の個人情報（※8）を提供してよいか、判断に迷った。

なお、本事例は、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利権を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

（※5）地方公共団体と事業者が災害対応業務（避難者支援含む）に協力することを取り決める協定

（※6）被災地の地方公共団体と国際交流協会（外郭団体）にて共同設置する団体。本事例では、個人情報取扱事業者として扱っている。

（※7）本事例においては、平時において、特定の個人との関係を排斥した統計情報に加工した情報を提供している。具体的には外国人が居住している住所の小学区（おおむね避難所の単位）、国籍、年齢。

（※8）氏名、避難先避難所、支援に当たって配慮が必要な事項等を想定。

【事例のポイント】

第1 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

地方公共団体は、個人情報を保有する際に、災害多言語支援センターへの情報提供、災害多言語支援センターによって避難者へニーズ相談等の各種支援を行う旨を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では、災害多言語支援センター。）への提供を行うことが可能となる（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

このため、災害多言語支援センターへ提供することなどを利用目的に含めておくことが望ましい。

本事例では、避難者本人から直接書面により個人情報を取得することとなるため、避難者への利用目的の明示が必要となる（個人情報保護法第62条）。

第2 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定していなかった場合

災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定していなかった場合及び避難者への明示が困難な場合であっても、避難者への各種支援を実施するために個人情報の提供が必要で、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合があるときは、利用目的以外の目的による利用・提供として災害多言語支援センターへ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することは妥当である（「明らかに本人の利益になるとき」（個人情報保護法第69条第2項4号）に該当。）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

（1）利用目的内の利用・提供の場合

本事例において、地方公共団体は、個人情報保護法第61条第1項のとおり、個人情報を保有する際に、災害多言語支援センターへの情報提供、災害多言語支援センターによって避難者へニーズ相談等の各主戦を行う旨を利用目的として特定する必要がある。

個人情報の保有に当たって、当該利用及び提供を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では、災害多言語支援センター。）への提供を行うことが可能となる。

また、本事例では、避難者本人から直接書面で個人情報を取得することになるので、個人情報保護法第62条のとおり、原則として避難者本人への利用目的の明示が必要となる。方法としては、避難所において避難者が記載して作成する「避難者名簿」等における明示が考えられる。

（2）利用目的以外の目的による利用・提供の場合

災害多言語支援センターへの情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合であっても、提供する情報に基づき避難者への各種支援を実施することが、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であれば、個人情報保護法第69条第2項第4号に記載されている「明らかに本人の利益になる場合」に該当し、利用目的以外の目的による利用・提供として災害多言語支援センターへ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することができると考えられる。ただし、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合など、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（個人情報保護法第69条第2項ただし書）。

（3）その他運用上の留意点

なお、地方公共団体が避難者本人から情報取得・情報提供を行う際には、次の点を留意し、対応することが望ましい（※9）。

- ・ けがや病気、アレルギーなど個別に支援が必要となる情報を取得する（※10）。
- ・ 個人情報の利用・提供について、本人から同意を得られなかったとしても、この選択が被災者支援を受けられなくなるものではないことを明示し、不同意を選択した避

難者に対しては可能な限り、個別に支援の要否確認を行う。

- (※9) このほか、個人情報保護法上必要な手続きではないものの、避難者がDVやストーカー行為の被害者等であるか確認するため、本人に対する利用目的の明示の際等に、このような理由による個人情報の利用・提供に関する不同意を確認することなども考えられる。
- (※10) これらの情報は要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報に該当する場合もある。その場合においては、リスクに応じて適切かつ必要な安全管理措置を講じる必要があり、その検討に当たっては、当該情報の機微製等の性質も踏まえることが求められる。

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて（平時からの協定締結等）

（1）安全管理措置

個人情報保護法第66条第1項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。この場合、原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について災害多言語支援センターとの間で書面（電磁的記録を含む。）で取り交わすことも考えられる。

なお、個人情報取扱事業者（本事例における災害多言語支援センター）側は、個人情報保護法第23条において、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている（※11）。

- (※11) 個人情報の取扱いの委託が行われる場合については、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第23条の安全管理措置に加えて、同法第66条第2項第1号のとおり、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

地方公共団体の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）4-8-8、4-8-9」を参照

民間事業者（個人情報取扱事業者）の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）10」を参照

（2）提供先事業者への措置要求

個人情報保護法第70条（※12）において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、（中略）必要があると認める

ときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、(中略)個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。ここで必要な措置としては、その利用目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が想定される。

こうした措置については、本事例のように地方公共団体と災害多言語支援センターとの間に発災時の災害対応業務(避難者支援含む)に関する協定を締結している場合は、その細目等の中であらかじめ定める方法が考えられる。一方で、こうした協定を締結していない場合は、情報の提供に当たって上記のような項目について、平時から取り決めることが望ましい。

例えば、発災時の災害対応業務(避難者支援含む)に関する協定の中で別記として以下のような規定を設けることが考えられる。

- ① 名簿は、当該支援業務の管理者および支援員のみ閲覧することとする。
- ② 避難者名簿は厳格管理を行う。
 - ・ 紙面で作成した場合は、できる限り保管場所を隔離し、管理する者のみが取り扱う事とする。データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみとする。
 - ・ データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみが取り扱うこととする。
- ③ 管理責任者は当該支援業務の管理者とする。

詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求(法第70条関係)」を参照

(※12) 個人情報保護法第70条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第69条第2項第3号又は第4号の場合に限られる。

5.5 参考(関係法令抜粋)

<災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)>

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
 - 二 出生の年月日
 - 三 男女の別
 - 四 住所又は居所
 - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
 - 六 援護の実施の状況
 - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

<災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）（抄）>

(被災者台帳に記載又は記録する事項)

第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が

同意している場合にはその提供先

- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（台帳情報の提供に関し必要な事項）

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又はあ第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- 2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認められるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報（ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。）を提供することができる。
- 3 法第九十条の四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。

（参考）被災者台帳の作成に関する実務指針

被災者台帳の作成等に関する実務指針

第三章 被災者台帳の作成等（主に災害対策基本法）

3 台帳情報の提供

（2）他の地方公共団体に対する提供

○被災者の援護は、被災市町村以外の地方公共団体においても実施されることがあるが、被災者の情報が集約された台帳情報はその援護の実施に当たり有用であることから、法第九十条の四第一項第三号により、台帳作成市町村は他の地方公共団体

に台帳情報を提供することができる。

○台帳情報の提供に当たっては、他の地方公共団体からなされる申請に応じ、これを適当と認める場合は提供すること。

○申請書には、規則第8条の6第1項の各号に定められた内容を記載し、台帳情報の利用目的を明らかにするものとし、目的が適切と確認できない場合には、提供を控えること。

○他の地方公共団体へ台帳情報を提供する場合は、必ずしも公印押印を必要とするものではない。

○申請者（他の地方公共団体）へ提供した台帳情報を、申請者が別の地方公共団体に提供することは、本号の趣旨を逸脱するものであり、別の地方公共団体が当該台帳情報を利用しようとする場合には、台長作成市町村に対し、別途台帳情報の提供の求めを行う必要がある。

○被災者台帳にマイナンバーが記載・記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供すること。

○具体的な情報提供の手順については、「第Ⅲ章3（3）」の提供手順例を参考にすること。なお、他の地方公共団体に対する提供には本人同意が不要なため、提供手順の本人同意に係る手順は不要である。

○申請書の様式については、【別添5】を使用することも可能である。なお、市町村が独自に様式を定めるものを妨げるものではない。－ 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

5.6 参照先

- ・ 『防災分野における個人情報の取扱いに関する指針 令和5年3月 内閣府(防災担当)』
- ・ 被災者台帳の作成等に関する実務指針（内閣府（防災担当）平成29年3月）
- ・ 個人情報保護法の各規定の解釈等については、個人情報保護委員会ウェブサイトで公表されている以下の資料を参照されたい。

【行政機関等に係るガイドライン】

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）

【個人情報取得事業者等に係るガイドライン等】

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（外国にある第三者への提供編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）
- ・ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A

5.7 各様式関係

別添 1 被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示

別添 2 被災者台帳作成チェックリスト（平時の準備）

別添 3 被災者台帳情報提供の様式（本人）

別添 4 被災者台帳情報外部提供同意の様式例

別添 5 被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）

別添 6 被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）

（以上『被災者台帳の作成等に関する実務指針（内閣府（防災担当）平成29年3月）』より抜粋。）

4 平時からの福祉の体制

(1) 重層的支援体制整備事業

現在、地域社会においては、ひきこもりの長期化により、50代の無職の子どもを80代の親が支える「8050問題」や「介護と育児のダブルケア」などの「支援ニーズ」が複雑化・複合化しており、単独の制度や既存の制度では対応できないといった「社会的課題」が生じている。

こうした課題に対応するため、国においては、「地域共生社会の実現」を掲げ、市町村に対し「包括的な支援体制の整備」を求めており、その一環として、令和2年6月5日に成立、同月12日に公布された「改正・社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）」において、「新たな市町村の事業」として「重層的支援体制整備事業」が創設された。（令和3年4月1日施行）

この「重層的支援体制整備事業」は、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」を構築するため大きな柱として次の3つの支援を一体的に実施するものである。

①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

属性や世代を問わず相談を受け止め、多機関の協働や、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援。

②参加支援（つながりや参加の支援）

制度の狭間にあるニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つ総合的な支援。

③地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援。

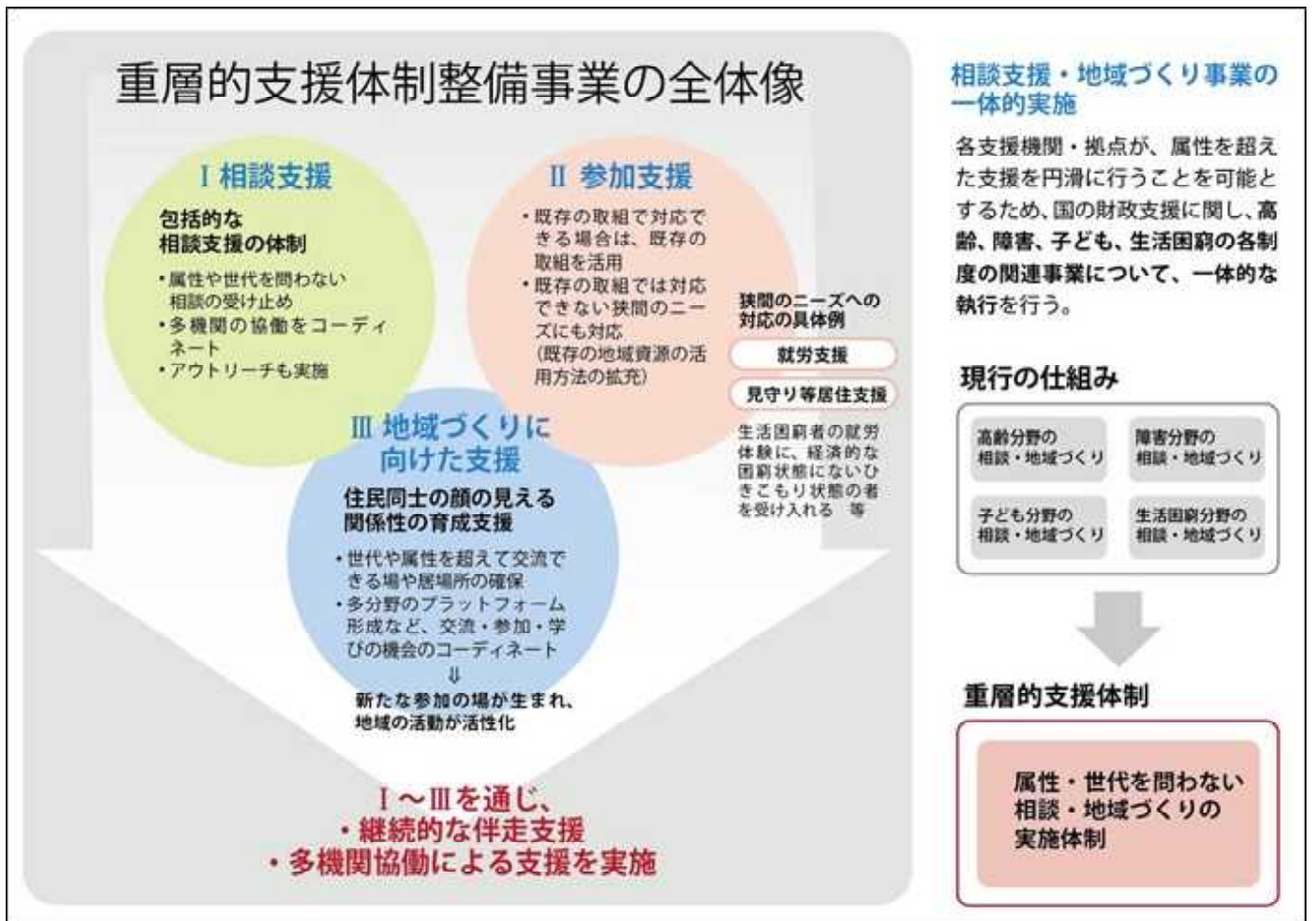


図 厚生労働省地域社会のポータルサイト 広報誌「厚生労働」令和3年4月号より

(2) 災害派遣福祉チーム (DWAT) について

災害派遣福祉チーム (DWAT) とは、災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者 (高齢者や障がい者、子ども等) に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。

(DWAT : Disaster Welfare Assistance Team の略)

厚生労働省は相次ぐ自然災害の発生、二次被害防止の観点から「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を発出している。

ガイドラインでは、①都道府県内に災害福祉支援ネットワークを構築すること、②一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム (DWAT) を組成することを示している。

災害派遣福祉チーム (DWAT) は、指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所に避難する災害時要配慮者に福祉支援を行うものであり、地域が持つ多様性から、高齢・障害等の種別に関わらない横断的なチームとしている。

【災害福祉支援ネットワーク概要図】

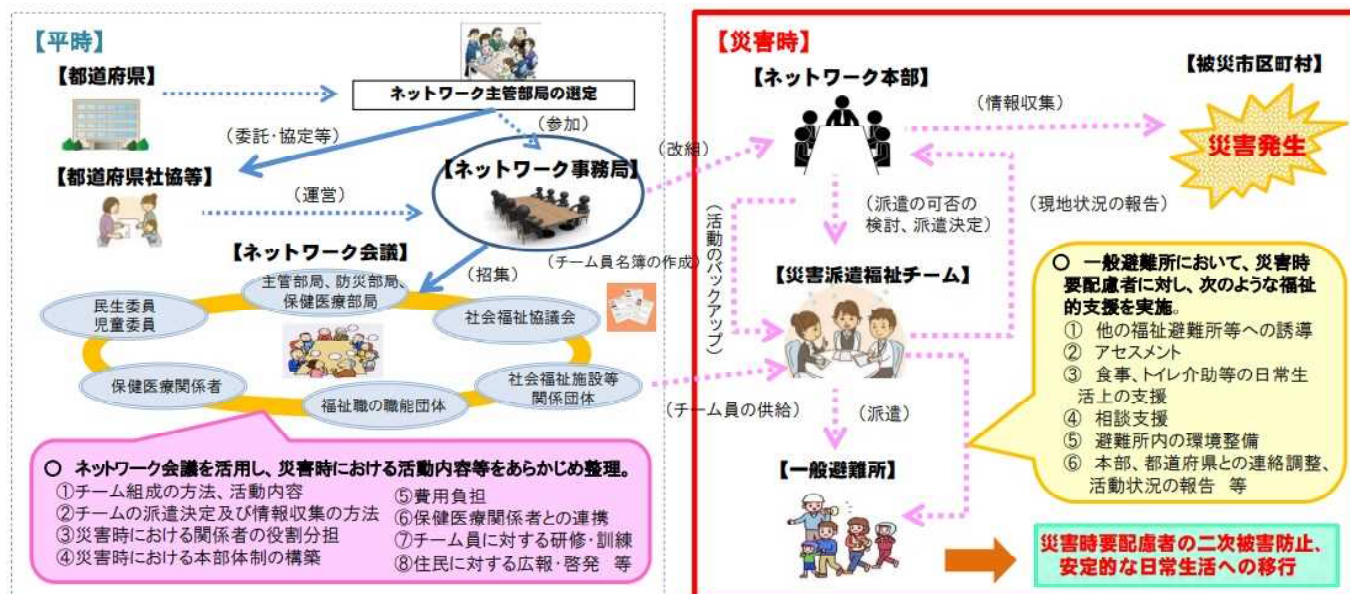


図 厚生労働省資料（「災害時の福祉支援体制の構築に向けたガイドライン」の概要）より

■ 徳島県における DWAT の概要

(1) 目的

徳島県災害派遣福祉チームは、高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦など災害時において福祉支援が必要な方に対する避難所等における「福祉の向上」、「二次被害の防止」、「福祉施設等の事業継続」を図ることを目的としている。

(2) チームについて

チームは被災地の要請に基づき、一般避難所、福祉避難所、福祉施設等、要配慮者受入施設で活動する。

チーム員として、

- ・ 介護福祉士や生活支援員など高齢者や障がい者支援の専門職
- ・ 保育士や保育教諭などの乳幼児支援の専門職
- ・ 理学療法士や作業療法士などのリハビリ専門職
- ・ 介護支援専門員や社会福祉士などの福祉相談の専門職

等で構成され、被災地の状況に応じたチーム編成が可能な体制としている。

チーム員は、被災地において「避難所や福祉避難所の立ち上げ支援」「避難所等の生活環境の改善」、「相談援助」、「応急的な介護」など、チーム員の専門性を生かして、避難生活の質の向上を図る。

本県では、災害福祉支援ネットワークの柱として「災害時コーディネーター」を配置している。

(3) 災害時コーディネーター

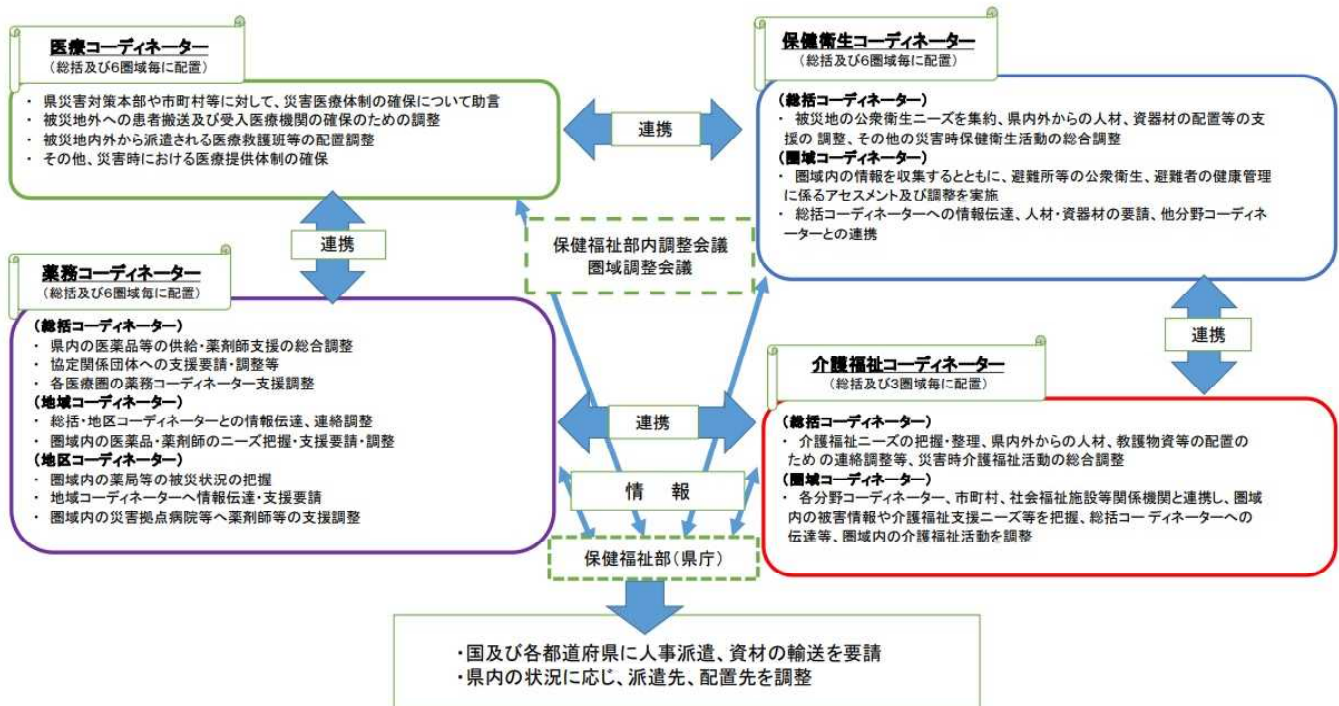
災害時コーディネーターは、過去の災害における被災地への派遣を通じ、被災現場には多くの人的、物的な資源が無秩序に投入され、混乱を生じたという「知見」を得たことから、医療、保健、介護などの各分野において「人的・物的な資源を最適化する仕組み」が必要との強い認識から生まれた構想である。

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、各被災地においては、避難所や医療救護所が設置され、被災エリアで活動可能な医師、看護師、保健師、薬剤師、介護職員等に加え、他県から派遣される人材が一体となって活動にあたることになり、

- ・ 避難所や医療救護所、在宅の久居住民の状況に関する「正確な情報収集」
- ・ 得られた情報に基づき、「限られた人材、資材の適切な配置」及び「効果的な医療・保健・福祉サービスの提供」

等を総合的に集約、マネジメントする。

各災害時コーディネーターはそれぞれ統括、統括サブ、圏域チーフ、圏域サブ等の層で構成され、各層、圏域でそれぞれ連携することとなる。徳島県内には6つの保健所があり、医療・薬務・保健衛生の圏域設定は6である福祉については、2保健所の圏域を取りまとめて3圏域（①徳島保健所・吉野川保健所、②阿南保健所・美波保健所、③三好保健所・美馬保健所）としている。



令和3年「災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書（富士通総研）より

(4) 地域支え合いセンター

地域支え合いセンターとは、在宅被災者や応急仮設住宅に入居されている被災世帯を対象に、個別訪問などによる生活相談や見守り活動を通して、新たな生活の場へ早期に移行できるよう、生活再建に向けた総合的な支援を行う機関のこと。

被災者への総合的な支援（個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域コミュニティづくり等）を行う拠点として設置される。

（参考：平成30年7月豪雨災害 宇和島市地域支え合いセンター活動報告書）

【主な活動内容】

- ・相談員等の訪問による見守り、相談支援
- ・生活再建の支援に関する情報提供
- ・サロン等によるコミュニティづくり
- ・関係機関（NPO、自治組織等）との連携
- ・災害ボランティア等のコーディネート

【見守り支援区分】

- A 重点見守り 生活支援相談員の見守りと他機関のサービス利用・連携により多機関多職種で関わる必要がある
- B 通常見守り 生活支援相談員が定期的に関わり、変化があるかどうか気に掛ける必要がある
- C 不定期見守り 生活支援相談員による定期的な関わりは不要であるが、引き続き見守りが必要である
- D 必要なし・支援集結 生活支援相談員による関わりは特段必要ない

【地域支え合いセンターイメージ図】

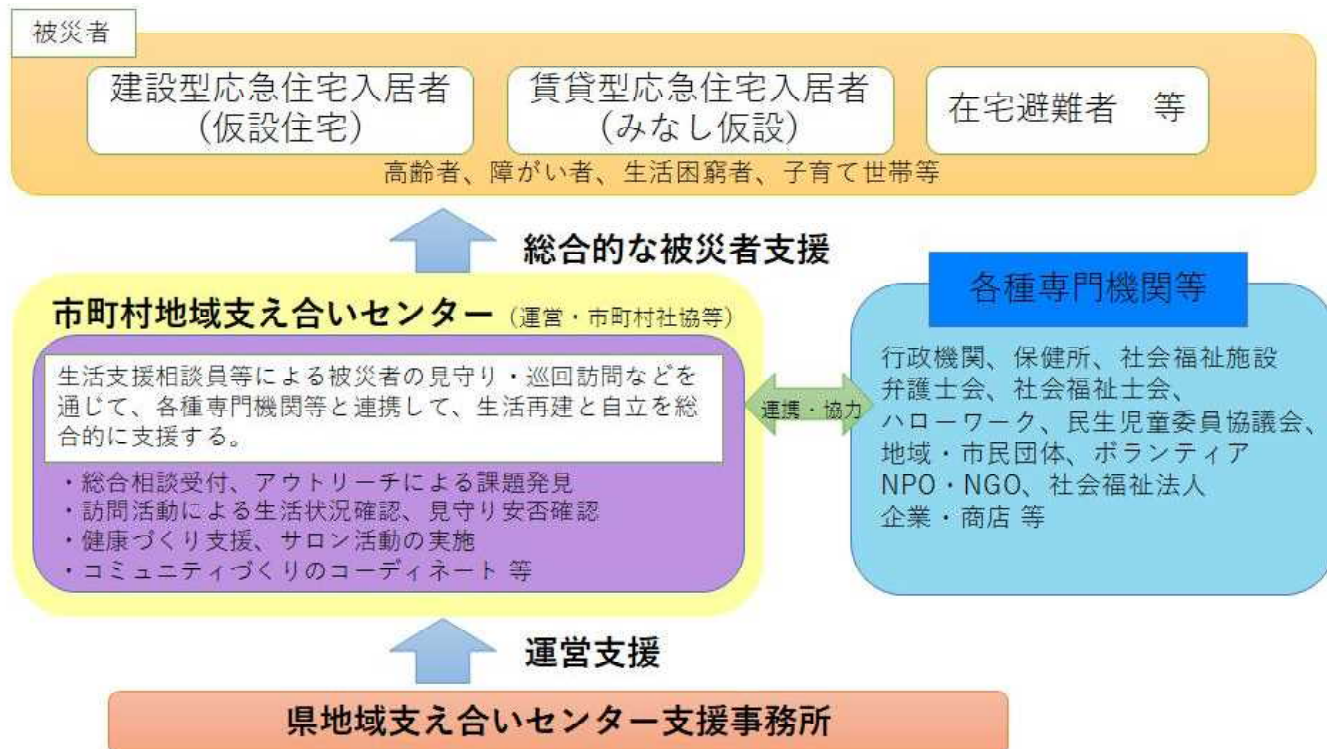
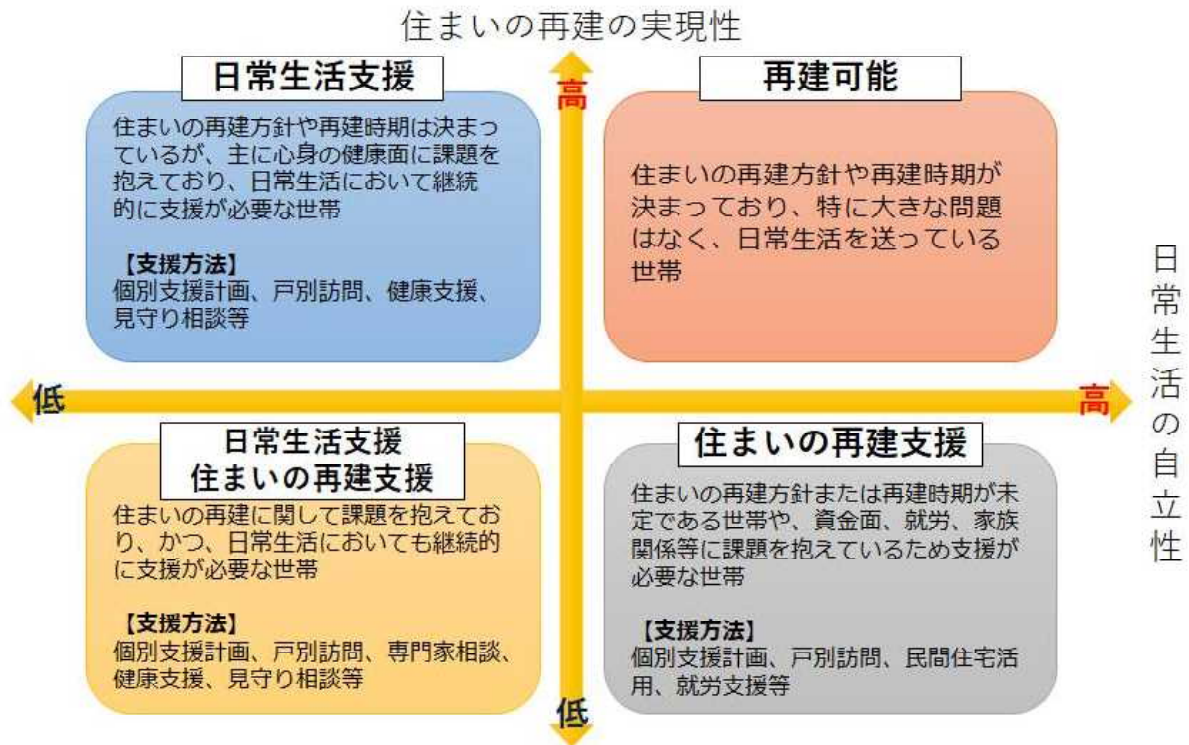


図 地域支え合いセンターの概要【熊本県 HP】より一部改変

【地域支え合いセンターにおける再建支援区分】

図 長野市社会福祉協議会作成資料より抜粋



(5) 地域の見守り事業

■被災者見守り・相談支援事業

被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図ること、さらには、特に被災生活により、状態の悪化が懸念される高齢者をはじめとする在宅被災者に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とした事業。

【厚生労働省社会・援護局長通知 平成 30 年 7 月豪雨における被災者見守り・相談支援等事業実施要綱】

【被災者見守り・相談支援事業概要】

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
 - ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に

従事する者の活動のバックアップ

- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

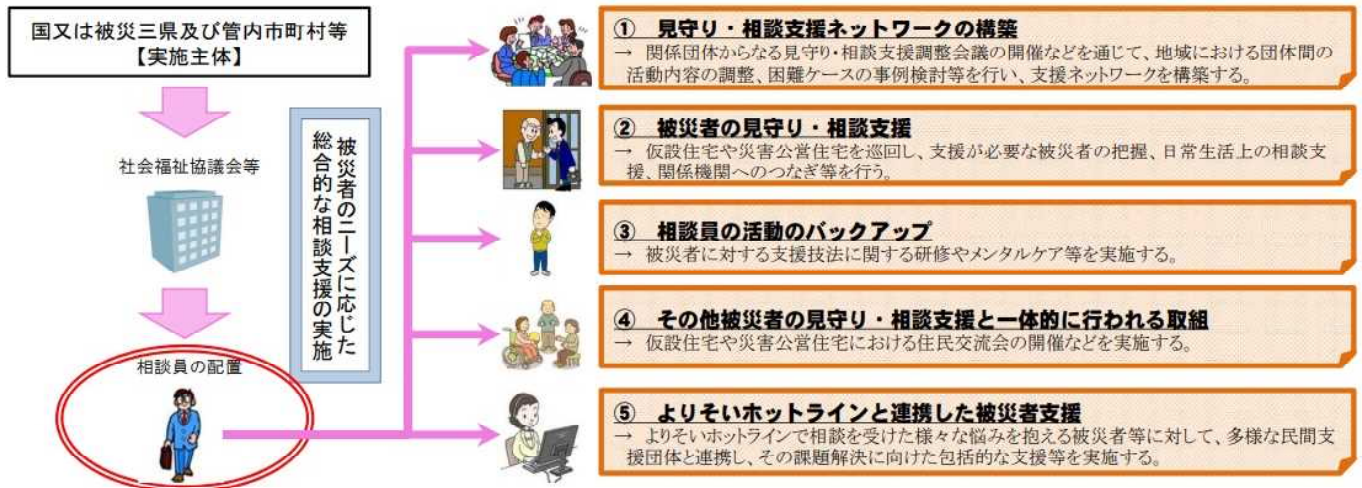


図 被災者見守り・相談支援事業概要 厚生労働省作成資料

5 県・市町村の被災者支援制度窓口一覧

(令和5年3月1日現在)

<徳島県>

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	保健福祉部 保健福祉政策課	088-621-2938
災害障害見舞金	保健福祉部 保健福祉政策課	088-621-2938
被災者生活再建支援制度	危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課	088-621-2108
災害援護資金	保健福祉部 保健福祉政策課	088-621-2938
教科書等の無償給与(小・中学校) (高等学校)	教育委員会 学校教育課	088-621-3136 088-621-3197
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会 特別支援教育課	088-621-3140
小・中学生の就学援助措置	教育委員会 学校教育課	088-621-3136
高等学校授業料等免除措置 (授業料・受講料)	教育委員会 生涯学習課	088-621-3144
児童扶養手当等の特別措置	—	
地方税の特別措置	税務課等	088-621-2076
医療保険、介護保険の保険料・ 窓口負担の減免措置等	—	
障害福祉サービス等の 利用者負担金の減免	保健福祉部 障がい福祉課 保健福祉部 健康づくり課	088-621-2235 088-621-2222
公共料金・使用料等の特別措置	所管所属	088-621-2500
公営住宅への入居	県土整備部 住宅課	088-621-2590
特定優良賃貸住宅等への入居	県土整備部 住宅課	088-621-2597
地域優良賃貸住宅への入居	県土整備部 住宅課	088-621-2597
セーフティネット登録住宅への入居	県土整備部 住宅課	088-621-2597
障害物の除去	危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課	088-621-2108
住宅の応急修理	県土整備部 住宅課	088-621-2594
応急仮設住宅への入居(借上型) (建設型)	県土整備部 住宅課	088-621-2597 088-621-2590
公費解体	危機管理環境部 環境指導課	088-621-2267

<市町村>

1. 徳島市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	健康福祉政策課	088-621-5175
災害障害見舞金	健康福祉政策課	088-621-5175
被災者生活再建支援制度	健康福祉政策課	088-621-5175
災害援護資金	健康福祉政策課	088-621-5175
教科書等の無償給与	教育研究所	088-621-5432
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	088-621-5414
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	088-621-5414
高等学校授業料等免除措置	徳島市立高等学校事務局	088-664-0111
児童扶養手当等の特別措置	障害福祉課、子育て支援課(※1)	088-621-5111
地方税の特別措置	納税課、資産税課、市民税課 (※2)	088-621-5111
国民健康保険の減免措置等	保険年金課	088-621-5156
後期高齢者医療制度の減免措置等	保険年金課	088-621-5156
介護保険の減免措置等	高齢介護課	088-621-5585
その他の医療保険等の減免措置等	保険年金課・高齢介護課(※3)	088-621-5111
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	障害福祉課	088-621-5171
水道料金の特別措置	上下水道局お客様センター	088-623-5691
下水道使用料の特別措置	上下水道局お客様センター	088-621-5311
その他の公共料金・使用量等の特別措置	(※3)	088-621-5111
公営住宅への入居	住宅課	088-621-5286
特定優良賃貸住宅等への入居	住宅課	088-621-5285
地域優良賃貸住宅への入居	住宅課	088-621-5285
セーフティネット登録住宅への入居	住宅課	088-621-5285
障害物の除去	道路建設課、河川水路課、耕地課 (※4)	088-621-5111
住宅の応急修理	建築指導課	088-621-5272
応急仮設住宅への入居	住宅課	088-621-5286
公費解体	建築指導課	088-621-5272

(※1)対象者により判別。

(※2)税種別により判別。

(※3)公共料金の種類が多岐にわたるため、各課に繋ぐ総合窓口的な担当を記載。

(※4)原則、民地は所有者により除去となるが、災害救助法が適用された場合、3課が対応する可能性あり。

2. 鳴門市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	危機管理課	088-684-1711
災害障害見舞金	危機管理課	088-684-1711
被災者生活再建支援制度	危機管理課	088-684-1711
災害援護資金	危機管理課	088-684-1711
教科書等の無償給与	学校教育課	088-686-8802
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	088-686-8802
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	088-686-8802
高等学校授業料等免除措置	学校教育課	088-686-8802
児童扶養手当等の特別措置	子どもいきいき課 社会福祉課	088-684-1225 088-684-1412
地方税の特別措置	税務課	088-684-1129
国民健康保険の減免措置等	保険課	088-684-1136
後期高齢者医療制度の減免措置等	保険課	088-684-1136
介護保険の減免措置等	長寿介護課	088-684-1376
その他の医療保険等の減免措置等	保険課 長寿介護課	088-684-1136 088-684-1376
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	社会福祉課	088-684-1119
水道料金の特別措置	水道企画課	088-685-3330
下水道使用料の特別措置	下水道課	088-684-1170
その他の公共料金・使用料等の特別措置	市民課 子どもいきいき課 危機管理課	088-684-1135 088-684-1209 088-684-1171
公営住宅への入居	まちづくり課	088-684-1162
特定優良賃貸住宅等への入居	まちづくり課	088-684-1162
地域優良賃貸住宅への入居	まちづくり課	088-684-1162
セーフティネット登録住宅への入居	まちづくり課	088-684-1162
障害物の除去	土木課	088-684-1166
住宅の応急修理	まちづくり課	088-684-1162
応急仮設住宅への入居	まちづくり課	088-684-1162
公費解体	まちづくり課	088-684-1162

3. 小松島市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	市民生活課	0885-32-2132
災害障害見舞金	市民生活課	0885-32-2132
被災者生活再建支援制度	市民生活課	0885-32-2132
災害援護資金	市民生活課	0885-32-2132
教科書等の無償給与	学校課	0885-32-3811
特別支援学校等への就学奨励事業	学校課	0885-32-3811
小・中学生の就学援助措置	学校課	0885-32-3811
高等学校授業料等免除措置	県教育委員会	—
児童扶養手当等の特別措置	児童福祉課	0885-32-2114
地方税の特別措置	税務課	0885-32-2115
国民健康保険の減免措置等	保険年金課(※1)	0885-32-2113
後期高齢者医療制度の減免措置等	保険年金課	0885-32-4120
介護保険の減免措置等	介護福祉課	0885-32-3507
医療保険、介護保険の保険料・	保険年金課	0885-32-2113
窓口負担の減免措置等	介護福祉課	0885-32-3507
障害福祉サービス等の 利用者負担金の減免	介護福祉課 (障がい福祉担当)	0885-32-2279
水道料金の特別措置	水道課	0885-32-6188
下水道使用料の特別措置	まちづくり推進課 水道課	0885-32-3815 0885-32-6188
その他公共料金・使用料等の特別措置	総務課 危機管理・感染症対策推進課	0885-32-2132 0885-34-9014
公営住宅への入居	住宅課	0885-32-2120
特定優良賃貸住宅等への入居	住宅課	0885-32-2120
地域優良賃貸住宅への入居	住宅課	0885-32-2120
セーフティネット登録住宅への入居	住宅課	0885-32-2120
障害物の除去	都市整備課	0885-32-2118
住宅の応急修理	住宅課	0885-32-2120
応急仮設住宅への入居	住宅課	0885-32-2120
公費解体	住宅課	0885-32-2120

(※1) 保険税に関しては、税務課(諸税担当)。

4. 阿南市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	地域共生推進課	0884-22-3440
災害障害見舞金	地域共生推進課	0884-22-3440
被災者生活再建支援制度	地域共生推進課	0884-22-3440
災害援護資金	地域共生推進課	0884-22-3440
教科書等の無償給与	学校教育課	0884-22-3390
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	0884-22-3390
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	0884-22-3390
高等学校授業料等免除措置	学校教育課	0884-22-3390
児童扶養手当等の特別措置	こども課	0884-22-1539
地方税の特別措置	税務課	0884-22-1114
国民健康保険の減免措置等	保険年金課	0884-22-1118
後期高齢者医療制度の減免措置等	保険年金課	0884-22-8064
介護保険の減免措置等	介護保険課	0884-22-1793
その他の医療保険等の減免措置等(※1)	保険年金課	0884-22-1118
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	地域共生推進課	0884-22-3440
水道料金の特別措置	阿南市水道料金お客様センター	0884-22-0587
下水道使用料の特別措置	下水道課	0884-22-1796
その他の公共料金・使用料等の特別措置(※2)	住宅課	0884-22-3431
公営住宅への入居	住宅課	0884-22-3431
特定優良賃貸住宅等への入居	住宅課	0884-22-3431
地域優良賃貸住宅への入居	住宅課	0884-22-3431
セーフティネット登録住宅への入居	住宅課	0884-22-3431
障害物の除去	土木課	0884-22-1595
住宅の応急修理	地域創生推進課	0884-22-3440
応急仮設住宅への入居	住宅課	0884-22-3431
公費解体	公共建築課 (災害廃棄物に関すること) 環境管理課	0884-22-1595 0884-22-3794

(※1)子ども医療保険

(※2)市営住宅使用料

5. 吉野川市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	社会福祉課	0883-22-2261
災害障害見舞金	社会福祉課	0883-22-2261
被災者生活再建支援制度	社会福祉課	0883-22-2261
災害援護資金	社会福祉課	0883-22-2261
教科書等の無償給与	学校教育課	0883-22-2273
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	0883-22-2273
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	0883-22-2273
高等学校授業料等免除措置	県教育委員会	—
児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課	0883-22-2266
地方税の特別措置	税務課	0883-22-2215
国民健康保険の減免措置等	国保年金課	0883-22-2213
後期高齢者医療制度の減免措置等	国民年金課	0883-22-2213
介護保険の減免措置等	長寿いきがい課	0883-22-2264
その他の医療保険等の減免措置	(該当なし)	—
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	社会福祉課	0883-22-2263
水道料金の特別措置	水道課	0883-22-2256
下水道使用料の特別措置	下水道課	0883-22-2258
その他の公共料金・使用料等の特別措置	(該当なし)	—
公営住宅への入居	都市計画住宅課	0883-22-2225
特定優良賃貸住宅等への入居	都市計画住宅課	0883-22-2225
地域優良賃貸住宅への入居	都市計画住宅課	0883-22-2225
セーフティネット登録住宅への入居	都市計画住宅課	0883-22-2225
障害物の除去	建設課	0883-22-2251
住宅の応急修理	建築営繕室	0883-22-2224
応急仮設住宅への入居	建築営繕室 都市計画住宅課	0883-22-2224 0883-22-2225
公費解体	環境企画課 建築営繕室	0883-22-2230 0883-22-2224

6. 阿波市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	社会福祉課(地域・高齢者福祉)	0883-36-6811
災害障害見舞金	社会福祉課(地域・高齢者福祉)	0883-36-6811
被災者生活再建支援制度	危機管理課	0883-36-8703
災害援護資金	社会福祉課(地域・高齢者福祉)	0883-36-6811
教科書等の無償給与	教育委員会(学校教育課)	0883-36-8741
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会(学校教育課)	0883-36-8741
小・中学生の就学援助措置	教育委員会(学校教育課)	0883-36-8741
高等学校授業料等免除措置	県教育委員会	0883-36-8700
児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課	0883-36-6813
地方税の特別措置	税務課	0883-36-8713
国民健康保険の減免措置等	国保医療課	0883-36-8712
後期高齢者医療制度の減免措置等	国保医療課	0883-36-8712
介護保険の減免措置等	介護保険課	0883-36-6814
その他の医療保険等の減免措置等		0883-36-8700
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	社会福祉課(障がい者福祉)	0883-36-6812
水道料金の特別措置	業務課	0883-36-5100
下水道使用料の特別措置	業務課	0883-36-5100
その他の公共料金・使用料等の特別措置		0883-36-8700
公営住宅への入居	住宅課	0883-36-8731
特定優良賃貸住宅等への入居	住宅課	0883-36-8731
地域優良賃貸住宅への入居	住宅課	0883-36-8731
セーフティネット登録住宅への入居	住宅課	0883-36-8731
障害物の除去	建設課(維持管理)	0883-36-8733
住宅の応急修理	住宅課	0883-36-8731
応急仮設住宅への入居	建設部(建設課・住宅課)	0883-36-8733
公費解体	被害内容・施設種別等の状況による為、不明	0883-36-8700

7. 美馬市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	生活福祉課	0883-52-5604
災害障害見舞金	生活福祉課	0883-52-5604
被災者生活再建支援制度	生活福祉課	0883-52-5604
災害援護資金	生活福祉課	0883-52-5604
教科書等の無償給与	教育総務課	0883-52-8010
特別支援学校等への就学奨励事業	教育総務課及び県	0883-52-8010
小・中学生の就学援助措置	教育総務課	0883-52-8010
高等学校授業料等免除措置	県教育委員会	—
児童扶養手当等の特別措置	子どもすこやか課	0883-52-5606
地方税の特別措置	(市税)税務課	0883-52-5602
国民健康保険の減免措置等	税務課	0883-52-5602
後期高齢者医療制度の減免措置等	保険健康課	0883-52-5601
介護保険の減免措置等	長寿・障がい福祉課	0883-52-5605
その他の医療保険等の減免措置等	各保険者へ直接問合せ	—
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	長寿・障がい福祉課	0883-52-5614
水道料金の特別措置	業務課	0883-63-2236
下水道使用料の特別措置	環境下水道課	
その他の公共料金・使用料等の特別措置	各種公共料金は事業者へ直接申請	
公営住宅への入居	住宅・空き家対策課	0883-52-5612
特定優良賃貸住宅等への入居	住宅・空き家対策課	0883-52-5612
地域優良賃貸住宅への入居	(公共分)住宅・空き家対策課	0883-52-5612
セーフティネット登録住宅への入居	住宅・空き家対策課	0883-52-5612
障害物の除去	建設課	0883-52-5608
住宅の応急修理	住宅・空き家対策課	0883-52-5612
応急仮設住宅への入居	住宅・空き家対策課	0883-52-5612
公費解体	環境下水道課	0883-52-8020

8. 三好市

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	地域福祉課	0883-72-7647
災害障害見舞金	地域福祉課	0883-72-7647
被災者生活再建支援制度	地域福祉課	0883-72-7647
災害援護資金	地域福祉課	0883-72-7647
教科書等の無償給与	学校教育課	0883-72-3555
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	0883-72-3555
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	0883-72-3555
高等学校授業料等免除措置	学校教育課	0883-72-3555
児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課	0883-72-7648
地方税の特別措置	税務課	0883-72-7615
国民健康保険の減免措置等	保険医務課	0883-72-7613
後期高齢者医療制度の減免措置等	保険医務課	0883-72-7313
介護保険の減免措置等	長寿・障害福祉課	0883-72-7612
その他の医療保険等の減免措置等	保険医務課	0883-72-7613
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	長寿・障害福祉課	0883-72-7610
水道料金の特別措置	水道課	0883-72-7626
下水道使用料の特別措置	農林政策課	0883-72-7617
その他の公共料金・使用料の特別措置	総務課	0883-72-7600
公営住宅への入居	管理課	0883-72-7623
特定優良賃貸住宅等への入居	管理課	0883-72-7623
地域優良賃貸住宅への入居	管理課	0883-72-7623
セーフティネット登録住宅への入居	管理課	0883-72-7623
障害物の除去	管理課	0883-72-7623
住宅の応急修理	管理課	0883-72-7623
応急仮設住宅への入居	管理課	0883-72-7623
公費解体	管理課	0883-72-7623

9. 勝浦町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	住民課	0885-42-1501
災害障害見舞金	住民課	0885-42-1501
被災者生活再建支援制度	住民課	0885-42-1501
災害援護資金	住民課	0885-42-1501
教科書等の無償給与	教育委員会事務局	0885-42-2515
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会事務局	0885-42-2515
小・中学生の就学援助措置	教育委員会事務局	0885-42-2515
高等学校授業料等免除措置	—	—
児童扶養手当等の特別措置	福祉課	0885-42-1502
地方税の特別措置	税務課	0885-42-1503
国民健康保険の減免措置等	税務課 福祉課	0885-42-1502 0885-42-1503
後期高齢者医療制度の減免措置等	税務課 福祉課	0885-42-1502 0885-42-1503
介護保険の減免措置等	福祉課	0885-42-1502
その他の医療保険等の減免措置等	福祉課	0885-42-1502
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉課	0885-42-1502
水道料金の特別措置	上下水道課	0885-42-2512
下水道使用料の特別措置	上下水道課	0885-42-2512
その他の公共料金・使用料等の特別措置		
公営住宅への入居	住民課	0885-42-1501
特定優良賃貸住宅等への入居	建設課	0885-42-1506
地域優良賃貸住宅への入居	建設課	0885-42-1506
セーフティネット登録住宅への入居	建設課	0885-42-1506
障害物の除去	建設課	0885-42-1506
住宅の応急修理	建設課	0885-42-1506
応急仮設住宅への入居	建設課	0885-42-1506
公費解体	建設課	0885-42-1506

10. 上勝町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	住民課	0885-46-0111
災害障害見舞金	住民課	0885-46-0111
被災者生活再建支援制度	建設課	0885-46-0111
災害援護資金	住民課・税務課	0885-46-0111
教科書等の無償給与	教育委員会	0885-45-0111
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	0885-45-0111
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	0885-45-0111
高等学校授業料等免除措置	教育委員会	0885-45-0111
児童扶養手当等の特別措置	住民課	0885-46-0111
地方税の特別措置	税務課	0885-46-0111
国民健康保険の減免措置等	税務課	0885-46-0111
後期高齢者医療制度の減免措置等	住民課	0885-46-0111
介護保険の減免措置等	住民課	0885-46-0111
その他の医療保険等の減免措置等	住民課	0885-46-0111
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	住民課	0885-46-0111
水道料金の特別措置	建設課	0885-46-0111
下水道使用料の特別措置	—	—
その他の公共料金・使用料等の特別措置	総務課	0885-46-0111
公営住宅への入居	建設課	0885-46-0111
特定優良賃貸住宅等への入居	建設課	0885-46-0111
地域優良賃貸住宅への入居	建設課	0885-46-0111
セーフティネット登録住宅への入居	建設課	0885-46-0111
障害物の除去	建設課・企画環境課	0885-46-0111
住宅の応急修理	建設課	0885-46-0111
応急仮設住宅への入居	建設課	0885-46-0111
公費解体	建設課	0885-46-0111

11. 佐那河内村

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	健康福祉課	088-679-2971
災害障害見舞金	健康福祉課	088-679-2971
被災者生活再建支援制度	健康福祉課	088-679-2971
災害援護資金	健康福祉課	088-679-2971
教科書等の無償給与	教育委員会	088-679-2817
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	088-679-2817
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	088-679-2817
高等学校授業料等免除措置	教育委員会	088-679-2817
児童扶養手当等の特別措置	住民税務課	088-679-2114
地方税の特別措置	住民税務課	088-679-2114
国民健康保険の減免措置等	住民税務課	088-679-2114
後期高齢者医療制度の減免措置等	住民税務課	088-679-2114
介護保険の減免措置等	住民税務課	088-679-2114
その他の医療保険等の減免措置等	代表	088-679-2111
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	健康福祉課	088-679-2971
水道料金の特別措置	産業環境課	088-679-2115
下水道使用料の特別措置	産業環境課	088-679-2115
その他の公共料金・使用料等の特別措置	代表	088-679-2111
公営住宅への入居	建設課	088-679-2970
特定優良賃貸住宅等への入居	建設課	088-679-2970
地域優良賃貸住宅への入居	建設課	088-679-2970
セーフティネット登録住宅への入居	建設課	088-679-2970
障害物の除去	建設課	088-679-2970
住宅の応急修理	建設課	088-679-2970
応急仮設住宅への入居	建設課	088-679-2970
公費解体	建設課	088-679-2970

12. 石井町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	福祉生活課	088-674-1116
災害障害見舞金	福祉生活課	088-674-1116
被災者生活再建支援制度	福祉生活課	088-674-1116
災害援護資金	福祉生活課	088-674-1116
教科書等の無償給与	学校教育課	088-674-7505
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	088-674-7505
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	088-674-7505
高等学校授業料等免除措置	—	—
児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課・福祉生活課 (特障手当のみ)	088-674-1623 088-674-1116
地方税の特別措置	税務課	088-674-1115
国民健康保険の減免措置等	住民課 (※)	088-674-1114
後期高齢者医療制度の減免措置等	長寿社会課	088-674-6111
介護保険の減免措置等	長寿社会課	088-674-6111
その他の医療保険等の減免措置等	—	—
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉生活課	088-674-1116
水道料金の特別措置	水道課	088-674-1141
下水道使用料の特別措置	—	—
その他の公共料金・使用料等の特別措置	各種使用料等担当課	
公営住宅への入居	福祉生活課	088-674-1116
特定優良賃貸住宅等への入居	福祉生活課	088-674-1116
地域優良賃貸住宅への入居	福祉生活課	088-674-1116
セーフティネット登録住宅への入居	福祉生活課	088-674-1116
障害物の除去	建設課	088-674-1117
住宅の応急修理	建設課	088-674-1117
応急仮設住宅への入居	福祉生活課 建設課	088-674-1116 088-674-1117
公費解体	環境保全課	088-674-6842

※国保税の減免は「地方税の特別措置」に含む。

13. 神山町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	健康福祉課	088-676-1114
災害障害見舞金	健康福祉課	088-676-1114
被災者生活再建支援制度	総務課	088-676-1111
災害援護資金	健康福祉課	088-676-1114
教科書等の無償給与	教育委員会	088-676-1522
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	088-676-1522
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	088-676-1522
高等学校授業料等免除措置	教育委員会	088-676-1522
児童扶養手当等の特別措置	健康福祉課	088-676-1114
地方税の特別措置	税務保健課	088-676-1115
国民健康保険の減免措置等	税務保険課	088-676-1115
後期高齢者医療制度の減免措置等	税務保険課	088-676-1115
介護保険の減免措置等	健康福祉課	088-676-1114
その他の医療保険等の減免措置等	総務課	088-676-1111
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	健康福祉課	088-676-1114
水道料金の特別措置	建設課	088-676-1514
下水道使用料の特別措置	該当施設なし	—
その他の公共料金・使用料等の特別措置	総務課	088-676-1111
公営住宅への入居	住民課	088-676-1113
特定優良賃貸住宅等への入居	総務課	088-676-1111
地域優良賃貸住宅への入居	総務課	088-676-1111
セーフティネット登録住宅への入居	総務課	088-676-1111
障害物の除去	建設課	088-676-1514
住宅の応急修理	建設課	088-676-1514
応急仮設住宅への入居	住民課	088-676-1113
公費解体	建設課	088-676-1514

14. 那賀町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	保健医療福祉課	0884-62-1141
災害障害見舞金	保健医療福祉課	0884-62-1141
被災者生活再建支援制度	防災課	0884-62-1183
災害援護資金	防災課	0884-62-1183
教科書等の無償給与	教育委員会	0884-62-1106
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	0884-62-1106
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	0884-62-1106
高等学校授業料等免除措置	教育委員会	0884-62-1106
児童扶養手当等の特別措置	すこやか子育て課	0884-62-1150
地方税の特別措置	税務保険課	0884-62-1182
国民健康保険の減免措置等	税務保険課	0884-62-1182
後期高齢者医療制度の減免措置等	税務保険課	0884-62-1182
介護保険の減免措置等	保険料福祉課	0884-62-1141
その他の医療保険等の減免措置等	税務保険課	0884-62-1182
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	保健医療福祉課	0884-62-1141
水道料金の特別措置	環境課	0884-62-1192
下水道使用料の特別措置	環境課	0884-62-1192
その他公共料金・使用料等の特別措置	防災課	0884-62-1183
公営住宅への入居	住民課	0884-62-1122
特定優良賃貸住宅等への入居	住民課	0884-62-1122
地域優良賃貸住宅への入居	住民課	0884-62-1122
セーフティネット登録住宅への入居	住民課	0884-62-1122
障害物の除去	建設課	0884-62-1167
住宅の応急修理	防災課	0884-62-1183
応急仮設住宅への入居	防災課	0884-62-1183
公費解体	防災課	0884-62-1183

15. 牟岐町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	住民福祉課	0884-72-3416
災害障害見舞金	住民福祉課	0884-72-3416
被災者生活再建支援制度	住民福祉課	0884-72-3416
災害援護資金	住民福祉課	0884-72-3416
教科書等の無償給与	教育委員会	0884-72-0107
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	0884-72-0107
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	0884-72-0107
高等学校授業料等免除措置	教育委員会	0884-72-0107
児童扶養手当等の特別措置	住民福祉課	0884-72-3416
地方税の特別措置	税務会計課	0884-72-3410
国民健康保険の減免措置等	健康生活課	0884-72-3417
後期高齢者医療制度の減免措置等	健康生活課	0884-72-3417
介護保険の減免措置等	健康生活課	0884-72-3417
その他の医療保険等の減免措置等	健康生活課	0884-73-3417
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	住民福祉課	0884-72-3416
水道料金の特別措置	水道課	0884-72-0152
下水道使用料の特別措置	水道課	0884-72-0152
その他の公共料金・使用料等の特別措置	住民福祉課	0884-72-3416
公営住宅への入居	住民福祉課	0884-72-3416
特定優良賃貸住宅等への入居	住民福祉課	0884-72-3416
地域優良賃貸住宅への入居	住民福祉課	0884-72-3416
セーフティネット登録住宅への入居	住民福祉課	0884-72-3416
障害物の除去	建設課	0884-72-3418
住宅の応急修理	建設課	0884-72-3418
応急仮設住宅への入居	住民福祉課	0884-72-3416
公費解体	建設課	0884-72-3418

16. 美波町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	住民生活課	0884-77-3613
災害障害見舞金	住民生活課	0884-77-3613
被災者生活再建支援制度	住民生活課	0884-77-3613
災害援護資金	住民生活課	0884-77-3613
教科書等の無償給与	教育委員会事務局	0884-77-3620
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会事務局	0884-77-3620
小・中学生の就学援助措置	教育委員会事務局	0884-77-3620
高等学校授業料等免除措置	-	-
児童扶養手当等の特別措置	福祉課	0884-77-3614
地方税の特別措置	税務課	0884-77-3615
国民健康保険の減免措置等	税務課	0884-77-3615
後期高齢者医療制度の減免措置等	福祉課	0884-77-3614
介護保険の減免措置等	福祉課	0884-77-3614
その他の医療保険等の減免措置等	税務課 福祉課	0884-77-3615 0884-77-3614
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉課	0884-77-3614
水道料金の特別措置	水道課	0884-77-0210
下水道使用料の特別措置	建設課	0884-77-3618
その他の公共料金・使用料等の特別措置	美波町役場 (複数の課等が窓口)	0884-77-1111 (代表)
公営住宅への入居	住民生活課	0884-77-3613
特定優良賃貸住宅等への入居	-	-
地域優良賃貸住宅への入居	-	-
セーフティネット登録住宅への入居	-	-
障害物の除去	建設課	0884-77-3618
住宅の応急修理	建設課	0884-77-3618
応急仮設住宅への入居	建設課	0884-77-3618
公費解体	建設課	0884-77-3618

17. 海陽町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	福祉人権課	0884-73-4313
災害障害見舞金	福祉人権課	0884-73-4313
被災者生活再建支援制度	福祉人権課	0884-73-4313
災害援護資金	福祉人権課	0884-73-4313
教科書等の無償給与	教育委員会	0884-73-1246
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	0884-73-1246
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	0884-73-1246
高等学校授業料等免除措置	—	—
児童扶養手当等の特別措置	福祉人権課	0884-73-4313
地方税の特別措置	税務課	0884-73-4153
国民健康保険の減免措置等	福祉人権課	0884-73-4313
後期高齢者医療制度の減免措置等	福祉人権課	0884-73-4313
介護保険の減免措置等	地域包括ケア推進課	0884-73-4312
その他の医療保険等の減免措置等	—	—
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉人権課	0884-73-4313
水道料金の特別措置	上下水道課	0884-73-4157
下水道使用料の特別措置	上下水道課	0884-73-4157
その他の公共料金・使用料等の特別措置	—	—
公営住宅への入居	管財課	0884-73-4169
特定優良賃貸住宅等への入居	—	—
地域優良賃貸住宅への入居	—	—
セーフティネット登録住宅への入居	—	—
障害物の除去	建設課	0884-73-4159
住宅の応急修理	住民環境課	0884-73-4152
応急仮設住宅への入居	建設課	0884-73-4159
公費解体	—	—

18. 松茂町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	危機管理課	088-699-8725
災害障害見舞金	危機管理課	088-699-8725
被災者生活再建支援制度	危機管理課	088-699-8725
災害援護資金	危機管理課	088-699-8725
教科書等の無償給与	学校教育課	088-699-8719
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	088-699-8719
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	088-699-8719
高等学校授業料等免除措置	学校教育課 (※)	088-699-8719
児童扶養手当等の特別措置	福祉課	088-699-8713
地方税の特別措置	税務課	088-699-8715
国民健康保険の減免措置等	税務課	088-699-8715
後期高齢者医療制度の減免措置等	住民課	088-699-8712
介護保険の減免措置等	長寿社会課	088-699-2190
その他の医療保険等の減免措置等	—	—
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉課	088-699-8713
水道料金の特別措置	上下水道課	088-699-8716
下水道使用料の特別措置	上下水道課	088-699-8717
その他の公共料金・使用料等の特別措置	—	—
公営住宅への入居	建設課	088-699-8718
特定優良賃貸住宅等への入居	建設課	088-699-8718
地域優良賃貸住宅への入居	建設課	088-699-8718
セーフティネット登録住宅への入居	建設課	088-699-8718
障害物の除去	建設課	088-699-8718
住宅の応急修理	建設課	088-699-8718
応急仮設住宅への入居	建設課	088-699-8718
公費解体	建設課	088-699-8718

※町立の高等学校が存在しないため、県担当窓口を紹介する。

19. 北島町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	社会福祉課	088-698-9802
災害障害見舞金	社会福祉課	088-698-9802
被災者生活再建支援制度	社会福祉課	088-698-9802
災害援護資金	社会福祉課	088-698-9802
教科書等の無償給与	教育委員会事務局	088-698-9812
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会事務局	088-698-9812
小・中学生の就学援助措置	教育委員会事務局	088-698-9812
高等学校授業料等免除措置	—	—
児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課	088-698-8909
地方税の特別措置	税務課	088-698-9803
国民健康保険の減免措置等	税務課（国民健康保険料） 健康保険課（窓口負担）	088-698-9803 088-698-9805
後期高齢者医療制度の減免措置等	健康保険課	088-698-9805
介護保険の減免措置等	健康保険課	088-698-9805
その他の医療保険等の減免措置等	—	—
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	社会福祉課	088-698-9802
水道料金の特別措置	水道課	088-698-9810
下水道使用料の特別措置	下水道課	088-698-9818
その他の公共料金・使用料等の特別措置	各使用料を所管する部署	
公営住宅への入居	※町営住宅がないため該当なし	
特定優良賃貸住宅等への入居	建設課	088-698-9808
地域優良賃貸住宅への入居	建設課	088-698-9808
セーフティネット登録住宅への入居	建設課	088-698-9808
障害物の除去	建設課	088-698-9808
住宅の応急修理	建設課	088-698-9808
応急仮設住宅への入居	建設課	088-698-9808
公費解体	建設課	088-698-9808

20. 藍住町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	福祉課	088-637-3114
災害障害見舞金	福祉課	088-637-3114
被災者生活再建支援制度	総務企画課	088-637-3111
災害援護資金	福祉課	088-637-3114
教科書等の無償給与	学校教育課	088-637-3128
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課(※1)	088-637-3128
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	088-637-3128
高等学校授業料等免除措置	学校教育課(※2)	088-637-3128
児童扶養手当等の特別措置	福祉課	088-637-3114
地方税の特別措置	税務課	088-637-3117
国民健康保険の減免措置等(※3)	健康推進課 税務課	088-637-3115 088-637-3117
後期高齢者医療制度の減免措置等	健康推進課	088-637-3115
介護保険の減免措置等	介護保険室	088-637-3311
その他の医療保険等の減免措置等	健康推進課	088-637-3115
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉課	088-637-3114
水道料金の特別措置	上下水道課	088-637-3131
下水道使用料の特別措置	上下水道課	088-637-3123
その他の公共料金・使用料等の特別措置	総務企画課(※4)	088-637-3111
公営住宅への入居	生活環境課	088-637-3116
特定優良賃貸住宅等への入居	生活環境課	088-637-3116
地域優良賃貸住宅への入居	生活環境課	088-637-3116
セーフティネット登録住宅への入居	生活環境課	088-637-3116
障害物の除去	建設産業課	088-637-3122
住宅の応急修理	建設産業課	088-637-3122
応急仮設住宅への入居	建設産業課	088-637-3122
公費解体	建設産業課	088-637-3122

(※1)町立の特別支援学校が存在しないため、県の担当窓口を紹介するだけになります。

(※2)町立の高等学校が存在しないため、県の担当窓口を紹介するだけになります。

(※3)国保の窓口負担の減免措置については健康推進課、税額の減免措置については税務課が担当

(※4)公共料金の種類が多岐にわたるため、各課に繋ぐ総合窓口的な担当を記載しています。

21. 板野町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	住民課	088-672-5984
災害障害見舞金	住民課	088-672-5984
被災者生活再建支援制度	総務課	088-672-5980
	税務課	088-672-5983
災害援護資金	住民課	088-672-5984
教科書等の無償給与	教育委員会	088-672-0136
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	088-672-0136
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	088-672-0136
高等学校授業料等免除措置	教育委員会	088-672-0136
児童扶養手当等の特別措置	住民課	088-672-5984
地方税の特別措置	税務課	088-672-5983
国民健康保険の減免措置等	税務課	088-672-5983
	住民課	088-672-5984
後期高齢者医療制度の減免措置等	税務課	088-672-5983
	住民課	088-672-5984
介護保険の減免措置等	税務課	088-672-5983
	福祉保健課	088-672-5986
その他の医療保険等の減免措置等	—	—
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉保健課	088-672-5986
水道料金の特別措置	水道課	088-672-6004
下水道使用料の特別措置	下水道課	088-672-5993
その他の公共料金・使用料等の特別措置	—	—
公営住宅への入居	建設課	088-672-5996
特定優良賃貸住宅等への入居	建設課	088-672-5996
地域優良賃貸住宅への入居	建設課	088-672-5996
セーフティネット登録住宅への入居	建設課	088-672-5996
障害物の除去	建設課	088-672-5996
住宅の応急修理	建設課	088-672-5996
応急仮設住宅への入居	建設課	088-672-5996
公費解体	建設課	088-672-5996
	環境生活課	088-672-5987

22. 上板町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	民生児童課	088-694-6811
災害障害見舞金	民生児童課	088-694-6811
被災者生活再建支援制度	企画防災課	088-694-6824
災害援護資金	民生児童課	088-694-6811
教科書等の無償給与	教育委員会	088-694-6814
特別支援学校等への就学奨励事業	教育委員会	088-694-6814
小・中学生の就学援助措置	教育委員会	088-694-6814
高等学校授業料等免除措置	教育委員会	088-694-6814
児童扶養手当等の特別措置	民生児童課	088-694-6811
地方税の特別措置	税務課	088-694-6807
国民健康保険の減免措置等	税務課	088-694-6807
後期高齢者医療制度の減免措置等	健康推進課	088-694-6810
介護保険の減免措置等	健康推進課	088-694-6810
その他の医療保険制度等の減免措置等	健康推進課	088-694-6810
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	民生児童課	088-694-6811
水道料金の特別措置	水道課	088-694-6817
下水道使用料の特別措置	環境保全課	088-694-6813
その他の公共料金・使用料等の特別措置	総務課	088-694-6801
公営住宅への入居	環境保全課	088-694-6813
特定優良賃貸住宅等への入居	企画防災課 (※)	088-694-6824
地域優良賃貸住宅への入居	企画防災課 (※)	088-694-6824
セーフティネット登録住宅への入居	企画防災課 (※)	088-694-6824
障害物の除去	建設課	088-694-6812
住宅の応急修理	環境保全課	088-694-6813
応急仮設住宅への入居	企画防災課 (※)	088-694-6824
公費解体	企画防災課 (※)	088-694-6824

(※) 一次窓口として対応する。

23. つるぎ町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	福祉課	0883-62-3116
災害障害見舞金	福祉課	0883-62-3116
被災者生活再建支援制度	福祉課	0883-62-3116
災害援護資金	福祉課	0883-62-3116
教科書等の無償給与	学校教育課	0883-62-2331
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	0883-62-2331
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	0883-62-2331
高等学校授業料等免除措置	学校教育課	0883-62-2331
児童扶養手当等の特別措置	福祉課	0883-62-3116
地方税の特別措置	税務国保課	0883-62-3113
国民健康保険の減免措置等	税務国保課	0883-62-3113
後期高齢者医療制度の減免措置等	長寿介護課	0883-62-3113
介護保険の減免措置等	長寿介護課	0883-62-3113
その他の医療保険等の減免措置等	税務国保課	0883-62-3113
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	福祉課	0883-62-3116
水道料金の特別措置	上下水道課	0883-62-3112
下水道使用料の特別措置	上下水道課	0883-62-3112
その他の公共料金・使用料等の特別措置	管理防災課	0883-62-3111
公営住宅への入居	住宅環境課	0883-62-3112
特定優良賃貸住宅等への入居	住宅環境課	0883-62-3112
地域優良賃貸住宅への入居	住宅環境課	0883-62-3112
セーフティネット登録住宅への入居	住宅環境課	0883-62-3112
障害物の除去	建設課	0883-62-3115
住宅の応急修理	住宅環境課	0883-62-3112
応急仮設住宅への入居	住宅環境課	0883-62-3112
公費解体	建設課	0883-62-3115

24. 東みよし町

制度名	窓口(担当課)	電話番号
災害弔慰金	福祉課	0883-82-6306
災害障害見舞金	福祉課	0883-82-6306
被災者生活再建支援制度	福祉課	0883-82-6306
災害援護資金	福祉課	0883-82-6306
教科書等の無償給与	学校教育課	0883-79-3630
特別支援学校等への就学奨励事業	学校教育課	0883-79-3630
小・中学生の就学援助措置	学校教育課	0883-79-3630
高等学校授業料等免除措置	学校教育課	0883-79-3630
児童扶養手当等の特別措置	福祉課	0883-82-6306
地方税の特別措置	税務課	0883-82-6304
国民健康保険の減免措置等	税務課	0883-82-6304
後期高齢者医療制度の減免措置等	住民課	0883-82-6360
介護保険の減免措置等	福祉課	0883-82-6306
その他の医療保険等の減免措置等	税務課	0883-82-2100
国民健康保険及び 後期高齢者医療制度について	住民課	0883-82-6360
介護保険	福祉課	0883-82-6306
障害福祉サービス等の 利用者負担金の減免	福祉課	0883-82-6306
水道料金の特別措置	環境課	0883-79-5340
下水道使用料の特別措置	環境課	0883-79-5340
その他の公共料金・使用料等の特別措置	総務課	0883-82-2100
公営住宅への入居	建設課	0883-79-5342
特定優良賃貸住宅等への入居	建設課(※1)	0883-79-5342
地域優良賃貸住宅への入居	建設課(※1)	0883-79-5342
セーフティネット登録住宅への入居	建設課(※1)	0883-79-5342
障害物の除去	建設課	0883-79-5342
住宅の応急修理	建設課	0883-79-5342
応急仮設住宅への入居	建設課	0883-79-5342
公費解体	環境課	0883-79-5340

(※1) 該当施設が近隣に無く、施設数も少ない。県住宅課と連絡。

6 徳島県被災者支援推進ネットワーク会議

(1) 設置要綱

徳島県被災者支援推進ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 被災しても、誰一人取り残さない早期の生活再建を実現するため、県、市町村及び地域の被災者支援を担う関係団体が平時から連携し、被災者の生活の安定や住まいの再建等に向けた様々な支援制度を活用して、被災者支援に取り組むことができるよう、個々の被災者の課題に対応する官民連携の支援体制を構築することを目的として、徳島県被災者支援推進ネットワーク会議（以下「推進ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進ネットワーク会議は、目的を達成するため次の事務を行う。

- (1) 大規模災害時等における被災者支援体制の構築に関すること。
- (2) 大規模災害等に備えた被災者支援に係る人材養成に関すること。
- (3) その他推進ネットワーク会議が必要と認めること。

(構成)

第3条 推進ネットワーク会議は、委員49名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験者、関係団体の職員のうちから知事が委嘱する者
- 二 別表に掲げる行政機関の職員
- 三 その他知事が必要と認めて委嘱する者

3 推進ネットワーク会議に会長を置き、会長は委員の互選により選任する。

4 会長は、推進ネットワーク会議の会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、会長が予め指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進ネットワーク会議は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進ネットワーク会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が推進ネットワーク会議の委員から選出する。

(事務局)

第7条 推進ネットワークに関する事務は、とくしまゼロ作戦課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定める事項のほか、推進ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

2 令和5年3月1日に委嘱する委員の任期については、令和6年3月31日までとする。

(別表)

団体名	役職
徳島市	危機管理課長
鳴門市	危機管理課長
小松島市	危機管理・感染症対策推進課長
阿南市	危機管理課長
吉野川市	防災対策課長
阿波市	危機管理課長
美馬市	危機管理課長
三好市	危機管理課長
勝浦町	総務防災課長
上勝町	総務課長
佐那河内村	総務課長
石井町	危機管理課長
神山町	総務課長
那賀町	防災課長
牟岐町	総務課長
美波町	消防防災課長
海陽町	危機管理課長
松茂町	危機管理課長
北島町	危機情報管理課長
藍住町	総務企画課長
板野町	総務課長
上板町	企画防災課長
つるぎ町	管理防災課長
東みよし町	危機管理課長

(2) 部会設置要綱

災害ケースマネジメント部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 徳島県被災者支援推進ネットワーク会議設置要綱第6条に基づき、徳島県被災者支援推進ネットワーク会議に災害ケースマネジメント部会（以下「部会」という。）を設置する。

（協議内容）

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 徳島県災害ケースマネジメント手引書の改定に関すること。
- (2) その他部会が必要と認めること。

（部会長及び副会長）

第3条 部会に部会長を置き、部会長は委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、部会の協議結果を会長に報告するものとする。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長が予め指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

（関係者の出席）

第5条 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（その他）

第6条 この要綱に定める事項のほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

7 徳島県災害ケースマネジメント推進協議会

(1) 構成員

区分	委員氏名	所属等
学識経験者	上月 康則	徳島大学教授 環境防災研究センター長
地域福祉	伊原 俊子	徳島県社会福祉協議会 事務局長
住居	釣井 哲	(一社)徳島県建築士事務所協会 事務局長
	岡田 和臣	(公社)徳島県宅地建物取引業協会 事務局長
雇用	以西 和恵	徳島労働局 職業安定部職業安定課長
相談支援	堀井 秀知	徳島弁護士会 災害対策委員会委員長 徳島県土業ネットワーク推進協議会
	井若 和久	(一社)さいわい 代表理事 徳島大学人と地域共創センター 学術研究員
市町村	児島 正実	徳島県市長会 事務局長
	木下 慎次	徳島県町村会 常務理事
アドバイザー	菅野 拓	大阪公立大学 大学院 文学研究科 人間行動学専攻 地理学専修 准教授

(2) 活動内容

○協議会開催

令和4年6月に「徳島県災害ケースマネジメント推進協議会」を設置。6月、11月、2月、3月の4回開催し、「県版災害ケースマネジメント手引書」の作成に向け、検討すべき事項などについて議論した。

○県総合防災訓練

9月に、西部圏域で実施した県総合防災訓練では、協議会の委員である社会福祉協議会や土業、NPO団体等の方々や美馬市と連携し、被災者から個々の被災状況やニーズを聞き取り、様々な課題を解決する支援制度等を提示する「災害ケースマ

ネジメントを取り入れた訓練」を実施した。

○先進事例視察

10月、11月に、県や構成団体の若手職員で構成する「タスクフォース」のメンバーや協議会委員で、先進事例である倉敷市、鳥取県、宮城県を視察し、「人材育成」や「官民連携」、「在宅被災者の支援」、「復興まちづくり」などの取組みについて、お話を伺った。

○セミナー及び研修の実施

12月に、市町村職員をはじめ、自主防災組織や一般県民を対象に、協議会のアドバイザーである菅野先生を講師に迎え、「災害ケースマネジメント」についてのセミナーを開催するとともに、大規模災害があったときの生活再建を学ぶ「ワークショップ」を実施した。

○県災害図上訓練

1月に実施した県災害図上訓練では、「県災害対策本部」に、「被災者支援班」を設置し、協議会の委員である社会福祉協議会やNPO団体等と連携し、市町村・民間団体からの情報収集や県内外からのボランティア団体の受け入れ体制の確認など、官民連携の「被災者支援班」の役割を検証した。